

令和7年度林野庁委託事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」実施支援事業のうち
専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供

専門委員会の設置・運営報告書

令和8年3月
林野庁

目 次

1 事業概要

- (1) 事業の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 事業の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 専門委員会の設置・運営

- (1) 委員の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - ア 専門委員会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - イ 委員会の活動及び委員からの主な意見・・・・・・ 3

3 改正クリーンウッド法施行状況の把握と分析

- (1) 調査及び結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ア 中央団体へのアンケート調査・・・・・・・・・・ 8
 - イ 都道府県木材組合連合会へのアンケート調査・・・・ 8
 - ウ 都道府県森林組合連合会へのアンケート調査・・・・ 10
 - エ CW 法に基づく第2種登録木材関連事業者へのアンケート調査・・・・ 10
 - オ 林野庁 GL 認定事業者へのアンケート調査・・・・ 12
- (2) 委員からの指摘概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (3) 指摘に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

巻末資料

- (1) 第1回委員会（配付資料、議事概要）
- (2) 第2回委員会（配付資料、議事概要）
- (3) 第3回委員会（配付資料、議事概要）

1 事業概要

(1) 事業の背景と目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下「クリーンウッド法」という。)の改正法が令和7年4月1日に施行された。この改正により、第1種木材関連事業者に対する合法性の確認や素材生産販売事業者による情報提供等が義務付けられた。法律の円滑な運用に向けては、事業者が新たな義務に対し過度な負担なく効率的かつ確実に合法性の確認を行えるよう、具体的な国別・地域別の違法伐採関連情報を木材関連事業者へ周知する必要がある。また、施行直後の現場の実態や課題を迅速に把握し、制度への理解と普及啓発をより一層促進していくことが急務となっている。

本事業は、施行された改正クリーンウッド法の実効性を確保し、合法伐採木材等の流通を推進することを目的とする。事業実施に当たっては、有識者等からなる専門委員会を設置・運営し、多角的な知見に基づいた助言を得るものとする。具体的には、輸入事業者のニーズが高い生産国における違法伐採関連情報の調査、事業者向けアンケートを通じた施行状況の把握・分析、および海外サプライヤー向け外国語資料の作成等、各実施内容について検討・審議を行う。

これら専門的かつ現場の視点を踏まえた助言を事業に反映させることで、木材関連事業者への周知や普及啓発活動の効果を最大限に高め、同制度の着実な定着を目指す。

(2) 事業の実施体制

本事業は、専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供共同事業体((一社)全国木材組合連合会(代表者))が林野庁から受託し実施した。事業の実施に当たっては、専門委員会で検討すべき内容、その進め方等を林野庁と受託者が協議の上、実施した。

(3) 実施内容

専門委員会の設置・運営にあたって、委員を選定の上、委員会を期間中3回開催し、主に以下の項目について検討し助言を得た。

- ① 木材生産国における情報調査
- ② 海外サプライヤー向けの外国語説明資料の作成
- ③ 改正クリーンウッド法施行状況の把握と分析
- ④ クリーンウッドシステムとロゴマークの運用について

2 専門委員会の設置・運営(委員会の配付資料及び議事録は、巻末資料を参照)

(1) 委員の選定

専門委員会を構成する委員は、令和5年度事業「クリーンウッド」実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営で設置された調査委員会等の構成メンバーを中心に、林業・木材産業の実情や木材等のサプライチェーン、クリーンウッド法に基づく合法性確認に精通している学識経験者、木材関連業界団体及びNGOからなる下記の8名を選定した。委員の選定に当たっては、林野庁と受託者が協議を行った上で委員を決定した。

＜委員の名前と肩書＞(50音順、敬称略)

池田 直弥	(一社) 日本林業経営者協会 専務理事
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
岡本 卓士	日本木材輸入協会 専務理事
相馬 真紀子	(公社) 自然保護基金(WWF) ジャパン 森林グループ長
立花 敏	京都大学大学院農学研究科 教授
原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事(木材流通専門家)
山ノ下麻木乃	(公社) 地球環境戦略研究機関(IGES) ジョイント・プログラムディレクター

(2) 活動内容

委員会は計3回、以下の開催日時と議題で開催した。

ア 専門委員会の開催状況

【第1回専門委員会】

1. 開催日時：2025(令和7)年7月16日(水) 13:30～15:30
2. 開催場所：TKP 東京駅カンファレンスセンター 11D
3. 参 加 者：池田委員、岩永委員、岡本委員、相馬委員、立花委員、原田委員、森田委員、山ノ下委員
4. 議 題：①木材生産国における情報調査について
②外国語資料について
③林野庁からの情報提供について
④その他

【第2回専門委員会】

1. 開催日時：2025(令和7)年10月27日(月) 10:00～12:00
2. 開催場所：TKP 東京駅カンファレンスセンター 11D
3. 参 加 者：岩永委員、岡本委員、相馬委員、立花委員、原田委員、森田委員、山ノ下委員
4. 議 題：① 改正クリーンウッド法施行後の木材輸入事業の取組状況について
(伊藤忠建材(株)からの事例報告)
② 施行状況に係るアンケート調査について
③ 施行状況の把握のための調査計画について
④ その他

【第3回専門委員会】

1. 開催日時：2026(令和8)年2月18日(水) 15:00～17:00
2. 開催場所：TKP 東京駅カンファレンスセンター 11D
3. 参 加 者：池田委員、岩永委員、岡本委員、相馬委員、立花委員、原田委員、森田

委員、山ノ下委員

4. 議 題：① 木材生産国における情報調査の結果概要について
② 施行状況に係るアンケート調査について(追加調査)
③ 補助事業による改正クリーンウッド法の普及・啓発の実施状況について
④ その他

イ 委員会の活動及び委員からの主な意見

計3回の委員会において、以下それぞれの項目について助言を得た(具体の議論内容は巻末資料を参考)。

- (ア) 木材生産国における情報調査(第1回、第3回)(調査結果詳細は「令和7年度木材生産国における情報調査報告書」参照)

輸入事業者から合法性証明書の入手について問い合わせが多い米国及びカナダ等を対象に、改正法で義務化された「原材料情報(証明書等)」の収集・整理に向けたモデルケースとして調査を行う方針や、その最終的な調査結果について助言を得た。米国はオレゴン州、ワシントン州及びミシシッピ州を調査対象とした。このうちオレゴン州とワシントン州においては現地調査を実施した。カナダにおいては、ブリティッシュコロンビア州及びアルバータ州を調査対象とし、うち過年度に調査実績のないアルバータ州は現地調査を実施した。本調査は、両国の行政機関や民間企業計25機関等を対象に、ヒアリングや現地調査を通じて実施された。委員からの主な意見は以下のとおり。

【主な意見】

＜本年度の調査国・調査内容について＞

- ・米国において連邦レベルでの伐採制度がない中で、証明書が入手しづらいといった事業者からの問い合わせが施行前に多数あったことを踏まえ、本調査で原材料情報を整理する意義は大きい(林野庁)。
- ・米国やカナダは先進国かつ低リスクな国であり、これらをモデルとすることで、リスクが高く証明書が入手しづらい途上国からの輸入時に現場の困惑を招かないよう留意して公表すべき(山ノ下委員)。
- ・カナダは年間許容伐採量(AAC)が決まっており、保続的な森林経営がなされている状況等を前提として調査を設計しておく必要がある(立花座長)。
- ・カナダ(特にBC州)の木質ペレット輸入に関して、合法的に天然林から産出したものに対するNGO等の議論も踏まえ、一歩進んだサステナビリティの観点からの調査が必要(相馬委員)。

＜調査結果について＞

- ・米国オレゴン州のFERN(S(Forest Activity Electronic Reporting and Notification System)やワシントン州のFPARS(Forest Practices Application Review System)という私有林の施業申請システムを利用し、システム上の施業ID照会機能を通じて、日本の第1種木材関連事業者が輸出事業者から合法

性を確認できるかがポイントになる。また、インボイスに森林認証の主張が記載されているケースも確認できた(立花座長、山ノ下委員、事務局)。

- ・例えば、森林認証が取得されているのであれば、インボイスに森林認証の主張を付すケースを確認している。森林認証がない場合は、オレゴン州、ワシントン州では、施業申請の ID 番号から事業者が検索できるので、施業申請書を入手できる可能性が高いものと思われる。(事務局)
- ・日本の伐採造林届からシステム化してはどうかといろいろな委員会でお話しているが、なかなか難しいようだ。両州の制度をもう少し研究してみる必要があると感じた。(立花座長)

(イ) 海外サプライヤー向けの外国語説明資料の作成(第1回)(調査結果詳細は「令和7年度外国語説明資料報告書」参照)

海外の輸出事業者から原材料情報(証明書)等を入手するために日本の事業者が活用するツールとして、問い合わせが多く言語的ハードルが高い中国語、ベトナム語、インドネシア語等を対象とした海外サプライヤー向けの説明資料案について、制度の趣旨が正しく伝わり、実務で有効に機能するよう助言を得た。委員からの主な意見は以下のとおり。

【主な意見】

＜資料の内容とアプローチについて＞

- ・単に「証明書の提出をお願いします」と求めるだけでは、クリーンウッド法制定以前の状況に戻りかねない。日本の法制度の趣旨を簡潔に伝え、相手方にとってもスムーズな取引に繋がるといったメリットが明確に伝わる内容にすべきである(池田委員、岩永委員、森田委員)。
- ・細々とした条文の説明や、各国の証明書を網羅的に例示することは不可能であるため、シンプルでコアなメッセージを伝える工夫が必要である(森田委員、山ノ下委員)。
- ・証明書がないと輸出できないとなると、偽装が生じる懸念もある。林野庁として相手国政府へ事前に確認を行うことや、オーストラリアの事例のように二国間で合意した証明方法を提示するような政府間交渉も視野に入れるべきである(山ノ下委員)。
- ・既に一部の輸入商社が独自に契約書へ「合法木材しか扱わない」旨を明記し、WWFのチェックリスト等を活用してサプライヤーへの説明等により個別に対応を済ませている実態がある。商社が個別にバラバラに対応する負担を減らすためにも、木材輸入協会等を通じて民間企業が現場で真に必要な資料のニーズをヒアリングした上で、内容を再検討すべきである。また、内容の適切さを確認するため英文でも提示すべきである(岡本委員、立花座長)。

(ウ) 改正クリーンウッド法施行状況の把握と分析(第2回、第3回)(調査結果詳細は「3改正クリーンウッド法施行状況の把握と分析」参照)

改正クリーンウッド法の施行直後の現場の実態や課題を的確に把握するため、第1種木材関連事業者である伊藤忠建材(株)からの海外サプライヤーに対するサステナビリティ調査等の先行事例報告や、全国木材組合連合会が実施した木材関連事業者等に対するアンケート調査の計画策定及び結果分析について助言を得た。委員からの主な意見は以下のとおり。

【主な意見】

＜施行状況の実態について(事例報告)＞

- ・第1種事業者として海外サプライヤー約20社を抽出し、労働環境や合法性書類のチェックなどサステナビリティ調査を実施している先行事例が共有された。一方で、流通の川下にあたる大手ハウスメーカーやゼネコン等から過度に厳格な合法性やトレーサビリティ(合法木材100%等)を求められるケースがあり、第1種と第2種の義務内容の違いを丁寧に説明して理解を得ている実態がある。零細な流通事業者の過度な負担とならないよう、川下事業者への的確な理解促進と情報発信が必要である(林野庁、伊藤忠建材)。
- ・デュー・デリジェンスの結果、合法か非合法かの二択にきれいに分かれな「グレー」な木材についての対応や判断が今後の課題となる。制度上、同じ原材料情報でも判断が分かれる可能性があり、各企業の調達方針等を踏まえた選択が求められる(伊藤忠建材、林野庁)。

＜アンケート調査結果について＞

アンケート調査から浮き彫りとなった現場の課題等に対し、各委員から多角的な分析と今後の制度運用に向けた提言がなされた。

① 「メリット・インセンティブ」の要求と「義務」としての周知への転換

- ・アンケートの自由記述において、合法性確認木材の普及や登録事業者の拡大に向け、「公共調達での優遇」や「施主向けの金利優遇・税減免」といったメリット・インセンティブを求める声が多く寄せられた。
- ・これに対し委員からは、「『インセンティブがないからやらない(正直者が馬鹿を見る)』という意見や、『非合法だった場合にどうすればいいか(そのまま使っていいか)』といった質問が出ていること自体、法の趣旨が誤解されている懸念がある」との危機感が示された。本来は法律に基づく義務(又は努力義務)であるため、「インセンティブがないからやらない」という現場の誤解を防ぐ必要がある(山ノ下委員、相馬委員)。
- ・今後の方向性として、林野庁からも「これまでの『ご協力お願いします』というトーンから一段階引き上げ、義務や価値観の転換として、もう少しギアを上げて強く周知していく必要がある」との認識が示された(林野庁)。

② 林野庁ガイドライン(GL)制度との関係整理と需要動向の分析

- ・アンケート結果において、県森連等の約9割が需要者からの要望を「ない・ほとんどない」と回答した背景について議論が交わされた。委員からは、「県森連等が扱う林野庁GL認定材(県産材認証等)が既に信頼されており、従来から情報伝達を行っているため、改めてCW法に基づく確認が求められていない(言

われない」という側面があるのではないか」との分析がなされた(岩永委員、原田委員、事務局)。

- ・また、現場の意見として「CW 法と林野庁 GL の制度統一化を図ってほしい」「違いがわからない」など、両制度が混同されている実態が確認された。これを解消するため、両者を整合的に取り扱う方法(GL の認定番号と CW 法の情報を連動させた納品書での伝達等) のさらなる周知が必要であることが確認された。併せて、公共調達等で合法性確認木材がしっかりと要求されるようになれば、川下からのニーズが高まりさらなる普及が進むとの見解が示された(岩永委員、森田委員、事務局)。

③ 分別管理の実態と登録事業者制度の今後の位置づけ

- ・アンケートにおいて、合法性確認木材とそうでない木材の「分別管理」を厳格に行っている事業者の割合が 9%にとどまっている点について指摘があった。これに対し林野庁から、CW 法では事業者の負担軽減のため物理的な分別管理までは義務付けておらず、「混ざった場合は混ざった木材として扱う」仕組みとなっているため、厳格に分けている事業者が 9%であることは制度設計上想定される範囲である旨が説明された(森田委員、林野庁)。
- ・また、登録木材関連事業者数が伸び悩んでいる点については、法改正により第 1 種事業者の取組が義務化されたことに伴い、登録事業者数を増やすこと自体は現在の KPI から外れたものの、引き続き「しっかり取り組む事業者」としての価値やメリットが市場に伝わるよう普及に努めていく方針が確認された(森田委員、林野庁)。

(エ) クリーンウッドシステムとロゴマークの運用について(第 1 回)

林野庁から運用が開始された「クリーンウッドシステム」の初期登録状況や詳細な機能、登録事業者であることを示す「ロゴマーク」の使用規定に関する方針について助言を得た。委員からの主な意見は以下のとおり。

【主な意見】

＜クリーンウッドシステムの運用について＞

- ・林野庁から、「クリーンウッドシステム」について 6 月末時点で一定程度の素材生産販売事業者、木材関連事業者が登録しているとの報告があった。同システムは自動で合法性を判定するものではなく手動入力の基本だが、証明書がない場合でも備考欄等に DD の判断根拠を記載できる機能や、複数の原材料情報をまとめて伝達する機能を備えている。委員からは、小規模事業者への普及に向けて、システムの利便性を PR し、業界団体を通じてうまく普及していくべきとの意見があった(林野庁、池田委員、山ノ下委員)。

＜ロゴマークの運用について＞

- ・登録事業者であることを示す「ロゴマーク」については、未登録業者が流通に関与する可能性を考慮し、木材や製品への直接掲載は不可として名刺や HP 等の利用に限定し、使用規定やガイドラインをクリーンウッド・ナビに掲載して

周知する方針が示された(林野庁、岩永委員)

3 改正クリーンウッド法施行状況の把握と分析

(1) 調査及び結果概要(第1回調査(第2回専門委員会(資料2参照))・第2回調査(第3回専門委員会(資料2参照)))

ア 中央団体へのアンケート調査

(ア) 調査概要

- ・改正 CW 法で義務対象となった素材生産販売事業者、第1種木材関連事業者が比較的多く加入している全国素材生産業協同組合連合会、全国木材組合連合会(以下、全木連)、全国森林組合連合会(以下、全森連)の3団体に対し、改正 CW 法の施行後8か月経過した時点の現状について記述式でアンケート調査を実施(調査時点は2025年12月上旬)。
- ・アンケートの項目は、「クリーンウッド法に基づく合法性確認を始めているか」「業種別に制度への対応で違いがあるか」「クリーンウッドシステムの普及状況」「需要者側からの要望や注文の状況」「制度に関する問合せ状況」「その他要望」等について記述する方式。

(イ) 結果概要

- ・CW法に基づく合法性確認木材はおおむね混乱なく流通しており、原材料情報の提供についても求めに応じて提供されている。
- ・合法性確認木材の流通量については、全森連では取扱量のほぼ全量と考えている一方、地域によって差があるとの意見もあるなど、確認が必要。
- ・原木市場など第1種木材関連事業者や林野庁 GL 認定事業者では制度への理解が進んでいる一方、小規模な素材生産事業者などでは理解が不十分なケースがある。
- ・CWシステムについての登録・導入状況については大手事業体など一部を除いてあまり進んでいないとしており、他のシステムとの互換性の構築や利便性を高めるためにはさらなる周知が必要。
- ・一部の商社や公共工事等において合法性確認木材の要望はあるものの、一般的には消費者を含む需要者からのニーズはほとんどなく、さらなる普及啓発が必要。
- ・CW法と林野庁 GL との制度の違い、両者の情報伝達を行うことの意義等については、ある程度理解は進みつつあるものの、今後さらに研修等を通じて理解を促していくことが必要。

イ 都道府県木材組合連合(以下、県木連等)へのアンケート調査

(ア) 調査概要

- ・全木連から各都道府県の会員(県木連等)に対し、改正クリーンウッド法の施行後約半年経過した時点の現状についてアンケート調査を実施(調査時点は9月12日・回答数は47)。
- ・調査項目は中央団体と同様。

(イ) 結果概要

(制度の理解、運用)

- ・ 県木連等は厳しい人員事情の中で各種事業に取り組んでおり、不明との回答も多いものの、大きな混乱なく推移していると認識しており、順調との認識も3割。
- ・ 第1種木材関連事業者や合法木材の認定事業者では、ある程度理解が進んでいると認識しているが、小規模な素材生産業者の理解不足を懸念する声も複数。
- ・ 川下側からの要望や注文に関しては、一部で要求がみられるが、「ない・ほとんどない」との回答が多いほか、「不明」との回答も多く、第2種木材関連事業者に対する別途の状況把握が必要。

(登録事業者への期待、林野庁 GL 認定制度の活用)

- ・ 改正クリーンウッド法に基づく情報伝達は「努力義務」であることから、同法に基づく木材関連事業者を登録する制度の進展により、「体制の整備」や「合法性確認木材等の数量を増加させるための措置」等に取り組む登録木材関連事業者の事業活動に期待(令和7年9月30日現在全国795社)。
- ・ また、全国12,000社のネットワークからなる林野庁ガイドライン(合法木材)に基づく団体認定制度をクリーンウッド法の遵守・普及に役立てることも効果的な対策。
- ・ 今後、研修等を積極的に計画しており周知・普及も進んでいく見込み。

(制度の周知、問合せ状況)

- ・ 改正クリーンウッド法の施行後、約6か月経過したものの、今年度の研修等は年度の後半に行っていることから、各都道府県木連等の認識としては、まず改正法により新たに「義務」となった第1種木材関連事業者に関する事項など制度の基本的事項に関することの周知が課題と認識。
- ・ また、一步進んで「丁寧な個別対応」や「行政による普及啓発」を求める声、その他「努力義務の意味」という基本的な問合せがある一方で、対象外の木材もクリーンウッド法で取り扱う方法の問合せや、消費者へのPRの必要性の認識など、取組状況や認識等に濃淡がみられる状況。

(県木連等の取組)

- ・ 県木連等としては、業界として林野庁ガイドラインに基づく団体認定制度の運用には責任をもって対応する思いはあるが、クリーンウッド法については行政の関与を望んでいる状況もみられる。
- ・ 改正法により合法性確認が第1種木材関連事業者のみの義務になり、改正前のクリーンウッド法では、第2種木材関連事業者であっても、林野庁ガイドラインに基づく合法木材の認定制度を活用して「合法性確認」ができたことから、両制度の関連が理解されにくい状況が生じている(→両制度の「相互運用」として今年度の研修資料で紹介)。

ウ 都道府県森林組合連合会(以下、県森連等) へのアンケート調査

(ア) 調査概要

- ・全森連から森県森連等に対し、改正クリーンウッド法の施行後8箇月経過した時点の現状についてアンケート調査を実施(調査時点は12月上旬・回答数は16)。
- ・アンケートの項目は、中央団体及び都道府県木連と同様。

(イ) 結果概要

- ・県森連等はその事業活動を通じて、林業・木材産業の上流側で大きな役割を果たしており、回答のあった連合会では合法伐採木材の流通が「ほぼ100%」「9割程度以上」となっており、合法性確認木材の流通が着実に行われていると認識。
- ・一方で、需要者からの要望や注文は「ない・ほとんどない」が約9割を占めるが、県森連等は第一種事業者の立場が多いため、合法性確認木材か否かの情報伝達はなされているものと認識。その上で、今回の「ない、ほとんどない」という回答がどのような背景でなされたかは今後の検討の余地あり。
- ・こうした中、「今後の改正法の普及のために何が必要か」の問に対しては、各都道府県木連等からの回答と比較して、多様な認識が示されており、「負担に見合うメリット・対価が必要」や「合法木材ガイドラインとの統合」等が見られる。

エ CW法に基づく第2種登録木材関連事業者へのアンケート調査

(ア) 調査概要

- ・改正クリーンウッド法の施行後9か月経過した時点の施行状況等についてアンケート調査を実施(調査時点は令和8年1月5日、有効回答数207)
- ・アンケートの項目は、原材料情報の収集状況、合法性確認木材の入出荷状況、改正CW法施行後における情報伝達状況等の変化、合法性確認木材等を増やすための取組など

(イ) 結果概要

(入出荷時の合法性確認木材)

- ・2種事業者向けのアンケートであるため、1種事業者→2種事業者、2種事業者→2種事業者どちらの取引形態も含まれているが、入荷時における合法性確認木材が10割を占める事業者は、国産材で67%、輸入材で56%。
- ・合法性確認木材のみを出荷している事業者の割合は、国産材で71%、輸入材で60%。

(入荷時の情報伝達、リクエスト)

- ・改正CW法施行後において、「入荷時の情報伝達の状況は変わらない」とする事業者が半数以上を占めるものの、「情報が届くようになった」とする事業者が国産材で25%、輸入材で21%に上り、情報伝達状況の改善が認められる。
- ・入荷時に合法性確認木材の伝達がなかった場合リクエストを行ったか否かについては、国産材、輸入材共に「これまで情報伝達がなされており必要がなかった」が6割を占めている。一方、「リクエストを行った」が国産材で26%、輸入材で19%と、川下からの

情報の要求が一定程度行われていることが認められる。

(出荷時の情報伝達、販売先からの求め)

- ・ 出荷時における改正クリーンウッド法に基づく情報伝達状況の変化については、国産材、輸入材共に「改正前と変わらない」が約6割を占めている。
- ・ 一方、「情報を伝達するようになった」が国産材で29%、輸入材で26%となっており、入荷時と同様に情報伝達状況の向上が認められる。
- ・ 出荷時に販売先から合法性確認木材であるか否かの情報が求められるようになったかについては、国産材、輸入材共に「これまで情報伝達を行っており求められることはない」が約6割を占めている。一方、「求められるようになった」が国産材で19%、輸入材で17%と合法性確認木材の情報提供要求の高まりが認められ、入荷時のリクエストとも同様の傾向がある。

(合法性確認木材を増やすための取組)

- ・ 合法性確認木材の数量を増やすための自社での取組については、「合法性確認木材を取り扱っている事業者から調達するようにしている」が最も多く、次に「登録木材関連事業者と取引を行うこととしている」となっている。
- ・ 合法性確認木材等の流通量を増やすために有効と考えられる取組については、「木材関連事業者のCW法への理解を高める」が最も多く、次に「需要者の合法性確認木材のニーズを高める」、「素材生産販売事業者のCW法への理解を高める」ことが重要との回答が続く。

(登録木材関連事業者の維持・拡大対策等)

- ・ 登録木材関連事業者の維持・拡大のための課題や対策を尋ねたところ主な意見としてメリット・インセンティブの強化(16事業体)、事務の簡素化・負担の軽減(同14)、普及・啓発活動、勉強会の開催(同8)との回答がみられた。
- ・ その他意見を自由記載で求めたところ、制度の簡素化・改訂が必要(7事業体)、周知、相談体制の充実(同3)との回答が多くみられた。

オ 林野庁 GL 認定事業者(県木連等主催の研修受講者) へのアンケート調査
(調査概要)

- ・調査時期及び調査項目等については第2種登録木材関連事業者と同様(有効回答数 217)

(結果概要)

① 第1種木材関連事業者からの回答

(原材料情報の収集、合法性の確認)

- ・原材料情報が100%収集できた事業者は、樹種：国産丸太 95%、輸入材 74%、伐採地域：国産丸太 96%、輸入材 71%、証明書：国産丸太 83%、輸入材 62%で、3種類とも国産丸太が輸入材の割合より高く、3種類のうち樹種、伐採地域に比べて証明書が国産材、輸入材とも収集率が少し低い。
- ・原材料情報が収集できなかった場合の理由として、庭木など伐造届の発行対象森林外からの伐採木やダム工事等からの支障木、中国・アフリカからの輸入材などが挙げられている。
- ・原材料情報収集の結果、100%が合法性確認木材と確認した事業者は、国産丸太で 95% 輸入材で 70%と国産丸太の方が輸入材より高い。

② 第2種木材関連事業者からの回答

(入荷時の合法性確認木材)

- ・国産材では、入荷時の合法性確認木材が10割の事業者は 73%、9割が 8%、8割が 3%、1～7割が 16%。一方、輸入材については、10割が 59%、9割が 13%、8割が 5%、1～7割が 23%。

(出荷時の情報伝達、販売先からの求め)

- ・出荷時における情報伝達状況の変化については、「改正前と変わらない」が 62%を占めている一方、「情報を伝達するようになった」が 30%となっており、情報伝達状況の向上が認められる。
- ・出荷時に販売先から合法性確認木材であるか否かの情報が求められるようになったかについては、「変わらない」が 67%を占めている一方、「情報を求められるようになった」が 17%と情報提供の求めが多くなっている傾向が認められる。

② 第1種、第2種木材関連事業者共通

(合法性確認木材を増やすための取組)

- ・合法性確認木材の数量を増やすための自社での取組については、「合法性確認木材を取り扱っている事業者から調達するようにしている」が最も多く、次に「登録木材関連事業者と取引を行うこととしている」、「川上事業者から合法性確認結果が情報伝達されなかったので、リクエストを行った」と続く。

(CW法の研修、合法性確認木材の普及)

- ・CW法の研修を通じて理解を深めたい点を尋ねたところ、主な意見としてCW法の背景、意義、注意点等を実務レベルで教えてほしい、エンドユーザーにわかりやすく説明する方法を知りたい、CW法と林野庁ガイドラインの整合について知りたいなどの回答があった。
- ・合法性確認木材の普及のために必要と考えることについて記述式(自由記載)で求めたところ、制度の簡素化、改訂(10事業体)普及啓発、支援の必要性(6事業体)負担の軽減(3事業体)との回答が多かった。

(2) 委員からの指摘概要(第3回専門委員会(資料2参照))

ア 資料7ページ関連

(原田委員) 「改正前と変わらない」という回答は、要求が来ていないから伝達していないとも読み取れる。「変わらない」の解釈は二通りあるということだと思うので、根拠等を示していただきたい。

(岩永委員) その点に関しては、入荷時、出荷時の合法性確認木材の割合とのクロスチェックをされてはいかがかと思う。

イ 資料9ページ関連

(森田委員) (複数回答の円グラフについて) 回答ごとに事業者のシェア(回答者数)を示していただきたい。

ウ 資料12ページ関連

(森田委員) 国産材の丸太と輸入材の木材製品では合法性確認の難しさが異なるので、そういった前提がわかるようにしていただきたい。

(3) 指摘に対する対応

ア 資料7ページ関連

専門委員会での指摘を踏まえ、追加分析として資料2 P7のグラフにある「情報伝達状況の変化」「情報伝達の求めの変化」に関する回答と、それを回答した事業者の「業種」「取扱品目」、「出荷時の合法性確認木材の取扱割合」、「情報伝達の変化及び要求」との追加集計を以下3つの項目において実施した。

- ・「業種」及び「情報伝達状況」のクロス集計
- ・「業種」及び「情報伝達の要求(求め)」のクロス集計
- ・「品目別(国産木材製品及び輸入材)」との「施行後の合法性確認木材の情報伝達及び要求の変化」のバブルチャート集計

再掲①：CW 法施行後の情報伝達状況の変化のグラフ

改正cw法施行による情報伝達状況の変化
(事業者比率：%)

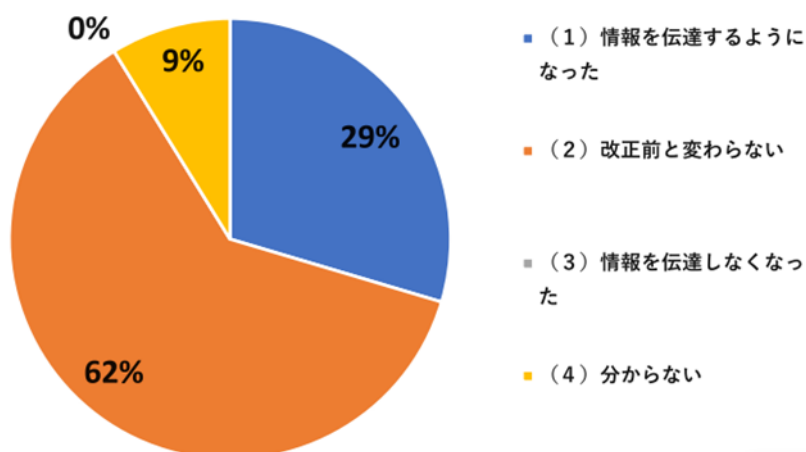


表 1 「業種」及び「情報伝達状況」のクロス集計(件数表示)

CW法上の種別についてお伺いします 第2種木材関連事業者				
個数 / 【2】改正CW法施行後に、合列ラベル				
行ラベル	(1) 改正前より情報を伝達するようになった	(2) 改正前と変わらない	(4) 分からない	総計
その他		3		3
チップ製造	2	1	1	4
建築事業者		1		1
素材生産 (※) :チップ製造		1		1
発電事業者			1	1
木材加工	3	9	1	13
木材加工:建築事業者		1		1
木材輸入:木材流通:木材加工	1	1		2
木材流通	4	12		16
木材流通:その他		1		1
木材流通:建築事業者			1	1
木材流通:木材加工	1	7	1	9
木材流通:木材加工:建築事業者		2		2
総計	11	39	5	55

⇒2 種事業者と回答のあった事業者のうち、情報伝達状況の変化について有効回答あった 55 件の集計。傾向として、改正前より情報を伝達するようになったという回答は、木材流通(4 件)、木材加工(3 件)、チップ製造(2 件)と続く。また、改正前と変わらないという回答は、木材流通(12 件)、木材加工(9 件)、木材流通及び木材加工(7 件)と続く。

表2「業種」及び「情報伝達状況」のクロス集計(行%表示)

CW法上の種別についてお伺いします。 第2種木材関連事業者				
個数 / 【2】改正CW法施行後に、合法 列ラベル				
行ラベル	(1) 改正前より情報を伝達するようになった	(2) 改正前と変わらない	(4) 分からない	総計
その他	0%	100%	0%	100%
チップ製造	50%	25%	25%	100%
建築事業者	0%	100%	0%	100%
素材生産(※):チップ製造	0%	100%	0%	100%
発電事業者	0%	0%	100%	100%
木材加工	23%	69%	8%	100%
木材加工:建築事業者	0%	100%	0%	100%
木材輸入:木材流通:木材加工	50%	50%	0%	100%
木材流通	25%	75%	0%	100%
木材流通:その他	0%	100%	0%	100%
木材流通:建築事業者	0%	0%	100%	100%
木材流通:木材加工	11%	78%	11%	100%
木材流通:木材加工:建築事業者	0%	100%	0%	100%
総計	20%	71%	9%	100%

⇒業種ごとの回答の傾向を見ると、建築事業者(1件)、素材生産及びチップ製造(1件)、木材加工及び建築事業者(1件)などは改正前と変わらないという回答が100%を占めた。一方、発電事業者(1件)や木材流通及び建築事業者(1件)を見ると、分からないという回答が100%を占めており、今後詳細な分析を行う価値があるかと思われる。また、チップ製造に関しては、複数回答を許容している結果、ほかの業種との兼業(例:素材生産兼チップ製造)との回答が比較的多く見られることから、今後、このような兼業形態の業種について、詳細な推移を見ていくことは有益かと思われる。

再掲②: CW法施行後の情報伝達の求めの変化のグラフ

改正CW法施行後の合法性確認木材の情報伝達の求め
(事業者比率: %)

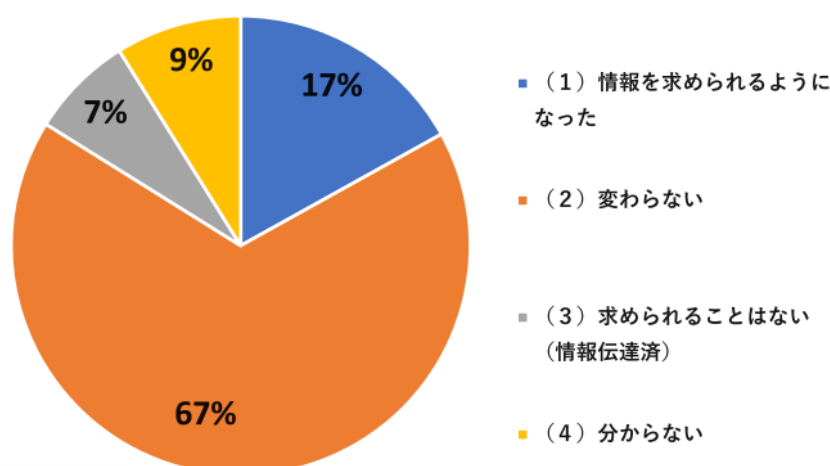


表3「業種」及び「情報伝達の求め」のクロス集計結果(件数表示)

CW法上の種別についてお伺いします 第2種木材関連事業者					
個数 / 【3】改正CW法施行後に、列ラベル					
行ラベル	(1) 改正前より情報を求められるようになった	(2) 変わらない	(3) 全て情報伝達しているため求められることがない	(4) 分からない	総計
その他		2	1		3
チップ製造	1	1	1	1	4
建築事業者	1				1
素材生産(※):チップ製造		1			1
発電事業者				1	1
木材加工	1	9		3	13
木材輸入:木材流通:木材加工		2			2
木材流通	1	15			16
木材流通:その他		1			1
木材流通:建築事業者				1	1
木材流通:木材加工		9			9
木材流通:木材加工:建築事業者		2			2
総計	4	42	2	6	54

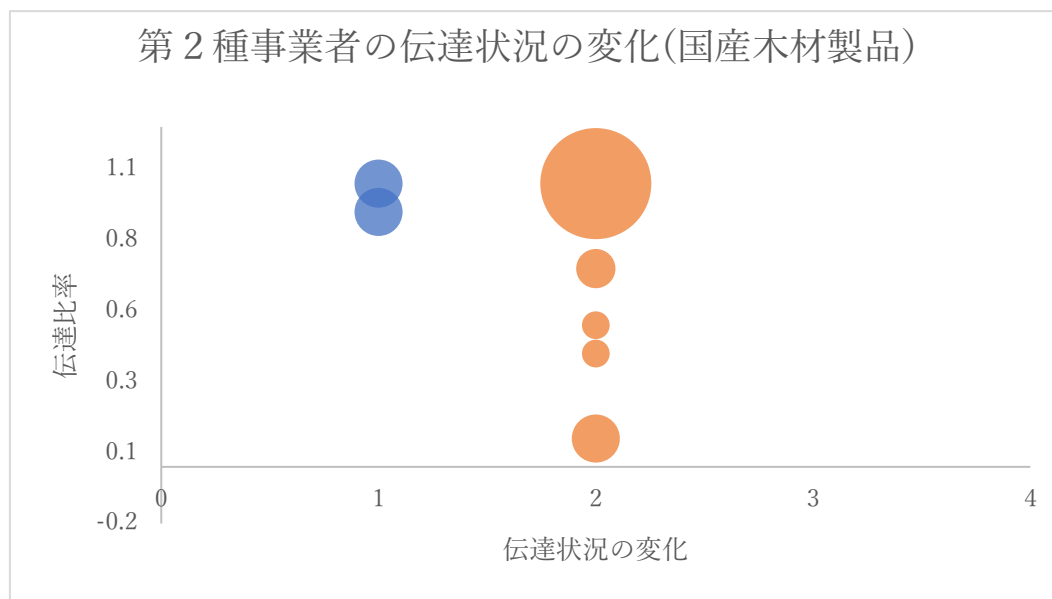
⇒2 種事業者と回答のあった事業者のうち、情報伝達の求めの変化について有効回答あった54件の集計。傾向として、改正前より情報を求められるようになったという回答は計4件。また、改正前と変わらないという回答は、木材流通(15件)、木材加工(9件)、木材流通及び木材加工(9件)と続く。

表4 「業種」及び「情報伝達の求め」のクロス集計結果(行%表示)

CW法上の種別についてお伺いします 第2種木材関連事業者					
個数 / 【3】改正CW法施行後に、列ラベル					
行ラベル	(1) 改正前より情報を求められるようになった	(2) 変わらない	(3) 全て情報伝達しているため求められることがない	(4) 分からない	総計
その他	0%	67%	33%	0%	100%
チップ製造	25%	25%	25%	25%	100%
建築事業者	100%	0%	0%	0%	100%
素材生産(※):チップ製造	0%	100%	0%	0%	100%
発電事業者	0%	0%	0%	100%	100%
木材加工	8%	69%	0%	23%	100%
木材輸入:木材流通:木材加工	0%	100%	0%	0%	100%
木材流通	6%	94%	0%	0%	100%
木材流通:その他	0%	100%	0%	0%	100%
木材流通:建築事業者	0%	0%	0%	100%	100%
木材流通:木材加工	0%	100%	0%	0%	100%
木材流通:木材加工:建築事業者	0%	100%	0%	0%	100%
総計	7%	78%	4%	11%	100%

⇒業種ごとの回答の傾向を見ると、建設事業者は回答が1件ではあるものの、100%が改正前より情報を求められるようになったと回答。また、変わらないという回答が100%を占める業種は、木材流通(15件)、木材流通及び木材加工(9件)と続く。

図 1：品目別(国産木材製品)の情報伝達の変化



注：

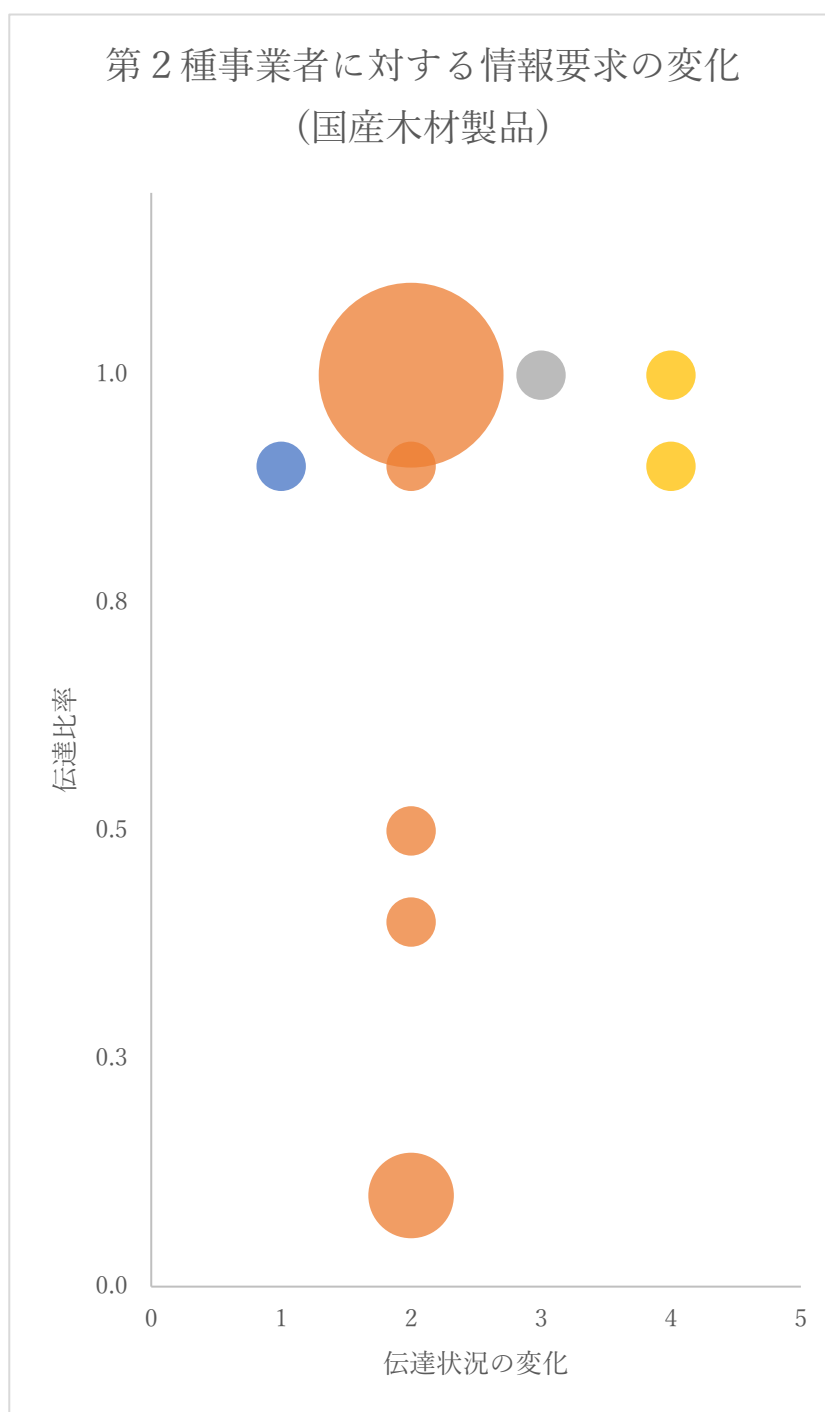
- ・○の大きさは件数の大きさを示す
- ・縦軸：2025年10月に出荷した木材等のうち、合法性確認木材である割合を1～10割の整数で回答した結果を0～1の間で0.1単位表示
- ・横軸：1 改正前より情報を伝達するようになった 2 改正前と変わらない
3 改正前より情報伝達をしなくなった 4 わからない

【考察】

図1の結果を踏まえると、

- ・「改正前より情報を伝達するようになった」の回答は、合法性確認木材の出荷割合においても高いレベルにあり、情報伝達に良く取り組んでいることが分かった。
- ・全体回答中の件数として一番数が多い「改正前と変わらない」グループ中、合法性確認木材の出荷割合が10割と回答した層は16件と一番多く、従来から合法性確認木材の利用に努めていたとともに、改正前後で情報伝達が大きく変わらないことが分かった。他方、同グループ中、合法性確認木材の出荷割合が低いグループとして、5割(1件)、4割(1件)、1割(3件)の回答があり、この部分は今後の課題かと思われる。

図 2 : 品目別(国産木材製品) の情報要求(求め) の変化



注 :

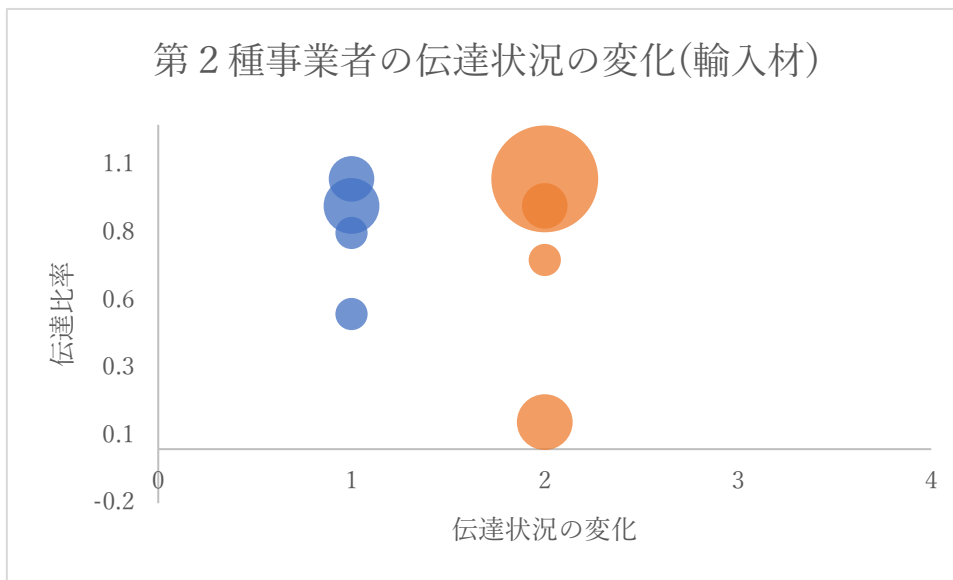
- ○の大きさは件数の大きさを示す
- 縦軸 : 2025 年 10 月に出荷した木材等のうち、合法性確認木材である割合を 1 ~10 割の整数で回答した結果を 0 ~ 1 の間で 0.1 単位表示
- 横軸 : 1 改正前より情報を求められるようになった 2 改正前と変わらない
3 全て情報伝達しているため求められない 4 わからない

【考察】

図2の結果を踏まえると、

- ・「改正前より情報を求められるようになった」の回答は、合法性確認木材の出荷割合において高いレベル(9割)にあるが、その上で、改正前より情報を求められるようになっていることが分かる。
- ・「改正前と変わらない」グループ中、合法性確認木材の出荷割合が10割と回答した層は14件と一番多く、従来から合法性確認木材の情報伝達を求められていた層であることが分かる。一方、同グループ中、合法性確認木材の出荷割合が低いグループとして、5割(1件)、4割(1件)、1割(3件)の回答があり、この部分は今後の課題かと思われる。

図3：品目別(輸入材)の情報伝達の変化



注：

- ・○の大きさは件数の大きさを示す
- ・縦軸：2025年10月に出荷した木材等のうち、合法性確認木材である割合を1～10割の数で回答した結果を0～1の間で0.1単位表示
- ・横軸：1 改正前より情報を伝達するようになった 2 改正前と変わらない
3 改正前より情報伝達をしなくなった 4 わからない

【考察】

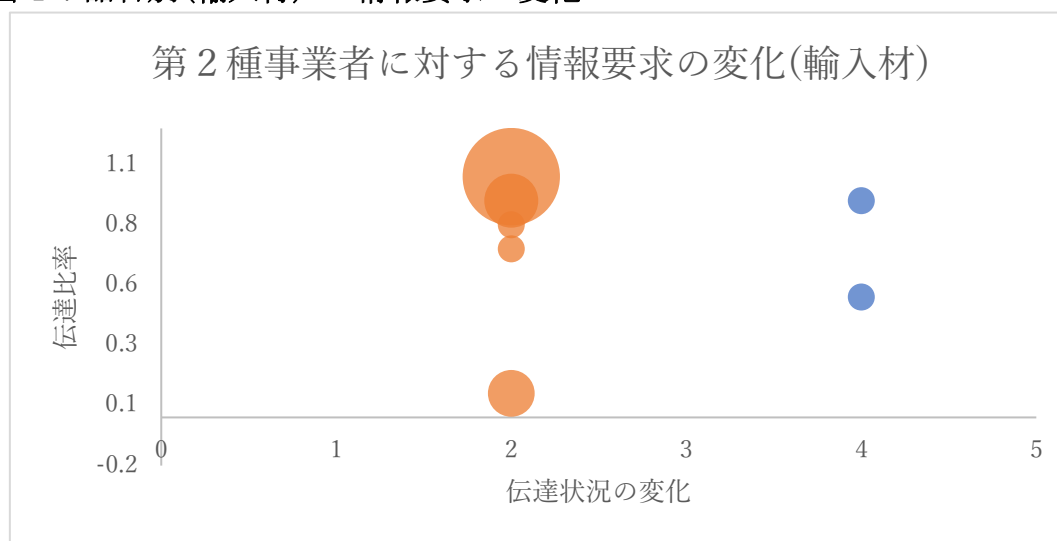
図3の結果を踏まえると、

- ・「改正前より情報を伝達するようになった」の回答は、合法性確認木材の出荷割合において10割(2件)、9割(3件)、8割(2件)となっているが、これらの層は、合法性確認木材の取扱いを行うとともに、より情報伝達を行っていることが分かった。
- ・「改正前と変わらない」グループ中、合法性確認木材の出荷割合が10割と回答した層は11

件と一番多く、従来から合法性確認木材の情報伝達を行っていた層であることが分かる。一方、同グループ中、合法性確認木材の出荷割合が低いグループとして、1割の回答が3件ある点が今後の課題かと思われる。

・国産木材製品(図1)と輸入材(図3)の両グラフにおいて、「1改正前より情報を伝達するようになった」と「2改正前と変わらない」の回答件数を比べると、国産木材製品は6：23、輸入材は7：17であり、輸入材の方が情報伝達に取り組んでいることが分かった。

図4：品目別(輸入材)の情報要求の変化



注：

- ・○の大きさは件数の大きさを示す
- ・縦軸：2025年10月に出荷した木材等のうち、合法性確認木材である割合を1～10割の整数で回答した結果を0～1の間で0.1単位表示
- ・横軸：1 改正前より情報を求められるようになった 2 改正前と変わらない
3 全て情報伝達しているため求められることがない 4 わからない

【考察】

図4の結果を踏まえると、

・「改正前と変わらない」グループ中、合法性確認木材の出荷割合が10割と回答した層は13件と一番多く、従来から合法性確認木材の情報要求を行われていた層であることが分かった。一方、同グループ中、合法性確認木材の出荷割合が低いグループが一定程度いる点が今後の課題かと思われる。

・「分からない」という回答は、合法性確認木材の出荷割合が9割と5割で各1件となっており、明確な傾向までは見て取れなかった。

以上

卷末資料

- (1) 第 1 回委員会（配付資料、議事概要）
- (2) 第 2 回委員会（配付資料、議事概要）
- (3) 第 3 回委員会（配付資料、議事概要）

令和7年度 第1回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

議事次第

1. 日時：令和7年7月16日（水）13:30～15:30
2. 会場：TKP 東京駅カンファレンスセンター 11D
東京都中央区八重洲 1-8-16 新槇町ビル 11F
[東京駅/八重洲の TKP 会議室の所在](#) [← 地図]
Web 会議：[会議参加はクリック](#) [← 会議参加]
3. 議事
 - (1) 開 会
 - (2) 林野庁挨拶
 - (3) 出席者紹介
 - (4) 議 事
 - ① 生産国における情報調査について
 - ② 外国語資料について
 - ③ 林野庁からの情報提供について
 - ④ その他
 - (5) 閉 会

[配付資料]

- 委員名簿及び出席者名簿
- 資料
 - 資料1 生産国における情報調査
 - 資料2-1 外国語資料（案1）
 - 資料2-2 外国語資料（案2）
 - 資料3-1 クリーンウッドシステムについて
 - 資料3-2 登録木材関連事業者ロゴマークについて
 - 参考資料1 改正法に基づくパンフレット、リーフレット、チラシ
 - 参考資料2 運用資料（令和7年3月版）
 - 参考資料3 Q&A（令和7年3月版）

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

委員名簿

[敬称略・五十音順]

池田 直弥	(一社) 日本林業経営者協会	専務理事
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科	准教授
岡本 卓士	日本木材輸入協会	専務理事
相馬 真紀子	(公社) 自然保護基金 (WWF) ジャパン	
	森林グループ長	
立花 敏	京都大学大学院農学研究科	教授
原田 隆行	日本製紙連合会	常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会	専務理事 (木材流通専門家)
山ノ下麻木乃	(公社) 地球環境戦略研究機関 (IGES)	
	ジョイント・プログラムディレクター	

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

令和7年度第1回専門委員会出席者名簿

[令和7年7月16日]

(敬称略)

[委 員]

池田 直弥	(一社) 日本林業経営者協会 専務理事
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
岡本 卓士	日本木材輸入協会 専務理事
相馬 真紀子	(公社) 自然保護基金(WWF) ジャパン 森林グループ長
立花 敏	京都大学大学院農学研究科 教授
原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事(木材流通専門家)
山ノ下麻木乃	(公社) 地球環境戦略研究機関(IGES) ジョイント・プログラムディレクター

[林野庁]

難波 良多	林野庁林政部木材利用課 課長
齋藤 綾	林野庁林政部木材利用課 監査官
早坂 直樹	林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用推進班担当課長補佐
黒岩 祐子	林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用普及指導班担当課長補佐
村上 大輝	林野庁林政部木材利用課 企画調整係長
乗富 真理	林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用企画係長

[事務局]

- (一社) 全国木材組合連合会
- (一社) 日本森林技術協会
- (一社) 全国林業改良普及協会

以上

令和7年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
「クリーンウッド」実施支援事業のうち
専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供

生産国における情報調査

Japan Forest Technology Association
Japan Forest Technology Association



一般社団法人
日本森林技術協会

1. 基本的な調査の項目と手法

➤ 調査は、原則として、既往の調査報告書の記載項目に応じた変化及び新たに発生した事項に注意しながら、調査対象国別に次の項目について調査する（本事業の「仕様書」に掲げられた事項）

» 調査内容

- 森林の伐採段階における法令等の調査
 - ✓ 法令等の概要及び運用状況
 - ✓ 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要
 - ✓ 伐採の合法性が確認できる書類（原材料情報）の事例及びその発行条件
- 木材の流通段階における法令等調査
 - ✓ 法令等の概要及び運用状況
 - ✓ 木材の流通・合法性の確保に関する法令
 - ✓ 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例
- 木材生産・流通状況
 - ✓ 調査対象国の木材生産・流通の特徴
 - ✓ 森林認証システムの導入状況
 - ✓ 違法伐採に関する関連情報
- その他、調査対象国において個別に調査すべき事項

» 調査方法

- 国内調査
 - ✓ Web調査
 - ✓ ヒアリング調査
- 現地調査
 - ✓ 関連法令の正確な把握と実施状況、法令遵守のための活動に係る情報を収集する。
 - ✓ ヒアリング対象は、調査対象国・地域の行政機関、業界団体、企業、NGO等に対してヒアリング調査を実施する。



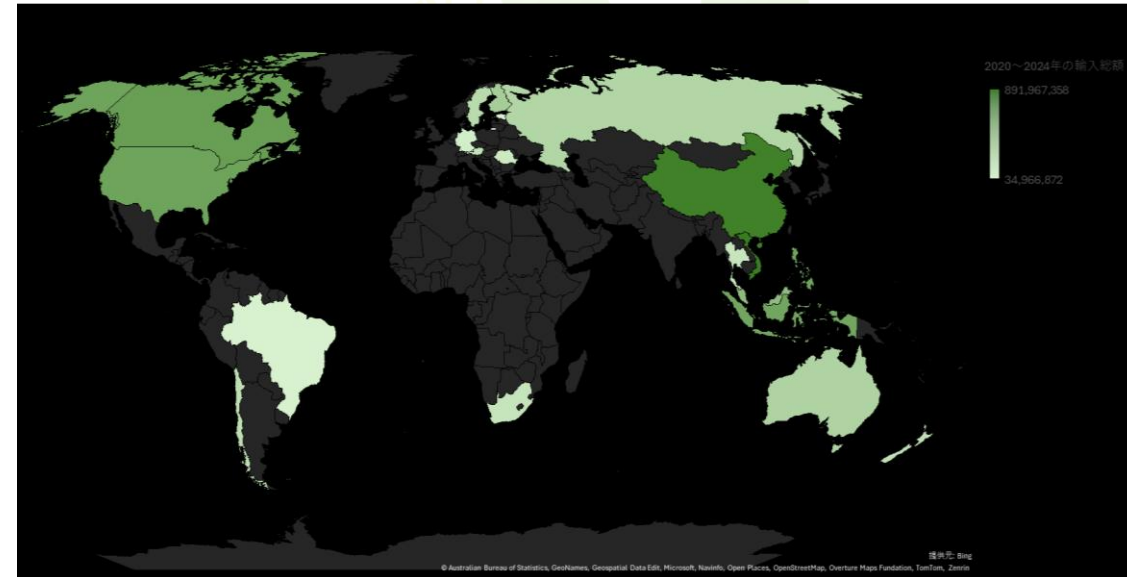
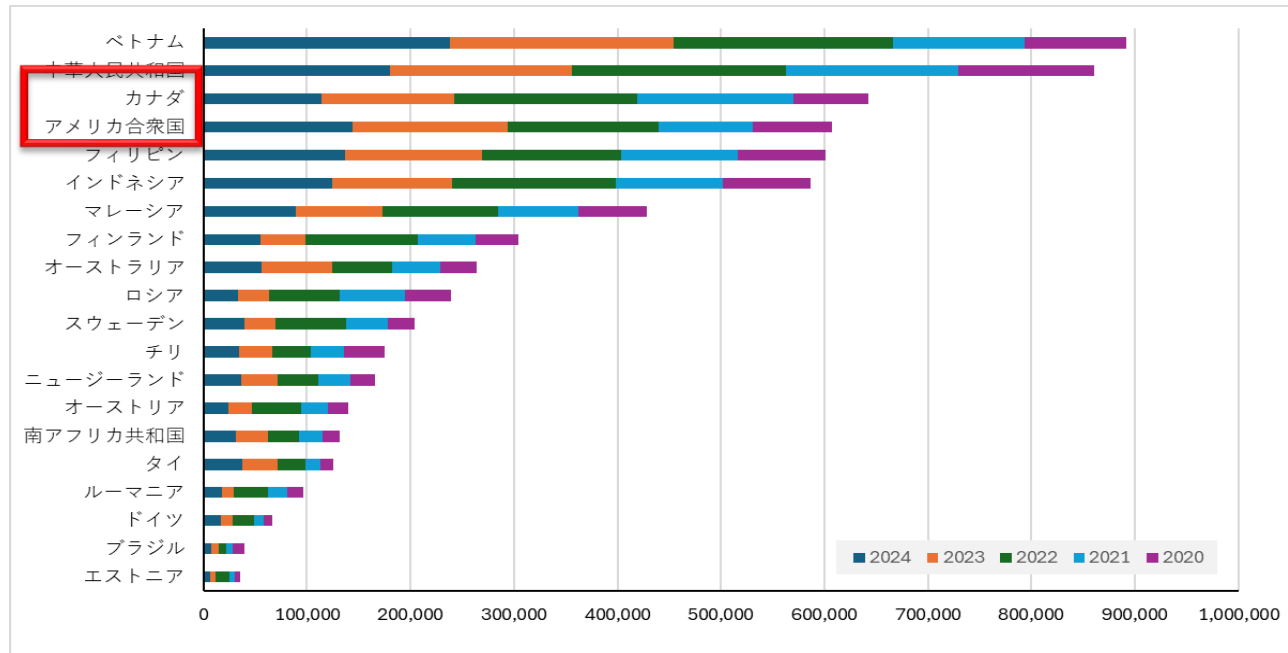
▶ 伐採の合法性が確認できる書類（原材料情報「証明書」の調査項目案）

証明書の調査項目	項目の概要(例:日本の伐採造林届出書)
名 称	伐採及び伐採後の造林の届出書
概 要	森林法第10条の8第1項に基づき、立木の伐採を行う場合に、市町村長へ伐採及び造林の計画の提出が義務付けられていることから、市町村窓口に対して届け出をする書類
発 行 者	伐採及び造林をする者
被発行者	伐採する森林が所在する市町村
発行方法	伐採の30日前までに市町村窓口へ届け出
資料現物の写し	PDF
樹種、伐採国の情報	樹種○、伐採国○
そ の 他	書類に特徴的な事項がある場合

2. 調査対象国（1）

調査対象国案：米国及びカナダを提案

- » 日本の木材輸入に影響がある国
- » 改正クリーンウッド法では、原材料情報（樹種・伐採地・証明書）の収集・整理が義務化。
必要な情報を整理するにあたりモデルケースになりうる国
- » 関連業界団体から問い合わせが多い国



2020～2024年のHS44類 輸入総額 上位20カ国
(出典：財務省「貿易統計」)

2. 調査対象国（2）-米国-

米国の調査対象州

- » 対日輸出は両国の西海岸の州からがメイン
- » 輸出額の多い州（HS44類）

» 米国

対日貿易輸出額の上位3州

- ✓ ワシントン州
- ✓ オレゴン州
- ✓ ミシシッピー州

* 過年度の調査実績
令和2年及び4年

- ・ ミシシッピー州は初調査

No.	州	2020～2024年 対日輸出総額額(US\$)	総額に占める 割合(%)
1	Washington	1,586,490,082	43
2	Oregon	906,166,707	25
3	Mississippi	196,747,867	5
4	North Carolina	163,953,683	4
5	Kentucky	98,551,650	3
6	Florida	93,228,636	3
7	California	74,660,922	2
8	Georgia	54,103,677	1
9	Virginia	47,544,308	1
10	Wisconsin	46,737,256	1

出典：United States Census Bureau

アメリカの州の地図



2. 調査対象国（3）-カナダ-

➤ カナダにおける調査対象州

- » 対日輸出は両国の西海岸の州からがメイン
- » 輸出額の多い州

» カナダ

● 現地調査

対日貿易輸出額の上位2州

- ✓ ブリティッシュ・コロンビア州
- ✓ アルバータ州

* 過年度の調査実績

令和4年

- ・ アルバータ州は初調査

No.	州	2020～2024年 対日輸出総額 (Canada \$)	総額に占 める割合 (%)
1	British Columbia	4,819,350,720	88
2	Alberta	583,060,285	11
3	Quebec	63,293,214	1
4	Ontario	29,416,654	1
5	Manitoba	709,475	0
6	New Brunswick	575,903	0
7	Nova Scotia	23,187	0
8	Yukon Territory	-	-
9	Northwest Territories	-	-
10	Nunavut	-	-
11	Newfoundland and Labrador	-	-
12	Prince Edward Island	-	-
13	Saskatchewan	-	-

出典：Canada Trade Online



日本に木材及び木材製品を輸出される方へご協力をお願い

<事業者の皆様へのメッセージ>

○違法伐採対策や自然環境の保全、公正な木材取引の促進の観点から、日本はクリーンウッド法（※）によって、合法的に伐採された木材や木材製品の流通及び利用を促進し、合法性確認木材のみが流通する社会を目指しています。

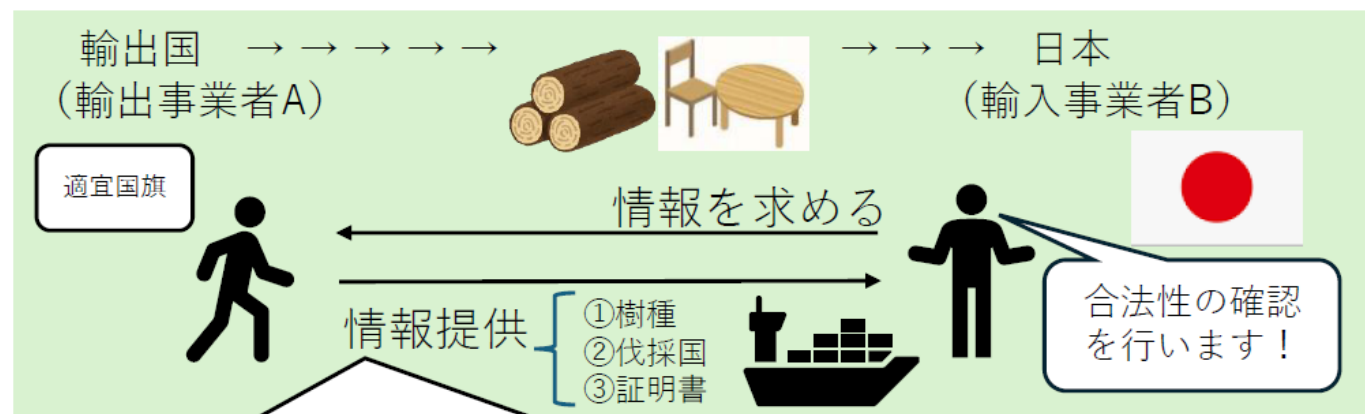
○取組を強化するため、令和7年4月、改正クリーンウッド法が施行されました。

○クリーンウッド法が目指す社会の実現のため、日本に木材を輸出する事業者の皆様には御協力をお願いします。

※正式名称：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

<クリーンウッド法のポイント>

日本の事業者が海外から木材・木材製品を輸入する時は、義務として①樹種、②伐採国、③証明書を収集し、合法性の確認を行います。このため、日本の事業者から輸出事業者に対し情報提供が求められることがあります。



輸入事業者が適切な合法性確認を行えるよう、情報提供にご協力下さい。

証明書とは、、、

- ・伐採国の政府機関等に係る樹木の伐採許可書や届出書の写し
- ・政府機関等により発行された輸出許可証の写し（樹木が伐採国の法令に適合して伐採されたことを証するものに限る）
- ・木材・木材製品が認証材（FSC、PEFC、SBP、GGL）であることを証する証明書の写し

※裏面に、〇〇国の証明書の具体的な事例を掲載しています！

<クリーンウッド法の対象となる木材・木材製品の具体例>

木材	木材製品
1. 丸太 2. 板、柱材 3. 単板、合板及び構造用パネル（OSB） 4. チップ、ペレット、製材端材	1. 木製家具（椅子、机、棚等） 2. 木材パルプや木材パルプを使用した紙類（コピー用紙、ティッシュペーパー、トイレtpペーパー等） 3. 木質系セメント板、サイディングボード 4. フローリング、戸

<Q & A>

Q：クリーンウッド法って輸入規制なの？

A：クリーンウッド法は輸入規制ではありません

クリーンウッド法は、輸入事業者に合法性の確認を課す仕組みであり、合法性が確認できなかった木材・木材製品も、その旨の情報を付けて流通させることができます。

Q：合法性の確認は輸入材だけが対象なの？

A：輸入材だけでなく、国産材に対しても合法性の確認を求めています

○証明書の例 ※2025年7月現在、詳細情報確認中 インドネシア

1. V-Legalドキュメント

発行対象：木材製品輸出事業者

発行者：木材合法性審査機関（LVLK）

The V-Legal document is a form with multiple sections. Numbered callouts point to specific fields: 1. Issuing Authority (LVLK logo), 2. V-Legal document number, 3. Importer name and address, 4. Issuance number, 5. Issuance date, 6. V-Legal license number, 7. Expiry date, 8. Country of origin, 9. Export date, 10. Exporter name and address, 11. Product description, 12. Species name, 13. Species code, 14. Volume (m³), 15. Weight (kg), 16. Unit, 17. Barcode, 18. LVLK signature and stamp.

3. 森林管理 木材合法性証明書(S-Lk)

発行対象：森林利用ビジネス・ライセンス新規取得者（PBPH）、地域住民による森林管理（HKm、HTR、HD、HTHR）

発行者：独立評価審査機関（LPVI）

The S-Lk document is a form with several sections. Numbered callouts point to: 1. KAN logo, 2. V-Legal number, 3. LVLK logo, 4. Issuance date, 5. Issuer name and address, 6. Issuer location, 7. LVLK signature and stamp.

2. 持続的森林管理証明書(S PHPL)

発行対象：森林利用ビジネス・ライセンス取得者（PBPH）

発行者：独立評価審査機関（LPVI）

The S-PHPL document is a form with several sections. Numbered callouts point to: 1. LVLK logo, 2. S-PHPL number, 3. KAN logo, 4. Issuance date, 5. Issuer name and address, 6. Issuer location, 7. LVLK signature and stamp.

4. 加工事業 木材合法性証明書(S-LK)

発行対象：木材加工・流通事業者

発行者：独立評価審査機関（LPVI）

The S-LK document is a form with several sections. Numbered callouts point to: 1. LVLK logo, 2. S-LK number, 3. KAN logo, 4. Issuance date, 5. Issuer name and address, 6. Issuer location, 7. LVLK signature and stamp.

1. V-Legalドキュメント

①輸出先／②V-Legalドキュメント発行機関（木材合法性審査機関：LPVI）名と所在地／③輸入事業者の名前と所在地／④登録番号／⑤輸出先、積込港、仕向港／⑥V-Legalライセンス番号／⑦失効日／⑧輸出国／⑨輸送手段／⑩輸出事業者の名前、所在地、ETPIK（登録輸出事業者）番号と納税者番号／⑪木材製品の商業的説明／⑫製品に使用されている木材の一般名および学名／⑬伐採国／⑭量（m3）／⑮重量（m3）／⑯ユニット個数／⑰バーコードやロット番号船荷証券番号などの識別記録／⑱V-Legalドキュメント発行機関の署名、スタンプ、発行場所、日付

2. 持続的森林管理証明書(S PHPL)

①木材合法性審査機関(LVLK)のロゴ／②持続的森林管理証明書(S-PHPL)認証番号／③国家認定委員会(KAN)のロゴ／④事業者名と事業許可ライセンス番号／⑤事業者の住所、審査の場所等／⑥木材合法性審査機関(LVLK)の署名と発行日／⑦有効期間

3. 森林管理 木材合法性証明書(S-Lk)

①国家認定委員会(KAN)のロゴ／②木材の合法性認証(VLK)番号／③木材合法性審査機関(LVLK)のロゴ／④認証有効期間終了／⑤事業者名、事業許可ライセンス番号、面積／⑥事業者の所在地／⑦木材合法性審査機関(LVLK)の署名

4. 加工事業 木材合法性証明書(S-LK)

①木材合法性審査機関(LVLK)のロゴ／②木材合法性認証(VLK)番号／③国家認定委員会(KAN)のロゴ／④事業者名と事業許可ライセンス番号、住所等／⑤認証有効期限／⑥木材合法性審査機関(LVLK)の署名

林野庁情報提供
サイト「クリーン
ウッド・ナビ」
にも掲載中



POINT! SDGsへの貢献

近年は「SDGs（エスディーゼーズ）」、つまり、持続可能な社会を作るための対応が求められています。「これからは環境に配慮した木材を使っていこう」というのが、国際的な流れです。合法伐採木材等の利用は、木材等の調達における取引の公正化を進めることにより、環境保全やSDGsの複数のゴールにもつながります。

※SDGsとは 持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールから構成されています。

クリーンウッド法に関するお問い合わせ先 林野庁木材利用課 cleanwood@maff.go.jp
（ご質問は日本語及び英語で対応）
クリーンウッド・ナビ（外国語ページURL）

日本に木材及び木材製品を輸出される方へご協力をお願い

<事業者の皆様へのメッセージ>

○違法伐採対策や自然環境の保全、公正な木材取引の促進の観点から、日本はクリーンウッド法（※）によって、合法的に伐採された木材や木材製品の流通及び利用を促進し、合法性確認木材のみが流通する社会を目指しています。

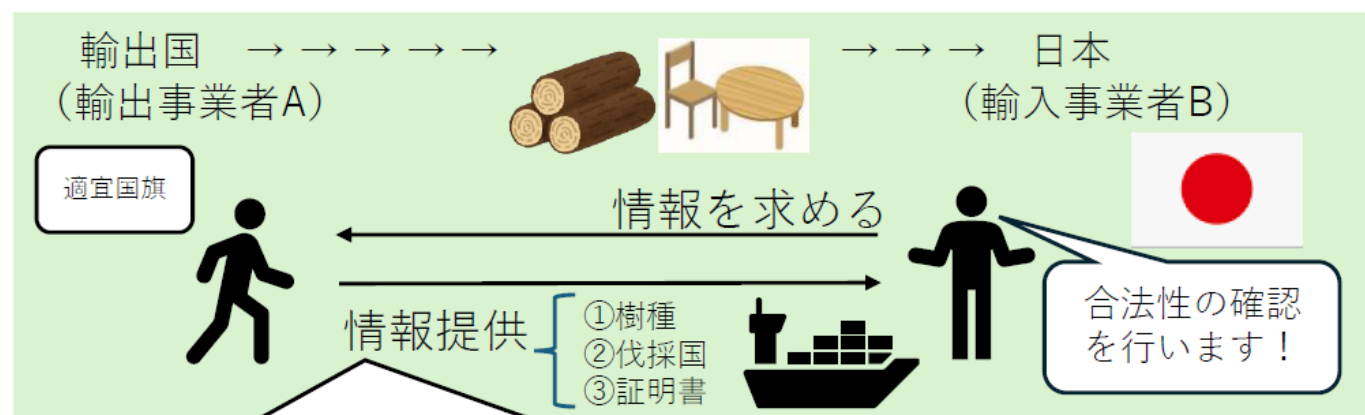
○取組を強化するため、令和7年4月、改正クリーンウッド法が施行されました。

○クリーンウッド法が目指す社会の実現のため、日本に木材を輸出する事業者の皆様には御協力をお願いします。

※正式名称：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

<クリーンウッド法のポイント>

日本の事業者が海外から木材・木材製品を輸入する時は、義務として①樹種、②伐採国、③証明書を収集し、合法性の確認を行います。このため、日本の事業者から輸出事業者に対し情報提供が求められることがあります。



輸入事業者が適切な合法性確認を行えるよう、情報提供にご協力下さい。

証明書とは、

- ・伐採国の政府機関等に係る樹木の伐採許可書や届出書の写し
- ・政府機関等により発行された輸出許可証の写し（樹木が伐採国の法令に適合して伐採されたことを証するものに限る）
- ・木材・木材製品が認証材（FSC、PEFC、SBP、GGL）であることを証する証明書の写し

※裏面に、〇〇国の証明書の具体的な事例を掲載しています！

<クリーンウッド法の対象となる木材・木材製品の具体例>

木材	木材製品
1. 丸太 2. 板、柱材 3. 単板、合板及び構造用パネル（OSB） 4. チップ、ペレット、製材端材	1. 木製家具（椅子、机、棚等） 2. 木材パルプや木材パルプを使用した紙類（コピー用紙、ティッシュペーパー、トイレtpペーパー等） 3. 木質系セメント板、サイディングボード 4. フローリング、戸

<Q & A>

Q：クリーンウッド法って輸入規制なの？

A：クリーンウッド法は輸入規制ではありません

クリーンウッド法は、輸入事業者に合法性の確認を課す仕組みであり、合法性が確認できなかった木材・木材製品も、その旨の情報を付けて流通させることができます。

Q：合法性の確認は輸入材だけが対象なの？

A：輸入材だけでなく、国産材に対しても合法性の確認を求めています

○証明書の例 ※2025年7月現在、詳細情報確認中

インドネシア

1. V-Legalドキュメント

発行対象：木材製品輸出事業者
 発行者：木材合法性審査機関（LVLK）

The V-Legal document is a form with multiple sections. It includes fields for the exporter's name and address, the importer's name and address, the country of origin, the country of export, the date of issue, and the date of expiry. It also contains a section for the product description, including the species, size, and quantity. The form is signed by the LVLK (Indonesian Legal Wood Certification) and includes a QR code for verification.

2. 持続的森林管理証明書(S PHPL)

発行対象：森林利用ビジネス・ライセンス取得者（PBPH）
 発行者：独立評価審査機関（LPVI）

The S PHPL document is a certificate issued by the LPVI (Independent Evaluation and Review Agency). It features the logos of the LVLK (Indonesian Legal Wood Certification) and the KAN (National Accreditation Committee). The document includes the name of the holder, the location of the forest, and the date of issue. It also contains a QR code for verification.

各項目を指し示す枠に対象国の言語で説明文を入れる

4. 加工事業 木材合法性証明書(S-LK)

発行対象：木材加工・流通事業者
 発行者：独立評価審査機関（LPVI）

The S-LK document is a certificate issued by the LPVI (Independent Evaluation and Review Agency). It features the logos of the LVLK (Indonesian Legal Wood Certification) and the KAN (National Accreditation Committee). The document includes the name of the holder, the location of the processing facility, and the date of issue. It also contains a QR code for verification.

林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」にも掲載中



3. 森林管理 木材合法性証明書(S-Lk)

発行対象：森林利用ビジネス・ライセンス新規取得者（PBPH）、地域住民による森林管理（HKm、HTR、HD、HTHR）
 発行者：独立評価審査機関（LPVI）

The S-Lk document is a certificate issued by the LPVI (Independent Evaluation and Review Agency). It features the logos of the LVLK (Indonesian Legal Wood Certification) and the KAN (National Accreditation Committee). The document includes the name of the holder, the location of the forest, and the date of issue. It also contains a QR code for verification.

POINT! SDGsへの貢献

近年は「SDGs（エスディージーズ）」、つまり、持続可能な社会を作るための対応が求められています。「これからは環境に配慮した木材を使っていこう」というのが、国際的な流れです。合法伐採木材等の利用は、木材等の調達における取引の公正化を進めることにより、環境保全やSDGsの複数のゴールにもつながります。

※SDGsとは 持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールから構成されています。

クリーンウッド法に関するお問い合わせ先 林野庁木材利用課 cleanwood@maff.go.jp

（ご質問は日本語及び英語で対応）

クリーンウッド・ナビ（外国語ページURL）

クリーンウッドシステムについて

クリーンウッドシステムは、クリーンウッド法に基づく記録の作成保存、情報伝達や報告書の作成等を行うことができるシステムです。本システムはWebシステムとして無償で提供され、パソコン、スマートフォン、タブレット等で利用可能です。

無料でご利用
できます!



業材生産販売事業者、木材関連事業者が
利用できます!

クリーンウッドシステムの主な機能

1 原材料情報の登録

原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）、その他任意情報を記録できます。

2 合法性確認結果の登録・記録の作成

原材料情報や関連情報、合法性確認結果、合法性確認の判断理由等をセットで記録できます。

3 情報伝達

原材料情報や合法性確認結果等の伝達を行えます。
納品情報、木質バイオマス証明関連情報、登録・認定情報等の任意情報と一緒に伝達できます。

4 報告書作成・データ集計

登録木材関連事業者が登録実施機関へ提出する年度報告、一定規模以上の第1種木材関連事業者が国へ提出する定期報告を作成・提出できます。そのほか集計データとして活用できます。

利用者登録申請について

システムの利用には利用者登録が必要です。
利用者登録の申請やシステムの詳細は下記サイトをご確認下さい。

クリーンウッド・ナビ：流通木材合法性確認システム（クリーンウッドシステム）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/clean-wood-system/index.html>

利用者登録申請については
こちらからアクセスできます→



● システムを使うと 記録の保存や検索が容易になります



- 一覧で整理、検索可能
- 大量の書類の保管不要

（参考）クリーンウッドシステムの操作画面

流通木材の合法性確認システム
(クリーンウッドシステム)

業務メニュー
第一種木材関連事業者

ホーム
送受信情報一覧
原材料情報登録
原材料情報一覧
合法性確認、伝達
集計、報告書作成
取引先一覧

原材料情報登録

ホーム > 原材料情報登録

原材料情報を登録します。必須事項を入力後、内容確認ボタンを押してください。

区分 必須
国産材か輸入材かを選択してください。

☒ 国産材 ☐ 輸入材

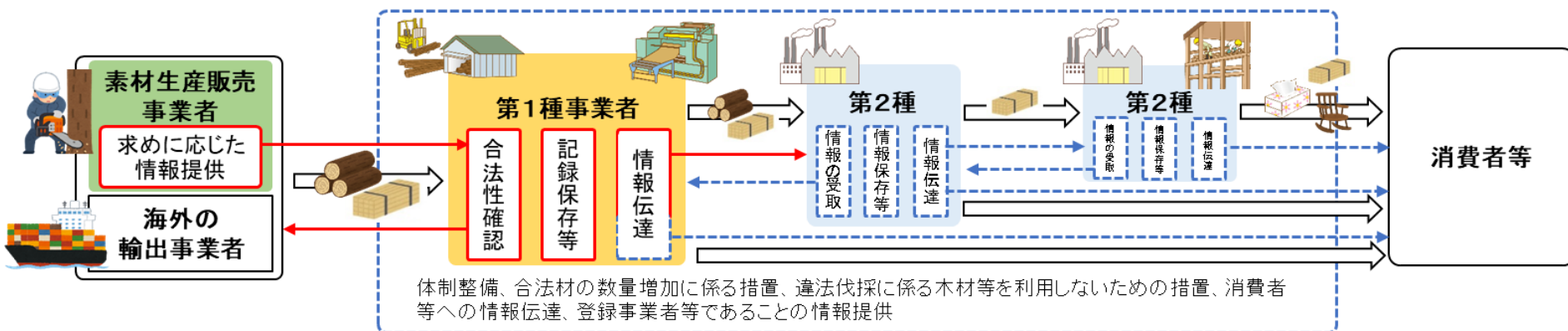
例えば、左の画面では原材料情報の登録ができます。

- ・伐採地域
- ・樹種
- ・証明書（ファイルのアップロードが可能）

複数の原材料情報をまとめて保存することもできます。

木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容とシステム機能

 : 義務(必ず行わなければならない事項)  : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



素材生産販売事業者	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 第1種木材関連事業者の求めに応じた情報提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④（一定規模以上）定期報告	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置 ④その他事業者等(消費者を含む)に対する情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	<登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	

※ 本システム機能は、黄色マーカーの作業に対応

事業者の区分と使用するクリーンウッドシステムの機能

使用できる機能	素材生産販売事業者	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
原材料情報登録	◎	◎ ※ 輸入業者が海外の出荷業者等から収集した原材料情報を登録 ※ 素材生産販売事業者からシステム外（紙媒体等）で提供された原材料情報を自己登録	◎ ※ デューデリジェンスの一環として原材料情報も記録した場合等（クリーンウッド法上は保存の義務なし）
合法性確認結果登録	－	◎	○ ※ 取引先から合法性確認結果が伝達されなかった場合に、リクエストにより合法性確認結果をシステム外で入手した場合 ※ 取引先からシステム外（紙媒体等）で合法性確認結果が伝達された場合等に自己登録
情報の受領・確認 （必須情報、任意情報）	－	◎	◎
情報の伝達 （必須情報、任意情報）	◎	◎	◎
木質バイオマス・GHG情報伝達	○	○	○
集計明細登録	○	○	○
報告書作成	－	○ 登録事業者：年度報告 一定規模以上：定期報告	○ 登録事業者：年度報告
帳票作成	○	○	○

◎：必須 ○：任意

登録木材関連事業者ロゴマークについて

林野庁林政部木材利用課合法伐採木材利用推進班

1. 概要

適切な取引先の選定などを含む法の努力義務を講ずる木材関連事業者は、クリーンウッド法に基づき登録実施機関から登録を受けられることになっている。

登録木材関連事業者（以下、「登録事業者」）へのメリットとなるよう、登録事業者であることの証であるロゴマークを作成したところ。

ロゴマークは、登録事業者が作成する名刺、納品書、WEB ページ等において活用される。なお、登録を受けていない事業者が流通の過程で関与する可能性が高いため、木材・木材製品への掲載は不可とする。

2. デザイン

針葉樹と、登録要件である積極的なデューデリジェンスを連想させる「虫眼鏡」をデザインに取り入れている。



3. 利用方法

登録事業者については、法に基づき登録実施機関が把握・管理していることを踏まえ、ロゴマークの利用手続は不要とする。

ロゴマークの電子データや使用規程等は、林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」において掲載する。

4. 使用実績の報告

利用申請の代わりにロゴマークの使用者を把握する手段として、毎年度登録事業者から提出いただいている既存の年度報告等を活用する予定。

5. 消費者等への周知

合法伐採木材等の流通及び利用を促進するという法の目的を達成するためには、消費者等に登録制度の趣旨やロゴマークについて理解いただくことが重要。このため、林野庁が発行している情報誌「林野」や業界団体が発行している業界誌を活用し、ロゴマーク等について周知を図る予定。

6. スケジュール

- ・ ～同年8月初旬：特許庁に対し商標出願
ロゴマークの運用開始（トレードマークとして運用）
- ・ 令和9年初旬：特許庁より登録できるか否かの通知

令和7年度 第1回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2025（令和7）年7月16日（水）13:30～15:30
2. 開催場所 TKP 東京駅カンファレンスセンター11D
3. 参加者 池田委員、岩永委員、岡本委員、相馬委員、立花委員、原田委員、森田委員、山ノ下委員
4. 議事内容 以下のとおり

はじめに、林野庁木材利用課難波課長より挨拶があり、事務局より出席者紹介などが行われた後に、立花委員に座長をお願いして議事に入った。

議事① 生産国における情報調査について

（日本森林技術協会（以下、日林協）より資料1を説明）

【質疑応答】

（立花座長）ご説明ありがとうございました。本年度の生産国の情報調査については、アメリカ合衆国とカナダ、北米の二カ国という計画のようです。ご意見ご質問等はございますか。

（山ノ下委員）基本的に違法伐採についてはリスクベースで取り組むという中で、アメリカやカナダは先進国でもありリスクは低く、それなりの合法証明システムもあるだろうと考えられます。さらにレイシー法もあり、確かにモデルケースになると思うのですが、それがその他の途上国からの輸入に対してベースラインとなると、困惑を招きかねないと思います。リスクが高いけれども、また、合法性証明システムもよくわからず、書類も入手できないときに、輸入業者がどのようにデューデリジェンス（以下「DD」）を行うのかというところもある中で、公表のやり方等については十分に留意して行う必要があると思います。

（森田委員）アメリカ、カナダについて、質問が多いということが選定の理由にあるが、誰からどのような質問があるのか。調査の内容等についてもそれによって明確になるし、この2つの国を選んだ理由がもっと明らかになると思う。また、両国は比較的情報が多い国であるが、今回の調査で何をどのようにアップデートするのか。それから三点目は、アメリカについて本当に今年のタイミングがいいのか、検討が必要ではないか。

（池田委員）過去の調査の実績があるということであるが、他の国もいろいろ調査実績があるのか。また、これまでの調査の内容と同じような調査を予定しているのか確認したい。

（立花座長）3名の委員からご意見ご質問いただきました。一括して事務局、林野庁からご回答を

お願いしたい。

(日林協) 確かにハイリスクの国で証明書が手に入らないところで調査するのが有益という面もありますが、改正クリーンウッド法が施行された中で、努力義務から義務になった原材料情報に関する情報を整理するところに意義があると考えています。また、何をアップデートするのかという点については、カナダにつきましては、日本への輸入が多いアルバータ州は過年度に調査されていないことのほか、ブリティッシュコロンビア州やアメリカの各州については、合法性に関する書類等に焦点を当てて発行システムを明らかにしたいと考えています。特に、樹種・伐採地域・証明書の原材料情報のうち証明書について、輸入事業者がDDを行う上で利用できる証明書を明確に調査していく考えです。

(林野庁) 事業者からの質問についてですが、米国では連邦レベルでは樹木の伐採に関する制度がない中で、例えば、ワシントン州などから輸入を行っている事業者（第1種木材関連事業者）から原材料情報のうち証明書が手に入らないかどうすればよいかといった問合せが施行前に多数ありました。また、先進国と途上国では違うところがあるというご指摘に対しては、事業者がDDにどのように対応していくかという観点から、十分に留意して整理していきたいと考えています。過去の調査に関しては、木材輸入が多い国等を中心に調査を行って参りましたが、改正法では原材料情報を踏まえてDDを行うということになった中で、クリーンウッド・ナビに明確にお示しできる状況にはなっていない状況もあり、そういった意味で、米国とカナダについて、モデルケースとして改正法に基づいた原材料情報（証明書）を整理していきたいという意図があります。さらに、米国のタイミングという点については、クリーンウッド法は流通規制法ではありませんが、証明書が集めやすいことで貿易が促進される効果がありますので、ハレーションのようなことは起こりにくいと考えています。

(立花座長) 生産国調査に関しては、日本の森林計画制度のようなものは他の国ではありませんから、伐採造林届のようなものを想定した調査では情報を得られませんので留意が必要です。特にアメリカとカナダに関して、岡本委員と原田委員から情報提供があればいただけますか。

(岡本委員) 輸入業者が困っているのは、ベトナムや中国などであり、アメリカやカナダについては、例えば、輸入協会としてアメリカの輸出協会と相互に連携しあって対応しており、あまり困っているとは認識していません。一方、輸入業者は、クリーンウッド・ナビもアップデートされ、特に東南アジア、インドネシア、マレーシアなどがよく参考にされているというのが実態だと思います。

(原田委員) 製紙連合会においては、森林認証が基本になっており、それぞれのサプライヤーからトレーサビリティレポートを入手して、対象の森林まで確認できるようにしています。具体的に

は、FSC の CoC を確認するとともに、契約書に合法木材であることを明記し契約を結ぶという形で担保しています。また、現地確認や船出しの際に確認するという形で行っています。

(山ノ下委員) アメリカとカナダについては、合法性は当たり前の国々だとして、カーボンやネイチャー、人権かもしれないが、サステナビリティの観点から、森林認証と合わせてレベルを上げた事業者の判断に資するものを整理する意味があるのではないかと。

(立花座長) カナダは年間許容伐採量 (AAC) が決まっており、その中で持続的な森林経営がなされていることを考えておく必要があると思います。

(相馬委員) カナダに関して、特にブリティッシュコロンビア州について、これまでの調査結果からは総じてリスクは低いとなっているが、木質ペレットの輸入の関係で、合法的に天然林から産出したものに対して、カナダのローカルな NGO とか国際的な NGO などにおいて、日本にカナダの希少な自然を毀損するような木材を入れているのはどうかといった議論が行われています。こうした状況を踏まえ、カナダとか米国であれば一歩進んだサステナビリティに関連する調査は必要性があるのではないかと思います。

(立花座長) 以上、いろいろなご意見を伺いました。それらを踏まえて、調査の設計を行っていただきたいと思います。

議事② 外国語資料について

(全国林業改良普及協会 (以下、全林協) より資料 2-1 及び 2 を説明)

【質疑応答】

(立花座長) ありがとうございます。委員の皆様からご意見、ご質問、ご提案等お願いできればと思います。いかがでしょうか。

(池田委員) 中国語、インドネシア語、ベトナム語ということであるが、どうしてこの三カ国に絞ったのか。英語版とかはいらないのか。また、このまま訳すとよくわからなくなるので、クリーンウッド法の簡単な趣旨を受けて、日本では皆さんの協力を頂きたいと思ってますぐらいの書きぶりでもいいような気がするかどうか。

(岩永委員) 協力をお願いしますだけでなく相手側に何がメリットがあるのか、日本の業者とスムーズな取引ができますとか、メリットを示す必要があると思う。

(森田委員) もともとクリーンウッド法は、証明書の紙を一枚つけて終わりではなく、その証明書をつけるための根拠だとか、DD として何をもって判断したのかというところが大事だと思っている。この海外向けのパンフレットについても、何が証明書になるかというところだけになると、クリーンウッド法制定の以前に戻ってしまうことになるのではないか危惧される。また、各国の

証明書を全部列示することになればきりがいいし、不可能だと思う。具体例が本当に必要なのかどうか、根本的なところを踏まえて検討いただきたい。

(山ノ下委員) その国で認められている合法性証明システムが明確であるならば、それはすごく便利であるが、そうでない場合が多いし、証明書がないと輸出できないとなると、証明書の偽装が生じたりする可能性もある。また、林野庁が出すのであれば、不備等が生じた場合は問題が生じかねないので、相手国政府にまずは確認する必要があるのではないかと。

(立花座長) 4名の委員の皆さまからのご意見とご質問がありました。事務局若しくは林野庁からご回答をお願いします。

(林野庁) 3か国の選定理由については、問合せが多いところであったり、事業者にとって言語的にとっかかりが難しいということも考慮し、中国語、ベトナム語、インドネシア語を選定している。また、英語版については現在検討しているところ。委員ご指摘のように、証明書だけでなく、樹種・伐採地域、それ以外の関連情報をベースに、輸入業者の方がDDをするというところは重要であり、証明書だけあれば良いといったメッセージにならないように気を付けなければならないと思っています。ただ一方で、証明書が出てきにくい状況があるのも事実であり、どのような伝え方が効果的なのかという点を踏まえながら、いただいたご助言を踏まえて再度検討したいと思います。その際、相手へのメリットの部分にも留意したいと思います。さらに相手国への確認については、手続きという意味でもしっかり対応していきたいと考えています。

(立花座長) 山ノ下委員に確認したいが、ヨーロッパのEUTRではこうしたドキュメントがつけられているのかどうか。

(山ノ下委員) EUTRでは政府がそのようなレターを準備することはなく、業界団体等で外国語のレターの準備を支援するという事例はありました。一方、オーストラリアでは、二国間で合意した合法性の証明方法を提示しています。私はペレットのベトナムの業界団体と日本の業界団体の話し合いにオブザーバーで入らせていただいているが、日本の制度について細々としたプレゼンを聞いても、最後にみんながやっぱりわからなかったといった状況になることが見受けられます。まずは、どういう法制度なのかもっと簡潔に示した方がよく、樹種と伐採国、証明書があったらいいが、無い場合は工夫してやるといったような、基本的なメッセージが伝わる方がよいと思うが、ベトナムのような状況の場合、もしかしたらEUTR系のシステムを整備している可能性があり、林野庁が二国間で交渉して日本向けに同様の証明書を出してもらえようようにすることもあり得るのではないかと。もしできない場合はどうするのか政府レベルで検討するのがよいと思われます。

(立花座長) 大変貴重な情報、ありがとうございました。今の意見をうまく生かしていただきたい。

日本で何をやろうとしているのか伝えるのが重要であり、原案では伝わらないと思います。また、外国語資料については、日本語ではなんとなくいいかということになっても、英語として適切かどうかはよく見る必要があるので、英文で示していただきたい。再検討の際には、そのようにお願いします。

議事③ 林野庁からの情報提供について

(林野庁より資料 3-1 を説明)

【質疑応答】

(立花座長) 具体的な説明、ありがとうございました。委員の皆様から何か確認したいことなどございますでしょうか。

(相馬委員) 例えば第 2 種の事業者の方が「木の調達方針」などから十分な根拠がないから差し戻すといったことはできるのでしょうか。

(林野庁) 差し戻しという機能はついていませんが、第 1 種の事業者の方にご確認いただいて、伝達された情報に誤り等があった場合には、第 1 種の事業者の方が編集機能により修正した上で、再度伝達していただくことはできます。

(原田委員) ご説明していただいた事例は単発の物件でしたが、製紙で考えると原料がいくつも ID がついてきて、チップでまとまって、それが一個のロットに更にまとまっていくが、どのように整理されていくのか教えていただければと思います。

(林野庁) 第 1 種の事業者の方が様々な素材生産事業者の方から入手した情報をまとめて、新規伝達という形にして、合法性確認結果をお伝えする機能もついています。また、複数の原材料 ID をまとめて伝達することもできます。

(池田委員) とても素晴らしいシステム作られたと思います。現時点で、どれぐらい利用されているかお聞きしたい。また、業界団体を通じてうまく普及していった方がよいと思うが、そのような予定はあるのかお聞きしたい。

(林野庁) 6 月末で一定程度の素材生産販売事業者、木材関連事業者の方に登録いただいています。林野庁としても利用者の拡大に向けて、広報誌や業界の広報誌等を通じた普及に努めていきたいと考えています。

(立花座長) 池田委員からのご提案がありましたけれども、システムを実際に動かしてみると理解のされ方も違うと思うので、少し工夫されたいのかもしれませんが。

(山ノ下委員) 輸入材も対象になっているのか。また、書類がないときにどのように判断したのかチェックできる機能もあるのか。

(林野庁) 輸入材、国産材にかかわらずシステムの利用は可能です。また、システム自体は自動で合法性を確認するものではなく、合法性確認結果については第1種事業者が自ら手動で入力します。また、証明書がなくても、補足的な周辺の状況によって、その事業者さんが合法性確認木材であるのご判断をしたのであれば、DDの判断根拠として、原材料情報が集まれば、その旨を記載していただくこともできるようになっています。また、その他の情報も備考欄などに添付できるようになっています。備考欄等を活用し、DDの考え方にに基づきご判断をいただくものと考えています。

(立花座長) ありがとうございました。それでは議事③のロゴマークに移ります。

(林野庁より資料3-2を説明)

【質疑応答】

(立花座長) ありがとうございました。ロゴマークにつきまして、皆様から何かご発言ございますでしょうか。

(岩永委員) 使用は名刺等に限定することなど、ロゴマーク等の周知はどのように行われるのか。

(林野庁) ロゴマークの使用規定やガイドラインなどの形でクリーンウッド・ナビに掲載することを考えています。

(立花座長) 全体を通して何かご発言はございますでしょうか。

(山ノ下委員) 海外の事業者の方にクリーンウッドについて知っていただくことが重要だと思っていて、なぜ伝わらないのかということ考えた方がよいと思われます。自分の経験では、相手方が知りたいことを理解せずに全部を説明してしまうということがあると思います。また、相手方の立場を踏まえて対応することも重要だと思います。岩永委員の言うような「メリット」の話にも通じますが、細々と条文がどうこうといった説明をするのではなく、シンプルにコアなところを明確に伝えることが重要だと思います。

(立花座長) ありがとうございました。議事②の外国語資料へのアドバイスをいただきましたが、他にも多くの改善した方がよいとの意見をいただいています。委員会としては、ご意見を踏まえて林野庁と事務局で再度検討していただく必要があると思います。日本ではこういった制度ができ、これを使うことでしっかりと取引していただくことが求められているというポイントをしっかり踏まえる必要があると思います。具体的なお願いについては、商社自ら出すものだと思いますので、例えば、商社が相手方と話すときに説明しやすいというメリットを狙うというのもあるかもしれません。岡本委員から何かご示唆はありますか。

(岡本委員) 4月から改正クリーンウッド法は始まっていますので、去年ぐらいから各サプライヤー

に対して、各社個々に対応してきています。具体的には社内に内部統制を目的として営業外の組織を作り、営業側はサプライヤーとの個別契約書上に「合法木材しか扱わない」と明記し、更にサプライヤーにも「合法木材のみを扱う」と宣言をしてもらい、その後 WWF のチェックリストなどを参考に各社でサプライヤーに説明するということを実施済みです。サプライヤーからは商社それぞればらばらで来ないで、まとめてきて欲しいとの要望がありました。こうしたシステムができればもっと進む部分はあるとは思いますが、昨年既にこうして各社回っているというのが実態です。

(立花座長) ありがとうございました。今の話を踏まえると、今の時点、もう契約まで終わっている状況もあるという中で、商社などの民間企業がどういう資料が欲しいのか聞いた上で検討することも必要ではないかと思われまので、木材輸入協会と話していただいた方がよいと思われます。次回の委員会というよりは、いろいろ情報収集して整理した上で、また委員の皆さんに共有していただいて進めていっていただきたいと思います。他には何かご発言のご希望ございますか。

(相馬委員) 改正クリーンウッド法に基づく日本企業の DD が改善しているのかどうか、クリーンウッドシステムを使わずとも何らかの方法で把握して分析することが必要ではないかと思いました。

(立花座長) 林野庁から何か発言はありますか。

(林野庁) システムを通じてはどの程度情報が伝達されているのかといった活用はできると思いますが、質的なところや DD の実行状況などについては、立ち入り検査などで把握する機会もあるかとは思いますが、しっかり対応している事業者を調査させていただき、その内容をフィードバックするなど、促進法を大切にしながら、まじめにやっている事業者は損をすることのないよう、運用していきたいと考えています。

(立花座長) どうもありがとうございました。以上で議事を終了いたしますが、生産国の情報調査については、委員の皆様の見解も聞いていただきながら、調査の内容や計画については丁寧に検討された方がよいと思います。また、外国語資料については、既にお話したように、もう少し林野庁と事務局でご相談していただいた上で、委員の皆様へ情報共有していただければと思います。以上で議事を終了いたします。

最後に、全木連からの閉会の挨拶により会議を終了した。

以上

令和7年度 第2回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

議事次第

1. 日時：令和7年10月27日（月）10:00～12:00
2. 会場：TKP 東京駅カンファレンスセンター 11D
東京都中央区八重洲 1-8-16 新槇町ビル 11F
[東京駅/八重洲のTKP会議室の所在](#) [← 地図]
3. 議事
 - (1) 開 会
 - (2) 林野庁挨拶
 - (3) 出席者紹介
 - (4) 議 事
 - ① 改正クリーンウッド法施行後の木材輸入事業の取組状況について
(伊藤忠建材（株）からの事例報告)
 - ② 施行状況に係るアンケート調査について
 - ③ 施行状況の把握のための調査計画について
 - ④ その他
 - (5) 閉 会

[配付資料]

- 委員名簿及び出席者名簿
- 資料
 - 資料1 伊藤忠建材(株)の取組概要
 - 資料2 施行状況に係るアンケート調査
 - 資料3 施行状況の把握のための調査計画

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

委員名簿

[敬称略・五十音順]

池田 直弥	(一社) 日本林業経営者協会	専務理事
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科	准教授
岡本 卓士	日本木材輸入協会	専務理事
相馬 真紀子	(公社) 自然保護基金 (WWF) ジャパン	
	森林グループ長	
立花 敏	京都大学大学院農学研究科	教授
原田 隆行	日本製紙連合会	常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会	専務理事 (木材流通専門家)
山ノ下麻木乃	(公社) 地球環境戦略研究機関 (IGES)	
	ジョイント・プログラムディレクター	

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

令和7年度第2回専門委員会出席者名簿

[令和7年10月27日]

(敬称略)

[委 員]

岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
岡本 卓士	日本木材輸入協会 専務理事
相馬 真紀子	(公社)自然保護基金(WWF)ジャパン 森林グループ長
立花 敏	京都大学大学院農学研究科 教授
原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事(木材流通専門家)
山ノ下麻木乃	(公社)地球環境戦略研究機関(IGES) ジョイント・プログラムディレクター

[事例発表者]

海苔 郁恵	伊藤忠建材株式会社サステナビリティ推進室 室長
石本 和孝	// 木質素材本部企画管理課

[林野庁]

齋藤 綾	林野庁林政部木材利用課 監査官
早坂 直樹	林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用推進班担当課長補佐
黒岩 祐子	林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用普及指導班担当課長補佐

[事務局]

- (一社)全国木材組合連合会
- (一社)日本森林技術協会
- (一社)全国林業改良普及協会

以上

令和7年度 第二回
合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会
2025年10月27日

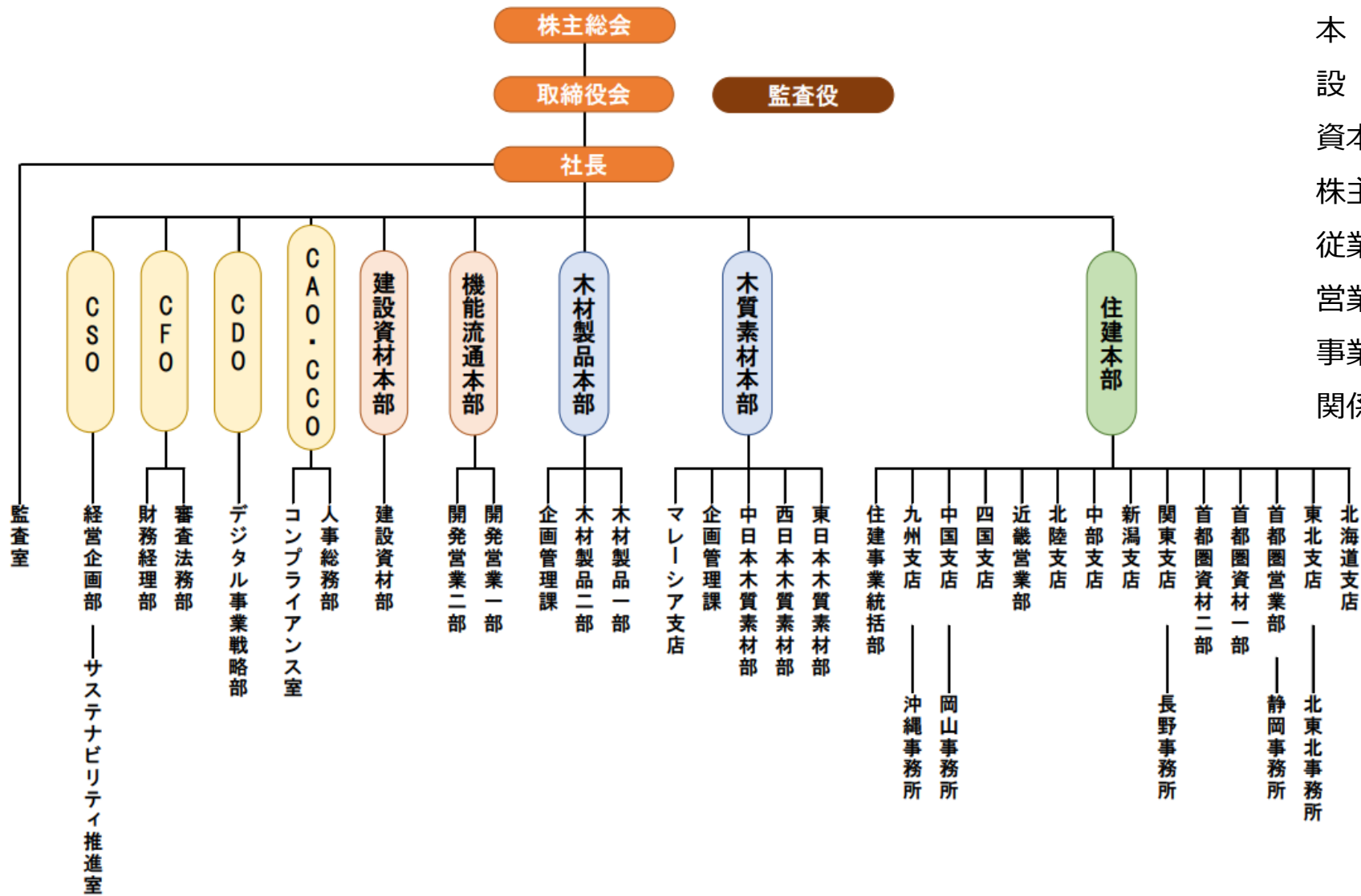
伊藤忠建材(株)の取組概要



伊藤忠建材(株) 経営企画部 サステナビリティ推進室



1.会社概要



商号：伊藤忠建材株式会社

本社：東京都中央区日本橋大伝馬町1-4

設立：1961（昭和36）年7月

資本金：5億円

株主：伊藤忠商事株式会社

従業員：単体：441名（2025年3月31日現在）

営業拠点：国内16カ所 海外1カ所

事業概要：住宅・建設資材の卸売業

関係会社：ISエンジニアリング株式会社

株式会社マルティックス山陽

ユニマテック株式会社

岩野物産株式会社

2.木材等の流通に係る事業概要

1) 第1種木材関連事業者として

合法性の確認状況 100%

①海外から木材・木材製品等の輸入、販売。

取り扱い上位国	商品
インドネシア	合板・フローリング等
中国	集成材・LVL・合板・フローリング
マレーシア	原木・合板・製材品
オーストリア	集成材・柱・羽柄
フィンランド	集成材・柱・羽柄
カナダ	原木・2×4

②国産材の販売。

スギ、ヒノキ、マツ等

2.木材等の流通に係る事業概要

2) 第2種木材関連事業者として

合法性の確認状況 100%

取り扱い木材の種類
フローリング
合板・単板積層材及び集成材
丸太
ひき板、角材

木質バイオマスを利用した発電事業
チップ及び小片

3.木材・木材製品調達に関する管理体制

1) 木材・木材製品調達 基本方針

2022年4月「環境方針」の中において、木材・木材製品調達に関する基本方針を策定し、HP上で公開。

https://www.ick.co.jp/common/pdf/code_of_conduct.pdf

木材・木材製品の調達に関する基本方針と合法性・持続可能性の証明に係る行動規範

当社は「伊藤忠建材の環境方針」を社内外に公表しております。この環境方針に基づき、木材・木材製品の調達に関する基本方針と合法性・持続可能性の証明を担保するための行動規範を策定しました。

◆木材・木材製品の調達に関する基本方針

当社は持続可能な森林保全のために、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の調達を推進します。

◆合法性・持続可能性の証明に係る行動規範

1. COC 認証材について
当社作成「COC 管理・運用マニュアル」に基づいた運用管理を行い、年1回 COC 内部監査、及び認証機関からの審査を受けることにより適正な運用状況であることを担保します。
2. 合法木材供給認定事業者により合法性が証明された木材・木材製品について
当社が加盟している合法木材供給事業者認定団体(日本木材輸入協会、以下 JLIA という)の定める行動規範、実施要領等を順守し、JLIA による定期的な監査を受けることにより適正な運用状況であることを担保します。
3. 当社独自の取組による合法性・持続可能性の証明について
以下を実施することで、当社が証明する合法性・持続可能性の信頼性を担保します。
 - a. 伐採段階から加工・納入に至る各段階の事業者と合法性・持続可能性の証明、分別管理の取組に関する協定の締結等を行います。
 - b. 合法的な伐採であることの証明書(政府機関が発行する伐採許可書等)、各加工・流通段階での証明書Noが記載された受け渡し伝票等、証明書Noが記載された船積み書類(輸入の場合)を都度入手し、内容を確認します。
 - c. 合法性・持続可能性の証明に係る関係書類は5年間保管します。
 - d. 現地視察による各段階の事業者の取組状況を年1回以上監査し、公表等を行います。なお、監査は第三者機関、又は当社環境関連主管部署にて実施します。
4. この基本方針と行動規範を関係事業者へ周知します。

3.木材・木材製品調達に関する管理体制

2) 実務（管理体制）

①新規仕入先口座開設前の確認

該当製品については、取引口座開始前に、仕入先企業の合法性確認を行う。

・企業調査

認証取得有無、合法木材供給事業者認定、登録木材関連事業者登録、等

・仕入商品調査

商品の原材料情報（伐採地・樹種・合法性確認書類）入手可能か調査。



3.木材・木材製品調達に関する管理体制

2) 実務（管理体制）

②実際の取引時（仕入）

仕入先企業からの情報入手。

・第1種の場合

商品の原材料情報（伐採地・樹種・
合法性確認書類）入手し、合法性を確認。
関連書類は5年間保管。

・第2種の場合

仕入先からの合法性確認情報入手。
関連書類は5年間保管。

* その他実施事項

年に1度、海外のサプライヤーについては、
各国情勢・取引規模・取引内容等から
抽出し、サステナビリティ調査を実施。
（アンケート対応・現地訪問・WEB面談等）

3.木材・木材製品調達に関する管理体制

2) 実務（管理体制）

②実際の取引時（販売）

当社納品書にて改正CW法適合商品である旨伝達。

【伝達方法について】

納品書には記載スペースが限られることから、HPにて対応方法を明確に示し、各取引先にも周知の上、納品書に「CLW」と印字することで対応。

※合法性確認木材等であることの納品書への記載について

クリーンウッド法の「木材等」に該当し、法令に基づく「合法性確認木材等」である確認ができた製品（クリーンウッド法適合商品）には、当社納品書の摘要欄に「CLW」と記載しております。

当社納品書の摘要欄に「CLW」と記載した商品のうち、当社が第1種事業者として譲り渡すものについては、全ての原材料情報を収集しています。

【木材関連事業者 登録番号】 JIA-CLW- I , II 17003号

4.国別情報の入手状況

【例】

- ・ インドネシア：V-Legal
- ・ 中国：伐採許可証
- ・ マレーシア(サバ州・サラワク州)：輸出申告書K2裏面の輸出ライセンス
- ・ オーストリア：認証材
- ・ フィンランド：認証材
- ・ カナダ：認証材

情報が入手しにくい場合のDD上の工夫

【例】

- ・ 公的な合法性確認書類が入手できない場合には、DD手引きチェックリストを活用し、補足情報を入手することで対応。

5. 今後の対応に当たっての方針・意見等

取引先（第二種に該当する流通業者 等）の反応

- ・ まだ、十分な対応ができているとは言えない状態。
- ・ 今後のクリーンウッド法の動向を気にしている（義務・罰則等の範囲）
- ・ 流通の川下にあたる大手ハウスメーカーやゼネコン中心に、サステナビリティ（トレースアビリティ）やコンプライアンス面で対応を強化する動き。

改正クリーンウッド法の施行状況に係るアンケート調査



2025年10月27日

一般社団法人全国木材組合連合会



PRキャラクター
「グリーンウッドちゃん」

1 各都道府県木連等へのアンケート調査について

- (1) 全木連では各都道府県の会員（県木連等）に対し、改正クリーンウッド法の施行後約半年経過した時点の現状についてアンケート調査を実施（調査時点は9月12日・回答数は47）

(2) アンケートの項目は、「合法性確認木材の流通状況」「改正法の制度の周知状況」「クリーンウッドシステムの普及状況」「需要者側からの要望や注文の状況」「制度に関する問い合わせ状況」「その他要望」等について自由に記述する方式で実施

改正クリーンウッド法の施行状況に係るアンケート調査（項目）

問	問
1-1 クリーンウッド法に基づく合法性確認木材は円滑に流通（確認）を始めていますか。	3-1 クリーンウッド法に基づく合法性確認木材の需要者からの要望や注文を聞いていますか。
1-2 クリーンウッド法に基づく合法性が確認された流通量は概ね何割くらいの感触ですか。	3-2 林野庁ガイドラインに基づく団体認定制度に関する問い合わせがありますか。（是非を含め）
1-3 素材生産業者、原木市場、製材工場、プレカット工場等業種別で制度への対応で違いがありますか。	3-3 上記以外で、会員はじめ事業者からの問い合わせは、どのような内容が多いですか。
1-4 合法木材の認定事業者とその他の事業者で違いがありますか。	3-4 林野庁ガイドラインに基づく認定制度の証明連鎖とクリーンウッド法の情報伝達を併せて行う方法の周知・普及は進んでいますか。
1-5 以上を踏まえ、今後の改正法の普及のために何が必要と考えますか。	4-1 林野庁への要望はありますか。
2-1 クリーウッドシステムについて登録の状況や導入の事例を聞いていますか。	4-2 全木連/全森連への要望はありますか。
2-2 クリーンウッドシステムの評価を聞いていますか。	4-3 その他意見があれば記載してください。
2-3 クリーンウッドシステムに対して機能や運用に関して要望がありますか。	

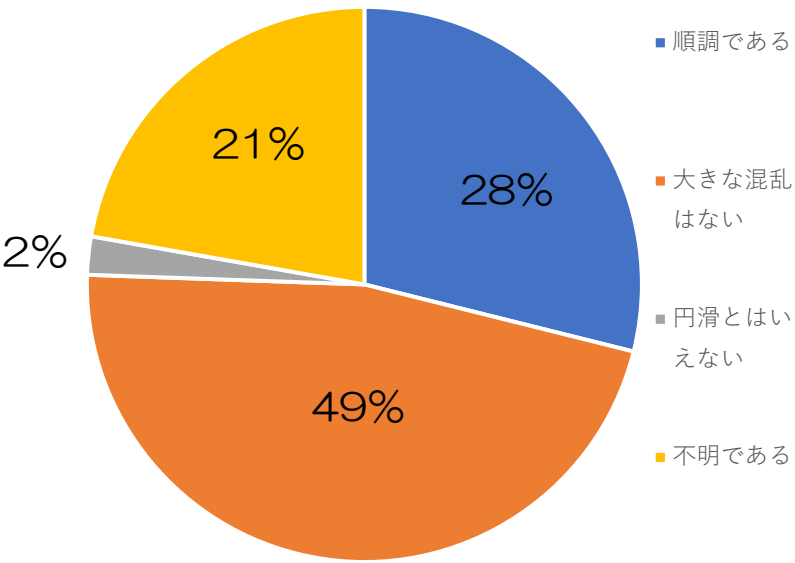
2 改正CW法の施行状況に係るアンケート調査結果（その1）

- (1) 合法性確認木材の流通に関し、約8割が大きな混乱はないもしくは順調と回答。他方、不明、円滑ではないとの回答も見られ、これらの会員に対しては対応が必要

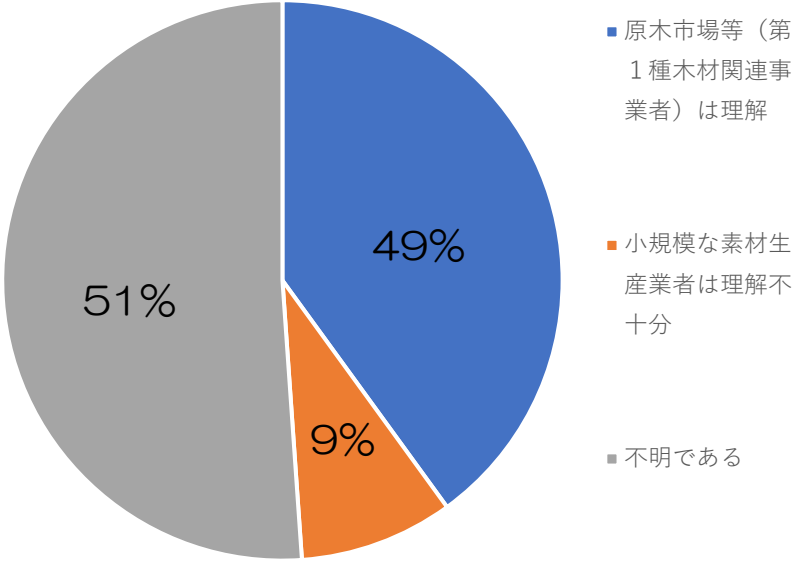
(2) 事業者の理解度に関しては不明及び不十分が理解を上回っている。事業者理解の向上へ向け他引き続きの対応が必要

(3) 需要者からの合法性確認木材の要求については、不明及びない・ほとんどないが大半を占める。今後、需要者へのCW法の普及が必要

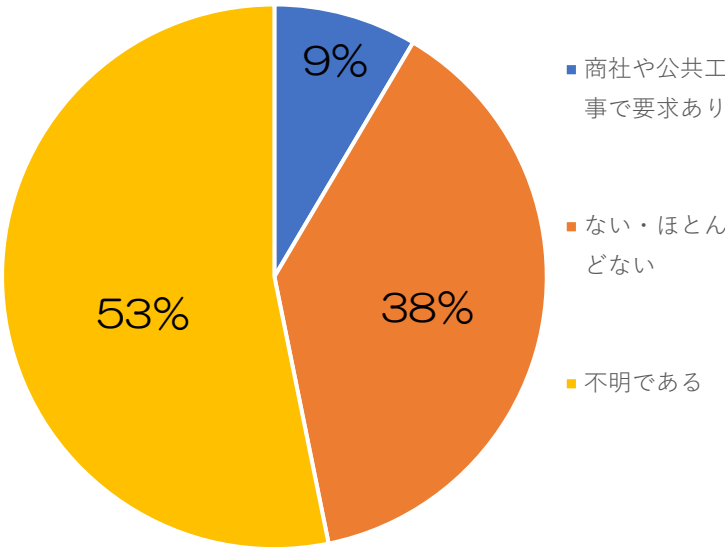
問1-1 クリーンウッド法に基づく合法性確認は円滑に流通（確認）を始めていますか



問1-3 素材生産業者、原木市場、製材工場、プレカット工場等業種別で制度への対応で違いがありますか



問3-1 クリーンウッド法に基づく合法性確認木材の需要者からの要望や注文は聞いていますか



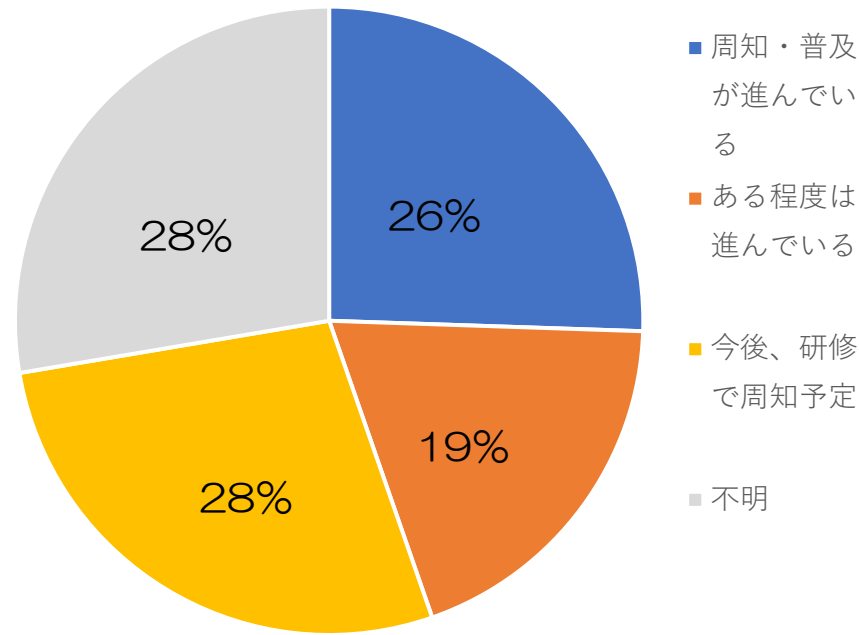
2 改正CW法の施行状況に係るアンケート調査結果（その2）

- (1) 改正クリーンウッド法に基づく情報伝達に関する事業者の理解はおよそ半数程度

(2) 理解が十分ではない対象に向けて、引き続き、研修の実施が必要

(3) 今年度は全木連主催の研修のほか、県木連等（33団体）も研修等を57回計画している

問3-4：林野庁GLに基づく認定制度の証明連鎖とCWの情報伝達と併せて行う方法の周知・普及は進んでいますか



（参考）令和7年度 全木連の活動予定

○合法木材ガイドラインに基づく認定団体研修の実施

＜中央研修＞10月2日オンラインで開催（149団体の担当者対象）

○R7年度林野庁補助事業における研修、普及啓発活動等

＜研修＞ 中央団体（7）、県木連（26）で9月以降実施

＜普及啓発＞ 中央：ジャパンホームショー2025、モクコレ2026に出展
地方：県木連（16）で実施（イベント出展、HP掲載等）

＜説明会・指導者養成講座＞

大都市での開催（対面、Web併用）：10月16日（名古屋市）、17日（大阪市）

木材産地での開催（対面形式の動画活用型研修）

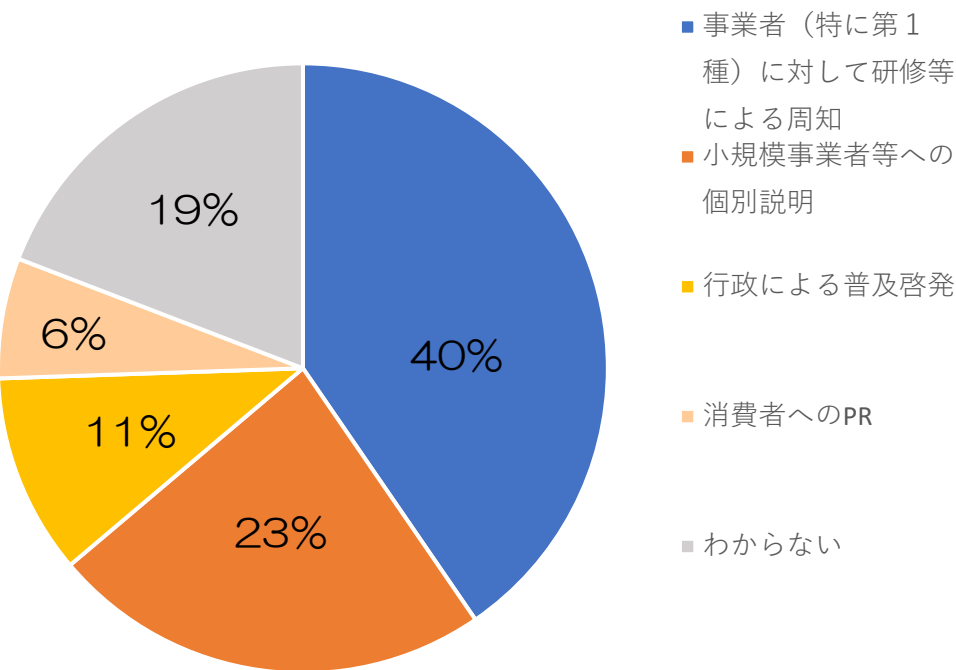
①長野県（佐久市、長野市、塩尻市、飯田市） 12月16～18日

②福島県（福島市）11月26日

2 改正CW法の施行状況に係るアンケート調査結果（その3）

- (1) 問1-3の調査結果により、第一種木材関連事業者は概ね制度を理解していると認識される一方で、引き続きの周知対象としても重視されている
- (2) その一方で、小規模事業者や消費者など、様々な関係者への普及啓発の必要性も認識されている

問1-5 今後の改正クリーンウッド法の普及のために何が必要か



[問3-3] 会員や事業者からの問合せ内容（複数回答）

○クリーンウッド法の内容に関すること（計19）

- クリーンウッド法に基づく事業者登録制度やその必要性（5）
- 林野庁ガイドライン認定事業者としてのクリーンウッド法への対応方法（4）
- 制度内容の確認（4）
- 第1種木材関連事業者か否か
- 第1種、第2種事業者がそれぞれ何をすればよいのか
- 異なる入荷先からの木材を合わせて納入する際の方法や例示
- 努力義務の意味（義務との違い）
- 森林区域外からの木材の取扱（クリーンウッド法の対象か否か）
- クリーンウッド法に基づく伝達情報の記載方法

○その他（計3）

- クリーンウッド法への対応可能な事業者情報（2）
- バイオマス証明のための林野庁ガイドラインとの関連

2 改正CW法の施行状況に係るアンケート調査結果（その4）

- (1) クリーンウッド法に関しては、行政による普及啓発が求められている
- (2) クリーンウッド法と林野庁ガイドラインの関係の整理が求められている

[問4-1] 林野庁への要望（複数回答）

○クリーンウッド法の普及には行政（都道府県、市町村）の関与が必要（計9）
都道府県担当者への周知を徹底し、行政機関として普及啓発等の役割を果たすよう指導してほしい（5）
都道府県の森林計画制度、保安林制度等の担当者が率先してクリーンウッド法を理解し、行政の立場で事業者等に周知すべき（3）
クリーンウッド法の運用状況については都道府県を通じて調査すべき
○クリーンウッド法と林野庁ガイドライン制度の関係の整理が必要（計9）
クリーンウッド法と林野庁ガイドラインに基づく制度を一本化してほしい（3）
クリーンウッド法とG林野庁ガイドラインに基づく制度が混同されている。両者を整合的に取り扱う方法の周知が必要（4）
クリーンウッド法に林野庁ガイドラインに基づく制度を準用できるよう規定して欲しい（2）
○研修、説明会等の継続的な開催が必要（計6）
研修等の経費への助成をお願いする（4）
林野庁自ら現場に出向いて丁寧に説明してほしい
事業者のニーズに応じた説明会の内容・工夫が必要
○その他（計4）
消費者へのPRや需要者からの要望を引き出すような対策が必要（2）
素材生産販売事業者を第1種木材関連事業者にすべき
工務店レベルに対してどのように周知・普及すべきかわからない

（参考1）グリーン購入法におけるクリーンウッド法の位置づけ

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省2025年1月）

「木材関連事業者にとっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行う」

[問4-2] 全木連への要望（複数回答）

○研修、説明会等の継続的な開催が必要（計14）
研修等の経費への助成をお願いする（5）
研修会等での講師をお願いする（5）
普及啓発パンフレット等の配布をお願いする（2）
事業者のニーズに応じた説明会の内容・工夫が必要
県木連事務局会議等で随時説明の機会を設けてほしい
○クリーンウッド法と林野庁ガイドライン制度の関係の整理が必要（計5）
クリーンウッド法とG林野庁ガイドラインに基づく制度が混同されている。両者を整合的に取り扱う方法の周知が必要（4）
クリーンウッド法と林野庁ガイドラインに基づく制度の違いがわかる資料を作成してほしい
○その他（計2）
林野庁に対して現場の事業者の実情を伝えて現実的な対応をとるよう要望してほしい
改正クリーンウッド法により事業者には負担がかからないよう林野庁と検討願いたい

（参考2）クリーンウッド法と林野庁ガイドラインに基づく合法証明の両方を活用する場合の納品書の記載例

納品書

発行日：YYYY年MM月DD日
発行番： ☐ 株式会社 ☐ 〇〇〇〇 部署
所在地： ☐ 〇〇県 ☐ 〇〇市〇〇町 12-34
代表： 山元 花子
本体金額：¥999,999,999
消費税：¥999,999,999
合計金額：¥999,999,999

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

☐ 〇〇株式会社
☐ 〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

☐ 〇〇県木連〇〇〇〇号
☒ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています

☒ クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しています
☒ 上記の物件はクリーンウッド法に基づく合法性確認木材です

他制度に基づく伝達情報
例：合法木材GLの団体認定
CW法に基づく伝達情報
・原材料情報収集結果※1
・合法性確認結果※2

3 任意抽出による改正クリーンウッド法の施行状況の把握について

- (1) 施行状況に関するアンケート調査と併せて、第1種木材関連事業者に対して、無記名の調査を実施（調査時点は9月12日・回答数は26）
- (2) 業種では、原木市場（14）、協同組合（5）、製材工場（5）、チップ工場（2）で半数は原木市場
- (3) 原材料情報の収集の割合及び合法性確認木材として確認した割合、いずれも100%になっている事業者が多い

改正クリーンウッド法に基づく第1種木材関連事業者による合法性確認の任意抽出調査（9月12日実施）					
業 種	出荷量（m³） [4月～7月]	原材料情報 収集（％）	合法性確認 木材（％）	左以外（％）	備 考
原木市場	61,500	100	100		
原木市場	37,864	99	99	1	屋敷林等の入荷
原木市場	36,847	100	100		
原木市場	32,204	100	100		伐採地のQRコードを活用
原木市場	31,599	99	98	2	
原木市場	29,158	100	99	1	
原木市場	21,687	100	100		
原木市場	15,985	100	100		
原木市場	12,797	100	100		
原木市場	7,529	100	100		屋敷林等も追加情報を依頼し合法性を確認
原木市場	5,399	100	99	1	
原木市場	4,100	99	99	1	屋敷林等の入荷
原木市場	3,431	100	100		
原木市場	2,578	100	100		森林経営計画、（伐採造林）適合証明、国有林のみ受入れ
協同組合	15,600	100	100		
協同組合	13,676	100	100		
協同組合	9,746	100	100		出荷先（合板工場等）が合法性確認木材のみ受入れ
協同組合	632	100	100		
協同組合	256	100	100		
製材工場	6,644	100	100		入荷先を特定
製材工場	4,321	100	100		
製材工場	2,895	100	100		合法木材の活用、その他は森林認証
製材工場	2,000	100	100		国有林、公有林、森林認証のみ受入れ
製材工場	1,329	100	100		自社林から伐採搬出して加工出荷
チップ工場	36,148	100	100		バイオマス発電所は合法性確認木材のみ受入れ
チップ工場	15,415	100	100		バイオマス発電所は合法性確認木材のみ受入れ

改正クリーンウッド法の施行状況の把握のための調査計画



2025年10月27日

一般社団法人全国木材組合連合会



PRキャラクター
「クリーンウッドちゃん」

1 令和7年度の調査計画の概要

- (1) 全木連が実施した各都道府県の会員（県木連等）に対するアンケート調査（資料1）によってクリーンウッド法施行後の状況について一定程度の把握ができたことから、4業種別中央団体に加え、森林・林業に係る森林組合の系統組織である47都道府県森連（各都道府県森林組合連合会）に対し、県木連等への調査と同様の内容のアンケート調査を行い、包括的な状況把握を行う

(2) また、個別事業者の状況把握のために、特に第2種事業者の取組状況を把握することを目的に、登録木材関連事業者及び研修受講者を対象としたアンケート調査を行う

(1) 改正クリーンウッド法の施行状況に係るアンケート調査

○令和7年度の合法木材認定団体研修

各都道府県木連等 47

中央団体 4

計 51

○各都道府県森林組合連合会等 47

○合計 98

(2) 合法性確認木材の流通に係る登録木材関連事業者の取組状況のアンケート調査

○登録木材関連事業者（第2種） 740 ※

※ 令和7年9月30日現在

(3) 令和7年度の合法木材認定団体研修の受講者アンケート調査

○各都道府県木連等 26

○中央団体 7

○計 34

2 (1) 改正クリーンウッド法の施行状況に係るアンケート調査【横展開】

- (1) 調査目的：業界団体による改正CW法施行後の状況の受け止めを把握する
- (2) 調査対象：全国団体（全森連、全市連、全素協）及び都道府県森林組合連合会
- (3) 調査内容：県木連等へ実施したアンケートと同一の内容（資料2参照）

○ 調査対象

各都道府県木連等47

【調査済】

中央団体4

全木連
全森連
全市連
全素協

各都道府県森林組合連合会等47

【11月調査予定】

合 計98

○ 主な調査項目

1-1	クリーンウッド法に基づく合法性確認木材は円滑に流通（確認）を始めていますか。
1-2	クリーンウッド法に基づく合法性が確認された流通量は概ね何割くらいの感触ですか。
1-3	素材生産業者、原木市場、製材工場、プレカット工場等業種別で制度への対応で違いがありますか。
1-4	合法木材の認定事業者とその他の事業者で違いがありますか。
1-5	以上を踏まえ、今後の改正法の普及のために何が必要と考えますか。
2-1	クリーンウッドシステムについて登録の状況や導入の事例を聞いていますか。
2-2	クリーンウッドシステムの評価を聞いていますか。
2-3	クリーンウッドシステムに対して機能や運用に関して要望がありますか。
3-1	クリーンウッド法に基づく合法性確認木材の需要者からの要望や注文を聞いていますか。
3-2	林野庁ガイドラインに基づく団体認定制度に関する問い合わせがありますか（是非を含め）。
3-3	上記以外で、会員はじめ事業者からの問い合わせは、どのような内容が多いですか。
3-4	林野庁ガイドラインに基づく認定制度の証明連鎖とクリーンウッド法の情報伝達を併せて行う方法の周知・普及は進んでいますか。
4-1	林野庁への要望はありますか。
4-2	全木連/全森連への要望はありますか。

2 (2) 改正クリーンウッド法の施行状況に係るアンケート調査【登録木材関連事業者向け】

- (1) 調査目的：川中・川下における合法性確認木材に関する伝達状況を把握する
- (2) 調査対象：第2種登録木材関連事業者 740社
- (3) 調査内容：第2種事業者がどの程度合法性確認木材であるか否かの情報を受け取り、自ら伝達しているか等を把握する

○ 調査対象

登録木材関連事業者（第2種） 740 ※

※ 令和7年9月30日現在

○ 調査方法

登録実施機関を通じて調査依頼を行い、登録事業者はインターネットを通じて回答する予定
11月に実施

○ 主な調査項目

1	入荷時の合法性確認木材の割合
2	出荷時の合法性確認木材の割合
3	施行後、合法性確認木材であるか否かの情報の伝達状況の変化の有無
4	施行後、合法性確認木材であるか否かの情報の伝達がなかった場合、調達先に対する情報リクエスト実績の有無
5	合法性確認木材等の数量を増やすために行っている取組
6	合法性確認木材等の流通量を増やすために有効と考えられる取組

2 (3) 改正クリーンウッド法の施行状況に係るアンケート調査【GL認定事業者向け】

- (1) 調査目的：合法木材認定事業者の改正CW法への対応状況を把握する
- (2) 調査対象：令和7年度合法木材認定団体研修の受講事業体
- (3) 調査内容：合法木材認定事業者の合法性確認木材に関する情報伝達の状況及び合法木材ガイドラインの活用状況を把握する

○ 調査対象

- 各都道府県木連等による研修の受講事業体
 - 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、千葉、（東京）、新潟、富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、岡山、広島、高知、長崎、熊本、鹿児島
- 中央団体による研修の受講事業体
 - 日合商、日合連、輸入協会、全天連、全市盟、全売連、全千連

○ 調査方法

研修主催団体を通じて調査依頼を行い、研修受講事業体はインターネットを通じて回答する予定
11月に実施

○ 主な調査項目

第1種事業向け
1 原材料情報を収集できた割合
2 合法性確認木材と確認した木材の割合
3 出荷に占める合法性確認木材の割合
4 第2種事業者への情報伝達
第2種事業向け
1 出入荷した木材等のうち合法性確認木材の割合
2 施行後、合法性確認木材であるか否かの情報の伝達状況の変化の有無
3 施行後、合法性確認木材であるか否かの情報がなかった場合、調達先に対して情報提供のリクエストの有無
4 合法性確認木材の取扱の数量を増やすために行っている取組
5 情報伝達における合法性GLの活用状況
第1種・2種共通
・ CW法について研修を通じてもっと理解を深めたい点【自由記載】
・ 合法性確認木材の更なる普及に必要と考えること【自由記載】

令和7年度 第2回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2025（令和7）年10月27日（月）10:00～12:00
2. 開催場所 TKP 東京駅カンファレンスセンター11D
- 3 参 加 者 岩永委員、岡本委員、相馬委員、立花委員、原田委員、森田委員
山ノ下委員
3. 議事内容 以下のとおり

はじめに、林野庁木材利用課斎藤監査官より挨拶があり、事務局より出席者紹介などが行われた後に、立花委員に座長をお願いして議事に入った。

議事① 改正クリーンウッド法施行後の木材輸入事業の取組状況について（伊藤忠建材（株）からの事例報告）

（伊藤忠建材（株）（以下、「伊藤忠」）より資料1を説明）

【質疑応答】

（立花座長）ご説明ありがとうございました。委員の皆様からご意見ご質問等はございますか。

先ずは私から。資料3. 2）実務（管理体制）で、海外のサプライヤー20件程度を毎年抽出してサステナビリティ調査を実施されているということですが、具体的にはどのような内容を調査されているのか教えていただけますか。

（伊藤忠）メインは労働関係で、工場の稼働状況や労働条件です。それに加えて調達商品の合法性の書類についてもチェックをしています。

（山ノ下委員）4点ほど質問があります。

- ① 今は100%合法性を確認したものを取扱いということですが、この経緯については問題がある仕入先からの取扱いをやめた結果ということでしょうか。
- ② 情報の入手が難しい場合について、どういう木材や国なのか具体例をいただくと今後の参考になります。
- ③ 合法性の書類が入手できない場合は括弧書きで明記になっているということでしたが、どういう基準で合法の判断をされているのでしょうか。
- ④ こういった作業を一生懸命やるとコストもかかり損になる部分も出てくると思いますが、一方でメリットとじておられる点等があれば教えてください。

（伊藤忠）①合法性確認については改正CW法以前から取組んでおり、合法性の書類等が入手できない仕入先については取引をやめることを実施しております。新規の取引先については、口

座を作る前に合法性の確認ができなければ取引しないようにしています。

②具体的な例として、中国で加工したフローリング輸入しようとしたのですが木材（広葉樹）の原産国がアメリカでした。CW ナビによれば、AHEC の会員企業が発行するインボイス等があれば合法性確認できるとのことでしたが、実際そのインボイスを見ると正式な捺印がありませんでした。そこで AHEC ジャパンにもご相談をし、正式なものとは言えなくても出荷元が明確で、従来から取引している中国企業様からの仕入れ商品だったので、合法性の蓋然性が高いという判断をしました。譲渡し先へ書面には、合法性確認書類の一部に入手できない情報があったという伝達することで対応しました。厳密な対応というのが非常に難しく、現場の営業も非常に苦労している部分ではございます。

③デューデリジェンスのチェックリストに基づいて現場の方でチェックをして、曖昧な情報などがあつたら入手するよう徹底をしています。実際にはそんなに手間のかかることまでできないよっていう場合もあり、その場合は残念ながら別の商品で対応するという流れとなっております。

④弊社では一生懸命取り組んできた結果、仕入先・販売先を問わず業界内部からも相談いただくことが非常に増えている状況です。メリットとしてこれを機に取引につながれば良いなというところがある一方、業界全体として勉強していかなければいけないという機運が高まっています。

補足ですが、2006 年にグリーン購入法が始まり、同時に FSC の森林認証もスタートし弊社ではかなり力を入れてきたため、その後 CW 法が始まった時には大きな混乱などはありませんでした。しかしながら、業界内においては、あるハウスメーカーや家具メーカーなどでは合法木材 100%を求めてきますので対応に苦慮している状況も見られます

（相馬委員）4の国別情報の入手状況で、オーストリア、フィンランド、カナダは認証材が例として挙げられており、どの国も認証材比率が非常に高い国なので苦労はないと思いますが、もしその認証材が手に入らない場合には、林野庁の DD チェックリストを活用されているという理解でよろしいでしょうか。

（伊藤忠）これらの国においてはほぼ 100%認証材になっており非認証材の取扱いはありませんが、もし仕入れる可能性があつた場合には、林野庁の DD チェックリストのエクセルシートを使って確認するよう現場には言っております。

（相馬委員）5の「今後の対応にあたっての方針・意見等」というところで、流通の川下にあたるハウスメーカーやデベロッパーは国際規範に則ったサステナビリティ、つまり原産国の合法性を超えた環境とか人権配慮というものをお求めになっていると感じております。御社でも

（国際規範を含んだ）調達方針ガイドラインをお持ちで、それに沿って進めていった結果 CW 法への対応ができているといった状況なののでしょうか。1 次、2 次、3 次サプライヤーとなるにつれて小規模なところが多くなり書類確認を求めていくのは大変だと思うのですが、御社の方針として合法性や持続可能性の追求を元々されていたので、そんなに慌てることはなかったというような認識でよろしいのでしょうか。

（伊藤忠）弊社ではそんなに慌てることはありませんでしたが、ハウスメーカーやゼネコンは商流が結構長く、弊社のような商社から流通業者さんを通して商品を手に入れているケースも多いため、その間の会社からハウスメーカーから対応を求められたのだけどどうしたら良いかといった問い合わせが来いています。弊社では、納品書に CLW の文字を付して販売をしており問題ないとの説明をしてご理解いただいています。現在、第2種事業者に当たるところが準備ができていない部分もありますので、慌ただししい動きが見られるのかなと思っています。補足すると、毎年海外のサプライヤー20社から森林認証に匹敵するサステナビリティ調査をやっていますが、国内のハウスメーカーの中には非常に厳しいガイドラインがあって、これに対応するためには必要な状況です。

（林野庁）2点質問があります。

- ① 3. 2) 実務（管理体制）に記してある海外サプライヤーからのサステナビリティ調査20社に関して、抽出率がどの程度かについて教えてください。
- ② 5の「今後の対応にあたっての方針・実務」に関して、これまでご説明があった通り、ゼネコンなど川下の求めのレベルが高く流通事業者が困っているという話と、輸入材だと逆に認証材比率が高いという話がありました。実際に川下の事業者の多くは、CW法が改正されたので原材料情報は当然手に入れられるはずだと思っておられます。第1種木材関連事業者の方は法律で規定されていますが、第2種木材関連事業者となると多くの種類・ロットの木材からいろいろな商品を作っているので、コストも考えるとそれほど簡単ではない状況です。行政としてはCW法への期待という意味では非常にありがたいのですが、一気に法律ですべてのトレーサビリティを求めてしまうと、木材はやめてコンクリートにしようという動きが出て本末転倒になってしまいます。川下の皆さんに対し理解が得られる説明が必要で、流通事業者、特に合板のように中間の業界を多く持っている業界団体に情報発信をお願いしたいと思っています。サステナブルに木材を使っていきたいという観点から、特に零細な流通業者が悩んでいるという現実をもとに、どうしたら川下の事業者に納得いただけるのかというあたりをご示唆いただけませんか。

（伊藤忠）①抽出の仕方として、海外のサプライヤーのうち取引の金額が大きく、スポットではない

取引先から20社ぐらいを選んでいきます。大元のサプライヤーだいたい百社ぐらいあるので、毎年20%ぐらいを抽出しているような形になります。毎年同じ顔ぶれのサプライヤーもあれば、売り上げが伸びた年は入れ替わったりすることがありますので、毎年調査はされない企業もあの出きてしまっているような状況ではあります。

②ご指摘の通り、川下にあたるハウスメーカーやゼネコンは、求めているレベルが非常に高いのが現状です。これに対しては、CW法の制度、特に第1種、第2種の義務内容などを分けて丁寧に説明するとご理解いただけます。中には家具を自社で輸入しているハウスメーカーもあり、これに関しては第1種事業者該当するので注意が必要との情報を提供しています。また、林野庁HPに対する問合せに対してはCWナビを紹介したり、弊社の資料を紹介したりしています。

(立花座長) 他の専門商社、総合商社の皆様への波及は、どのように感じておられますか。つまり、同業者に波及していくことによって取組みが広がっていくこともあると思うのですが。

(伊藤忠) 弊社はかなり先行している方ですが、住友林業などは山から家までやっておられますからより力が入って取り組まれていると思います。特に、ヨーロッパのマーケットは森林認証がないと取引しないと言われます。CW法の難しいところは、情報をつなげていかなきゃいけないところなんです。弊社からハウスメーカーさんに直接情報は出せません。この仕組みをしっかりしない限りはうまくいかないとは私は思っています。

議事②施行状況に係るアンケート調査について

(全国木材組合連合会(以下「全木連」)より資料2を説明)

【質疑応答】

(立花座長) ご説明ありがとうございました。委員の皆様からご意見ご質問等はございますか。

(岩永委員) 6ページの表で「合法性確認木材」とはCW法に基づくという理解でよろしいですか。

(全木連) そのとおりです。

(岩永委員) 木材市場によっては「合」と表示されているのがGLに基づく合法木材、「C」の表示がCW法に基づく合法確認木材であり、全体の9割がGLで、残りの1割がCW法に基づく材や屋敷林からの木材といった場合もあります。この表にある合法確認木材は、合法確認木材として回答者に認識されたものでしょうか？合法木材と回答者に認識されたものではないでしょうか？取扱率が高いので確認をさせていただきました。

(全木連) この表はCW法の合法性確認木材としての調査結果であり、このアンケートからはGL

の合法木材との関連性は分析できませんでした。今後の課題にしたいと思います。

(森田委員) グリーン購入法に基づく GL が十年間経て、CW 法ができたわけですが、GL のときの位置付けは、あくまで業界の自主的な取り組みであって、中央の業種別認定団体、県の認定団体がそれぞれ頑張らしようというものでした。ですから具体的なやり方は全木連が林野庁の指導を受けながら決めようというふうにスタートさせたので、都道府県行政はほとんど関与していませんでした。ところが CW 法になると、あくまで法律なので、国が執行の責任を持っていて当然であり、地方の行政機関もこれについて関与するべきということをアンケートの林野庁、全木連の要望を見て感じました。例えば、今の法律だと実際に実地調査に入ったり、検査に入ったりすることとなっているがその執行体制をどうするかという問題があり、欧州と違う点です。これは森林認証についても同様のことが言えると思います。

(林野庁) まず執行体制の件ですが、CW 法制定当初は都道府県や市町村の法定受託事務や自治事務が位置づけられていないため、条文にも行政機関というのは一切入っていませんでした。ところが今回の改正で初めて「関係行政機関等の協力」という条文を入れることができ、かなり自分事として考えてくださるようになりました。もう一つ森林認証について、「民間団体との適切な連携」という条文自体は制定当初からあり、まさに森林認証をしっかりと活用するということです。また、今回の改正時に県産材証明を原材料情報として位置づけるか否かについて、各都道府県と個別に協議をした結果、自分の県産材証明がどういうものなのか認識してもらえるようになりました。ただ、やはり法定受託義務や自治事務等がない中で、森林管理や森林法との関連もあり、どのように協力を仰いでいくのかというのは、これからの課題と考えています。

議事③ 施行状況把握のための調査計画について

(全木連より資料 3 を説明)

【質疑応答】

(立花座長) 説明ありがとうございました。委員の皆様からご意見・ご質問、ご提案をいただければと思います。

(原田委員) 製紙業界では 20 年近く自主的に DD をやっておりますが、難しいのは CW 法の改正で努力義務から義務になった時に、第 1 種事業者が必ず譲渡す前に確認をして譲渡す時に確認済みですということを伝達しなければいけないということが十分に理解されていなかったことです。会員各社に昨年度の取扱いについて、グループも含めて 30 社ぐらいにモニタリングをしたのですが、本年度の状況としては、1 種の商社から情報が来てなかったり、大手以

外の製紙業者では厳格な形で情報伝達をしていなかったりしているケースもあるようでした。トレーサビリティに関しては、海外の製造業者からすると、原料調達先や販売先が毎年同じなのに、どうして毎回行わなければいけないのか理解してもらえません。実際、法改正以前は努力義務という中で、十分にそのデューデリを果たして合法証明をやっていたがCW法が改正され厳格になるとで対応しづらいところもあり、今後林野庁とも調整させていただければと思っています。

アンケートについてですが、2種事業者に対しては「合法性確認木材」とは「法律に則った形で三点の合法性確認を行った上での合法性確認済み木材」ですということが明確に分かるようにした方が良いと思います。また、1種事業者に対しては義務なので聞きにくい相手方も答え辛いと思いますが、CW法を定着させるためにも、理解度とか対応度を把握する意味でアンケートをしてみる方がよいのではないのでしょうか。

(林野庁) 今年1年目なので、義務の履行状況を把握し、罰則等に繋げるためのものではないという趣旨をしっかりと示していくことが重要と考えています。4ページ目のアンケートについては研修を受講した方を対象に、第1種木材関連事業者についても、原材料情報を収集できた割合などと間接的な形で聞くことにしています。今回の事業体アンケートについては、CW法の登録事業体と研修済みのGL認定事業体、いわゆるエリートの事業体に絞って行うのが良いと考えた結果です。第1種登録木材関連事業者の扱いについては引き続き検討しますが、質問の書き方についてはしっかりと留意いたします。

(全木連) 原田委員ご指摘の通り、義務のところを聞くのはいかかという観点から、先ほど林野庁からも説明があったとおり、支障のない範囲で質問を作成しています。また、ご回答いただいたところは当然適正に行っているという認識であります。アンケートについては、相当な数の事業体が対象になるので、インターネットでの調査を想定しており、できるだけ多くの回答を得るためにも無記名回答ということも有りうると考えています。ご指摘の通り、アンケートの趣旨が伝わるよう回答者には丁寧な説明を心掛けたいと考えています。

(立花座長) アンケートについては、例えば登録にあたっての改善点などをあげてもらうのも良いのではないのでしょうか。

(山ノ下委員) 今トランジションの時期だと思うので、現時点で何にお困りで、どういうお手伝いをしたらもっと良くなるとか、場合によっては法律を修正した方がいいか、そういうところにフォーカスした質問になさるのがよろしいのではないかと思います。

(全木連) ご指摘を踏まえ調査の工夫をしたいと思います。

(岡本委員) アンケート答える立場に立って考えてみたのですが、現段階の義務というのは、確認す

ることが義務であって、未確認ですというふうに堂々と出せるし、あるいは非合法ですという形でも出せる状況です。次の段階として林野庁が考えていることをクリアにしたら、もっと真剣に受け止めるんじゃないかと思います。

(林野庁) アンケートについては、合法性確認木材がどれだけ世の中に出回っているのか等を見極めることが目的で、CW 法の3年後の見直しに向けて法律を厳しくするのが目的ではありません。CW 法では100%合法確認木材を目指すというKPIを達成することを目標としています。

(伊藤忠) 弊社については合法確認して合法でないものについては一切売らない・買わないようにしています。先ほど、CW 法が目指しているのが合法確認木材を100%にするってことですけど、これからは確認済みでも合法かでないものは誰も買わないことになると思います。今回の改正でDDの結果、合法じゃないことがわかって黒なのか、合法なことがわかって白なのか、完全に黒が白にならなくてグレーぐらいのものもたくさん出てくると思います。

(林野庁) ご指摘の通り、DDではそのグラデーションは解決しません。法律上、第1種木材関連事業者については合法性確認が義務となっており、それを踏まえて、合法性確認木材であるか否かは二択としています。同じ原材料情報等を踏まえても合法性確認木材「である」もしくは「でない」ということが、制度上はあり得ますので、そこは第2種木材関連事業者の人たちが、それぞれの企業が持っている調達方針等を踏まえ選んでいただくこととなります。

(山ノ下委員) 全体を通じて大変興味深かったのが合法木材は自主的な取組みから法的な制度に転換に苦心していますが、カーボンとかネイチャーポジティブの分野も同様の困難に直面することになるという状況です。また、サプライチェーンでつながっているという部分についても共通点があります。このように森林はすごく面白い分野なので、そこを先行事例として見せていくような取組みを、林野庁に是非やっていただいたら良いと思いました。

(原田委員) 4ページの1種事業者向けのアンケートについて、「原材料情報を収集できた割合」という部分ですが、割合が低かった場合その理由・原因は何かという形にすればよいと思います。

(相馬委員) 伊藤忠建材のお話を伺って、商社はまさにCW法のプロモーターとしての役割を果たしておられ、水際にはトレーサビリティが確保されているのは非常に心強いと思いました。

(林野庁) カーボンやネイチャーポジティブの話がありましたが、林野庁としてはオーバーラップや無駄をできるだけなくして、できることとできないことはありますが、やるべきことは確実にやり、目標を果たすことによって森林に価値を見出していきたいと思います。

(伊藤忠) これまで委員の発言にもあった通り、フロンティアとしてしっかりと取組んで参ります。

（立花座長）ありがとうございました。以上で用意された議事はすべて終了いたしました。あの皆様から本当に積極的なご発言ありがとうございました。また、伊藤忠建材からお越しのお2方、本当に今日はありがとうございました。

最後に、全木連からの閉会の挨拶により会議を終了した。

以上

令和7年度 第3回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

議事次第

1. 日時：令和8年2月18日（水）15:00～17:00
2. 会場：TKP 東京駅カンファレンスセンター 11D
東京都中央区八重洲 1-8-16 新槇町ビル 11F
[アクセス | TKP 東京駅カンファレンスセンター | TKP 貸会議室ネット](#) [← 地図]
3. 議事
 - (1) 開 会
 - (2) 林野庁挨拶
 - (3) 出席者紹介
 - (4) 議 事
 - ① 生産国における情報調査の結果概要について
 - ② 施行状況に係るアンケート調査について（追加調査）
 - ③ 補助事業による改正クリーンウッド法の普及・啓発の実施状況について
 - ④ その他
 - (5) 閉 会

[配付資料]

- 委員名簿及び出席者名簿
- 資料
 - 資料1 生産国における情報調査
 - 資料2 改正クリーンウッド法の施行状況に係るアンケート調査結果（追加調査）
 - 資料3 補助事業による改正クリーンウッド法の普及・啓発の実施状況

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

委員名簿

[敬称略・五十音順]

池田 直弥	(一社) 日本林業経営者協会	専務理事
岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科	准教授
岡本 卓士	日本木材輸入協会	専務理事
相馬 真紀子	(公社) 自然保護基金 (WWF) ジャパン	
	森林グループ長	
立花 敏	京都大学大学院農学研究科	教授
原田 隆行	日本製紙連合会	常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会	専務理事 (木材流通専門家)
山ノ下麻木乃	(公社) 地球環境戦略研究機関 (IGES)	
	ジョイント・プログラムディレクター	

以上

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

令和7年度第3専門委員会出席者名簿

[令和8年2月18日]

(敬称略)

[委 員]

岩永 青史	名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授
岡本 卓士	日本木材輸入協会 専務理事
相馬 真紀子	(公社)自然保護基金(WWF)ジャパン 森林グループ長
立花 敏	京都大学大学院農学研究科 教授
原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事(木材流通専門家)
山ノ下麻木乃	(公社)地球環境戦略研究機関(IGES) ジョイント・プログラムディレクター

[林野庁]

齋藤 綾	林野庁林政部木材利用課 監査官
早坂 直樹	林野庁林政部木材利用課 課長補佐
榎本 大輔	林野庁林政部木材利用課 課長補佐

[事務局]

- (一社)全国木材組合連合会
- (一社)日本森林技術協会
- (一社)全国林業改良普及協会

以上

令和7年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
「クリーンウッド」実施支援事業のうち
専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供

生産国における情報調査

第3回委員会資料

Japan Forest Technology Association
Japan Forest Technology Association



一般社団法人
日本森林技術協会



報告内容-目次

調査の目的・背景&調査対象と範囲	3	共通事項①:その他関連資料	27
調査方法	4	共通事項②:米国連邦政府からの木材関連法令情報	28
面談・訪問先一覧	5	共通事項③:森林認証に係る取組み	29
輸入材における原材料情報(証明書)の要件	6	共通事項④:持続可能性に資するプラス α の取組み	30
原材料情報(証明書):森林認証の情報が活用される場合	7	共通事項⑤:EUDRに対する取組み	31
国別調査:米国 オレゴン州(現地)	8	共通事項⑥:木材合法性のDDに活用できるツール	32
国別調査:米国 ワシントン州(現地)	12	補足資料:対象州の選定基準	33
国別調査:米国 ミシシッピ州	16		
国別調査:米国 連邦林の立木販売(現地)	19		
国別調査:カナダ アルバータ州(現地)	21		
国別調査:カナダ ブリティッシュ・コロンビア州	24		



調査の目的・背景&調査対象と範囲

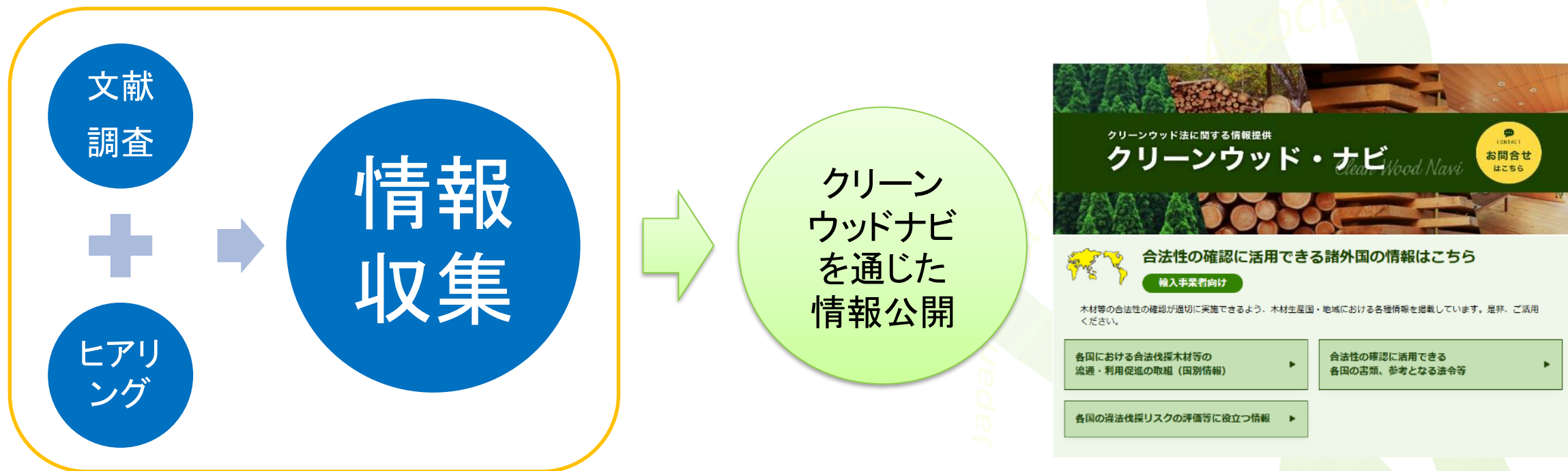
【目的・背景】

- 2025年4月1日から改正CW法が施行され、第一種木材関連事業者（木材及び木材製品の輸入事業者）の原材料情報の収集及び合法性の確認等が義務化
- 合法性の確認に資する書類の調査

【調査対象と範囲】

- 調査地域：米国（オレゴン●、ワシントン●、ミシシッピー）
カナダ（アルバータ●、ブリティッシュ・コロンビア）
（●：現地調査を実施）
- 対象：公的機関（各州の森林局）
非営利団体（業界団体、認証団体）
民間企業

- 事前・後の文献/Web調査
- ヒアリング（各60～120分程度）



※米国（令和3年度）、カナダ（令和4年度）の過年度委託調査からの更新点を中心に記載



面談・訪問先一覧

計25機関・企業等
から情報収集

国／州	面談及び視察
国内	• En.Wood（株） • 中国木材（株） • American Softwoods（アメリカ針葉樹協議会） • Canada Wood（カナダ林産業審議会） • Western Wood Products Association • Pacific Lumber Inspection Bureau
米国／オレゴン州	• Oregon Department of Forestry（ODF） • US Forest Service（USFS） • Mr. Plywood • Crosscut hardwood in Portland
米国／ワシントン州	• Department of Natural Resources（DNR） • Washington Forest Protection Association • Weyerhaeuser • Crosscut hardwood in Seattle • Woodcraft of Seattle • Home Depot
カナダ／アルバータ州	• Ministry of Forestry and Parks • Alberta Forest Products Association • Association of Alberta Forest Management Professionals • Sustainable Forest Initiative Canada • Alberta-Pacific forest industries • TolK Industries Inc. • West Fraser Inc. • Windsor plywood • RONA Edmonton



輸入材における原材料情報（証明書）の要件

➤ 改正CW法及び政令において、以下のいずれかの書類を、原材料情報（証明書）と規定

- ① 原産国における政府機関等（準ずる機関含む）が発行する伐採許可等を行ったことを示す書類
- ② 原産国の政府機関等（準ずる機関含む）に対して、法令に基づき伐採の手続きを行ったことを示す届出
- ③ 伐採者が樹木の所有権等を有していることを示す書類（伐採に関する許可制度や申請手続が存在しない場合に限る）
- ④ 森林認証（FSC、PEFC等）の主張

等

インボイス（原材料情報（証明書）の活用）

- 外国の輸出事業者と日本の輸入事業者との間でよく取り交わされるインボイス（請求書）は、原材料情報（証明書）の要件を満たしている可能性が高い。

<書類イメージ> → → → → →

具体的には、森林認証の数量（%表示）の記載がある場合など

※情報として、伐採国や樹種情報が記載されることもあり

Export Invoice

Page 1 of 2

Invoice number
Invoice Date
Sales Order

Sold To

JAPAN

Customer PO#
Salesperson
Price Basis
Country of Origin
Incoterms

CANADA
CFR

Delivery Address

JAPAN

Loaded VANCOUVER, CANADA
Vessel EVER SALUTE 9099-1225
Delivery JPN
Delivery Mode Containers 3
Shipment Number SPO068688
Shipment Date 5/15/2025
Mark

Certified to the PEFC Chain of Custody Standard (PFRC-PEFC-COC-2667), SFI Sustainable Forest Management Standard (Principles, Criteria and SFI Fiber Sourcing Standard (SFI-SFI-FS-676)).

100% PEFC Certified

2x4 J Grade SPF KDHT 19% or Less
S4SEE, Grade Stamp, Paper Wrap, No End Paint,

10ft	4	240	6,400,000	MFBM
14ft	2	240	4,480,000	MFBM
20ft	5	240	16,000,000	MFBM
	11		26,880,000	

2x6 J Grade SPF KDHT 15% or Less
S4SEE, Grade Stamp, Paper Wrapped, No End Paint,

12ft	14	160	26,880,000	MFBM
20ft	3	160	9,600,000	MFBM
	17		36,480,000	

2x8 J Grade SPF KDHT 15% or Less
S4SEE, Grade Stamp, Paper Wrapped, No End Paint,

14ft	1	120	2,240,000	MFBM
18ft	1	120	2,880,000	MFBM
20ft	2	120	22,400,000	MFBM
	3		27,280,000	

2x10 J Grade SPF KDHT 15% or Less
S4SEE, Grade Stamp, Paper Wrap, No End Paint,

20ft	1	100	8,333,333	MFBM
------	---	-----	-----------	------

38 94,213,333

Total Currency

森林認証に関する主張

例) A (社名) is certified to the PEFC CoC, SFI FM, and SFI Fiber Sourcing. 100% PEFC Certified.

樹種

例) SPF : Spruce, Pine, Fir

米国 オレゴン州：伐採や木材の販売に関する制度情報

➤ 行政機関：Oregon Department of Forestry (ODF)

➤ 森林施業や木材販売に関する情報

- 州有林の森林施業に係る入札はODF公式ウェブサイトを通じて実施
- 私有林の森林施業に係る申請はFERNS (Forest activity Electronic Reporting and Notification System) を通じて実施

➤ 原材料情報（証明書）には次の2書類が該当

州有林

① 木材販売契約書 (Timber Sale Contract)

私有林

② 森林施業申請 (Notification of Operations / Permit, NOAP)

➤ 森林面積：12百万ha

森林所有者別の面積割合

	連邦林	州有林	私有林
面積割合	60%	4%	35%

(USFS, Forest Inventory and Analysis 2022)

FERNSのスタート画面



➡ 各原材料情報（証明書）等の詳細は次スライドから

州有林：木材販売契約書（Timber Sale Contract）

概要	- 州有林における立木の売買条件を定めるODFと落札事業者との間の売買契約書 - 契約書では州有林が落札事業者に売却されることが記載 - 契約に基づき実施される伐採・路網整備他作業の具体的な実施方法について、落札事業者が作業計画書として提出し、ODFが承認した作業計画書が本契約書の一部として組み込まれる。
発行者	ODF（Oregon Department of Forestry）
被発行者	落札事業者
発行方法	ODFと落札事業者双方の署名をもって契約が成立・発効。
樹種、伐採国の情報	樹種○、伐採国○
その他	- 州有林は未加工材の米国外輸出は原則禁止 - 絶滅危惧種法に基づく調査・保護義務を負っており、絶滅危惧種の発見等に応じて、落札事業者の作業に対する制限・一時停止・契約変更・終了を行うことがあります

STATE OF OREGON

DEPARTMENT OF FORESTRY

Oregon Department of Forestry
State Forests Division
2600 State Street, Building D
Salem, Oregon 97310

TIMBER SALE CONTRACT

SALE NAME: [Redacted] 販売名

CONTRACT NO: [Redacted] 契約書番号

ODF DISTRICT: [Redacted] オレゴン州対象地域

SECTION 1000. Signatures of Contract Parties. This Contract (the "Contract") is by and between the STATE OF OREGON, acting by and through the State Forester on behalf of the DEPARTMENT OF FORESTRY ("STATE") and NEW PURCHASER ("PURCHASER"). The Contract shall be effective as of the latest date signed below. The parties do hereby agree as follows:

(a) Signature of STATE means he/she is a duly Authorized Representative of the STATE and is authorized by STATE to make all representations, attestations, and certifications contained in this Contract and all addenda, if any, issued, and to execute this Contract document on behalf of STATE;

(b) Signature of PURCHASER means he/she is a duly Authorized Representative of the PURCHASER, has been authorized by PURCHASER to make all representations, attestations, and certifications contained in this bid/proposal document and all addenda, if any, issued, and to execute this bid/proposal document on behalf of PURCHASER;

(c) PURCHASER, acting through its Authorized Representative, has read, understands, and agrees to all Contract instructions, specifications, and terms and conditions contained in this Contract document (including all listed attachments and addenda, if any, issued);

(d) PURCHASER is bound by and shall comply with all requirements, specifications, and terms and conditions contained in this Contract document (including all listed attachments and addenda, if any, issued);

(e) PURCHASER shall furnish the designated item(s) and/or service(s) in accordance with the bid/proposal specifications and requirements, and shall comply in all respects with the terms of the resulting agreement upon award.

IN WITNESS WHEREOF, the State of Oregon hereby awards the Contract to the above Purchaser for the item(s) and/or service(s) contained in the Contract, including all terms, conditions, and specifications. The Parties have affixed their signatures as of the latest date indicated below.

STATE:
State of Oregon, acting by and through
DEPARTMENT OF FORESTRY
Chief, State Forests Division [Redacted] 州行政官担当署名

PURCHASER:
NEW PURCHASER (SEAL)
By: [Redacted] 落札者署名
(Signature of Purchaser Authorized Representative)

Date: [Redacted] 日付 Printed Name: [Redacted] 落札者名

As its: [Redacted] 会社名・役職
Date: [Redacted] 日付

私有林：森林施業申請 (Notification of Operation/Permit)

概要	- 伐採・更新・植生管理・路網設置等の森林施業を開始する前後に、ODFへ通知を提出する義務。 - 森林活動電子報告・届出システム（Forest activity Electronic Reporting and Notification System, FERNS）を通じて電子申請することが原則（例外として紙も一部許容）の書類。
発行者	伐採及び造林をする者
被発行者	申請された森林を管轄するODF地域事務所
発行方法	施業開始15日以上前にODFに通知。
樹種、伐採国の情報	樹種×、伐採国○
その他	申請書類に対して許可書類は発行されないが、申請審査上で問題がある場合はFERNSのコメント欄上でODF担当官から是正措置が求められる。違反通知や民事罰の情報はFERNS上で公開。



施業届 / 火器・重機使用許可申請

NOTIFICATION OF OPERATIONS/PERMIT TO OPERATE POWER-DRIVEN MACHINERY (NOAP)

Notification Number: 申請番号

Operation Name: 申請名



This NOAP includes the following for the lands described in the NOAP:

The notifier has given notice to the State Forester that an operation will be conducted.

The Oregon Department of Forestry or local Forest Protective Association has issued a permit to use fire or operate power-driven machinery.

The notifier has given notice to the State Forester and the Department of Revenue of the intent to harvest timber.

The Operator must report on all activities on this NOAP by December 31 of the NOAP's Activity year unless a continuation has been issued. Continued NOAPs must be reported by the end of the following year.

Person Submitting the NOAP: 申請者

Date NOAP Submitted: May 13, 2025 申請日

Report Generated: December 11, 2025

Landowner Status: The Landowner is not a Small Forestland Owner

Notifier Comment 申請者コメント

Trees located in the RELZ that pose a safety risk may be cut

Waiting Period

You must wait at least 15 days after successful submittal of this NOAP before starting the activities in the NOAP (see OAR 629-605-0150(1)). You may ask the ODF Forester to waive this 15-day waiting period, but you must wait the full 15 days unless the ODF Forester notifies you that you may start sooner.

Oregon Department of Forestry Contact Info

Phone: 申請者緊急連絡先

Email: 州行政官担当者情報

Operator's Fire Emergency Contact

Contact Name: 申請者緊急連絡先

Phone: 申請者緊急連絡先

Unit 1 of 2: Ball Unit 1

21.2 acres Washington County(s) T1S R4W Sec21 Regulated User Area NW-3

RMA Practice Option: Small Forestland Owner Minimum Option (OAR 629-643-0140)

Operator: Sarah Standley Bighorn Logging Corporation 13620 NW Main Street Banks, Oregon 97106 (503) 324-2422

Activity: Clearcut/Overspray Removal Start: 3/17/2025 End: 8/31/2025 Completion Status: Completed by Eric Jacobs reported on 8/5/2025

Method(s): Ground Quantity: 440.00 MSF

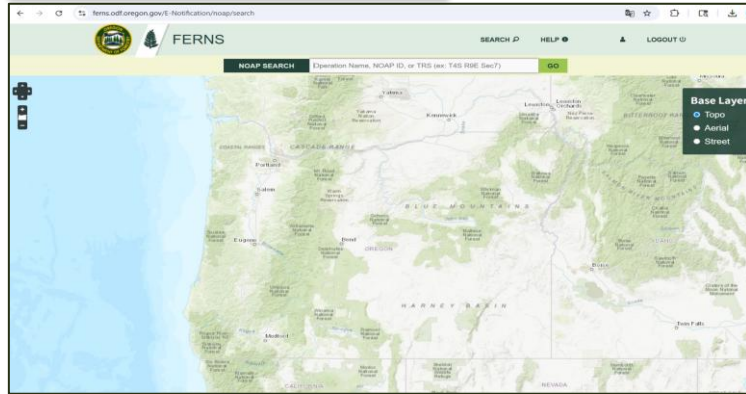
Unit Map: Ball Unit 1



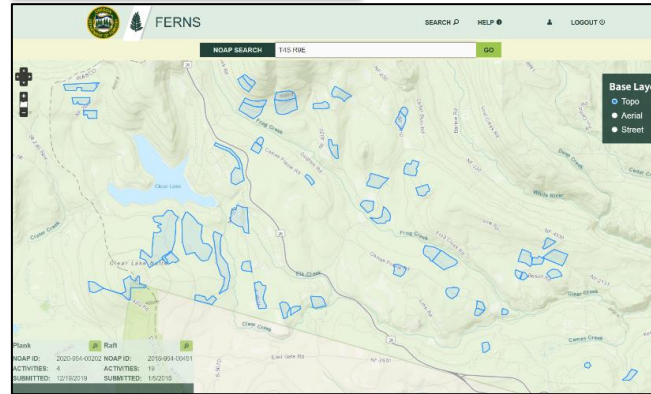
Ball Harvest 2025 (2025-531-02896) 5 of 6

オレゴン州：森林施業報告・電子申請システムFERNs (私有林)

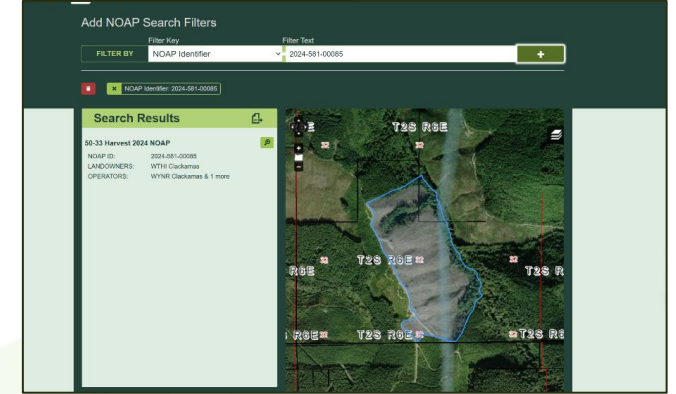
ログイン後の操作画面



施業地の位置情報



各施業地の情報



NOAPの情報 1

NOAP Summary		PRINT FULL REPORT	I WANT TO...
OPERATION NAME: Old Man TS - Mapleton MU - 2024 NOAP		NOAP ID: 2024-781-01359	
SUBMIT DATE: 12-28-2023		LANDOWNER STATUS: The Landowner is not a Small Forestland Owner.	
Apply for a permit to use fire or power-driven machinery (PDM) (ORS 477.625) Notify the Departments of Forestry and Revenue of my intent to harvest timber (ORS 321.550) Before you use fire, contact the local office of the Oregon Department of Forestry or Forest Protective Association to see if additional burn permit and/or Smoke Management Program regulations apply.			
The Operator must report on all activities on this NOAP by December 31 of the NOAP's Activity year unless a continuation has been issued. Continued NOAPs must be reported by the end of the following year.			

Oregon Department of Forestry Contact Information

ODF OFFICE: VENETA

ODF DISTRICT: Western Lane
ADDRESS: 87950 Territorial Hwy
Veneta, Oregon, 97487
PHONE: (541) 997-8713

ODF FORESTER

NAME: ODF担当者情報
EMAIL:

*土地所有者、木材所有者、施業地図等の情報を確認できる

NOAPの情報 2

Formal Comments

*システム上でODFからの公式コメントが通知される

COMMENTS

ODF担当者名

1/2/2024 2:02:30 PM

A PFAP was received on 12/28/2023 and is approved on 1/2/2024.

ODF担当者名

12/29/2023 9:01:48 AM

To view electronic subscribers to the area of this operation, at the top of this page, click on "I WANT TO", then click on "VIEW SUBSCRIBERS".

ODF担当者名

12/28/2023 11:58:53 AM

Duplicate Notification to continue operating into 2024. For reference, the original NOAP is #2022-781-09411 Resource protections that will change: Old Man Creek will receive 100' RMA starting on January 1st, 2024. Any remaining standing or cut trees within the RMA will need to be retained. R-ELZ/ELZ rules will apply accordingly per the flow permanence protocol for all Small Type N streams. A statutory Written Plan was submitted by the landowner and placed in the document section of this NOAP on December 28, 2023. Do not operate within 100 feet of the protected resource (fish bearing streams) until ODF issues Formal Comments to this Plan on January 12, 2024, or if no Formal Comments are submitted, after the 21st day of when this plan was received.

米国 ワシントン州：伐採や木材の販売に関する制度情報

➤ 行政機関：Department of Natural Resources (DNR)

➤ 森林施業や木材販売に関する情報

- 州有林の森林施業に係る入札はDNR公式ウェブサイトを通じて実施
- 私有林の森林施業に係る申請はFPARS (Forest Practices Application Review System) を通じて実施
- 私有林の施業情報を地図上で確認する森林施業申請地図ツールFPAMT (Forest Practices Application Mapping Tool) を運用

➤ 原材料情報（証明書）には次の2書類が該当

州有林

① 木材製品の販売証及び契約書 (Bill of Sale and Contract for Timber Products)

私有林

② 森林施業申請及び通知書 (Forest Practice Application/Notification) 及びその決定通知 (Notice of Decision)

➡ 各原材料情報（証明書）等の詳細は次スライドから

➤ 森林面積：890万ha

森林所有者別の面積割合

	連邦林	州有林	私有林
面積割合	44%	14%	42%

(USFS, Forest Inventory and Analysis 2022)

FPARSのスタート画面

州有林：木材製品の販売証書及び契約書 (Bill of Sale and Contract for Forest Products)

概要	- 林業施業法（Forest Practices Act, Chapter 76.09 RCW）に基づき、DNRが州有林の立木を販売する際の契約書。 - 契約は、落札者（Purchaser）に対して指定区域内の木材を伐採・搬出する権利を付与するとともに、施業条件・価格・期間・環境条件・契約責務を定める。
発行者	Department of Natural Resources
被発行者	入札の落札者
発行方法	一般入札の落札後に締結。標準的な契約確認機関として10日間が適用される。
樹種、伐採国の情報	樹種▲（公告文書に樹種記載）、伐採国○
その他	・ 未加工の木材は原則輸出禁止

STATE OF WASHINGTON
DEPARTMENT OF NATURAL RESOURCES

木材製品の販売証書
及び契約書

**BILL OF SALE AND CONTRACT FOR
FOREST PRODUCTS**

Export Restricted Lump Sum AGREEMENT NO. [REDACTED]

SALE NAME: MALADJUSTED

THE STATE OF WASHINGTON DEPARTMENT OF NATURAL
RESOURCES, HEREINAFTER ACTING SOLELY, IN ITS PROPRIETARY
CAPACITY, STATE, AND PURCHASER, AGREE AS FOLLOWS:

Section G: General Terms

G-001 Definitions

The following definitions apply throughout this contract:

Bill of Sale and Contract for Forest Products: Contract between the Purchaser and the State, which sets forth the procedures and obligations of the Purchaser in exchange for the right to remove forest products from the sale area. The Bill of Sale and Contract for Forest Products may include a Road Plan for any road construction or reconstruction, where applicable.

Contract Administrator: Region Manager's designee responsible for assuring that the contractual obligations of the Purchaser are met.

Forest Product: Any material derived from the forest for commercial use.

Purchaser: The company or individual that has entered into a Bill of Sale and Contract for Forest Products with the State for the right to harvest and remove forest products from the timber sale area.

[REDACTED]

1 of 29

[REDACTED]

私有林：森林施業申請及び通知書（Forest Practice Application/Notification）及びその決定通知（Notice of Decision）

概要	- 林業施業法（Forest Practices Act, RCW Chapter 76.09）及び林業施業規則（Forest Practices Rules, Title 222 WAC）に基づき森林施業に該当する活動を行う際に必要となる申請・届出制度。 - DNR が審査・承認・条件付承認・不承認を決定。 - 申請書類には地図などが添付される。
発行者	Washington State Department of Natural Resources
被発行者	林業施業者、土地所有者
発行方法	FPA/N及び施業地の地図を添付したものをDNRに提出（紙ベース）。DNRは受理後30日以内に申請について承認、条件付き承認、不承認の決定を行う。なお2026年4月からfpOnlineの利用開始により、オンラインベースで申請から手数料の支払いまで実施できるようになる予定。
樹種、伐採国の情報	樹種×、伐採国○
その他	- 森林施業全般（林道、橋・カルバート工事、水域作業、大規模化学散布等）に適用。 - 申請内容は FPARS で検索・公開され、関係者によるレビューが可能。

Forest Practices Application/Notification （施業者/土地所有者からの申請書）

Forest Practices Application/Notification Western Washington

PLEASE USE THE INSTRUCTIONS TO COMPLETE THIS APPLICATION.

1. Landowner, Timber Owner and Operator

Legal Name of LANDOWNER: [Redacted] Legal Name of TIMBER OWNER: ☒ Same as Landowner Legal Name of OPERATOR: ☒ Same as Landowner

Mailing Address: [Redacted] Mailing Address: [Redacted] Mailing Address: [Redacted]

City, State, Zip: [Redacted] City, State, Zip: [Redacted] City, State, Zip: [Redacted]

Phone: [Redacted] Phone: [Redacted] Phone: [Redacted]

Email: [Redacted] Email: [Redacted] Email: [Redacted]

2. Contact Person

Contact Person: Audrey Mainwaring Phone: [Redacted] Email: [Redacted]

3. Are you converting the land to non-forestry use within 3 years of harvest?

☒ No ☐ Yes If yes, include your SEPA checklist and SEPA determination (if applicable) and county clearing and grading permit (if applicable).

4. a. If you are harvesting timber, enter the Forest Tax Number of the Timber Owner:

[Redacted]

Contact the Department of Revenue at 1-800-548-8829 for tax reporting information or to obtain a number.

b. Are you eligible for EARR Tax Credit? ☐ No ☒ Yes

5. Are you a small forest landowner per RCW 76.09.450? See instructions

☒ No ☐ Yes If yes, Check all that apply. If no, skip to Question 6.

☐ My entire proposed harvest area is on a single contiguous ownership consisting of one or more parcels.

10/1/2018 Page 1 of 9 Western Washington

Notice of Decision （DNRからの許可書）

Forest Practices Application/Notification Notice of Decision

森林施業申請/届け決定通知

Decision

☒ Notification Operations shall not begin before the effective date.

☒ Approved This Forest Practices Application is subject to the conditions listed below.

☐ Disapproved This Forest Practices Application is disapproved for the reasons listed below.

☐ Closed Applicant has withdrawn approved FPA/N

FPA/N Classification **Number of Years Granted on Multi-Year Request**

☐ Class II ☒ Class III ☐ Class IVG ☐ Class IVS ☐ 4 yrs ☐ 5 yrs

Conditions on Approval / Reasons for Disapproval

Issued By: [Redacted] Region: [Redacted]

Title: [Redacted] Date: [Redacted]

Copies to: ☒ Landowner, Timber Owner and Operator.

Issued in person: ☒ Landowner ☒ Timber Owner ☒ Operator By: [Redacted]

Washington State Department of Natural Resources • Notice of Decision • August 5, 2013 Page 1 of 2

注：FPERSは2026年4月からfpOnlineとしてリニューアルされる予定。申請-承認-支払い等の一連の手続きがオンラインで行えるようになる。

私有林：森林施業申請レビューシステム（FPERS）及び地図ツール（FPAMT）

FPERS

① 施業申請の検索画面

② 施業申請の検索結果

検索結果

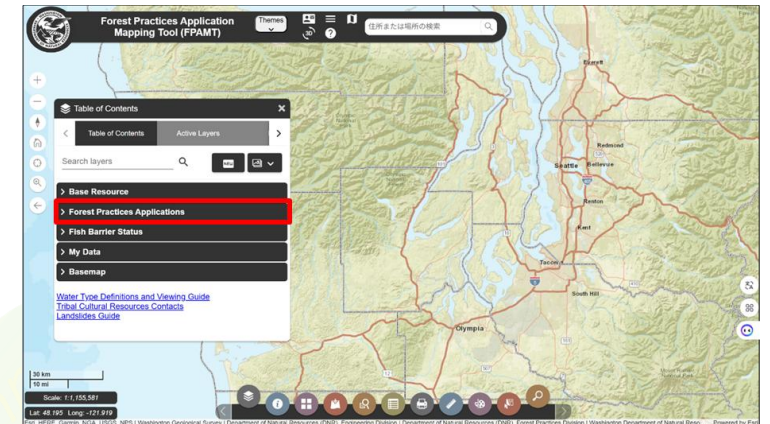
③ 検索された施業申請と結果がPDFで表示される

施業申請

申請結果
の通知
(Notice of
Decision)

FPAMT

① 操作画面



② 施業申請に関する情報

Feature Information

FP_ID: 2421335 FPA/Nの申請ID

HARVEST_UNIT_NO: 3

TIMHARV_FP_TY_LABEL_NM: EVEN-AGE

TIMHARV_RPT_AREA: 24

REGION_NM: SOUTH PUGET SOUND

RECEIVED_DT: 11/6/2019

DECISION_DUE_DT: 12/5/2019

EFFECTIVE_DT: 11/25/2019

EXPIRATION_DT: 11/26/2025 FPA/Nの有効期間

RENEWAL_DT: 11/26/2022

JOB_POSN_NO: 3107

CLASSIFICATION: II

ALTERNATE_PLAN_FLG: N

CUTTING_OR_REMOVING_TIMBER_FLG: Y

AERIAL_CHEMICAL_SPRAY_FLG: N

DECISION: RENEWAL

FP_IURISDICT_NM: CAPITOL

PDF_LOCATION: Link FPA/N(+NoD)へのリンク

TEN_YEAR_PLAN_FLG: N

UNSTABLE_SLOPE_FLG: Y

DI_SENT_TO_GEOL: N

DI_SFLO: N

Download feature information

米国 ミシシッピ州：伐採や木材販売に関する制度情報

➤ 行政機関：Mississippi Forestry Commission (MFC)

➤ 森林施業や木材の販売に関する情報

- 州有林の森林施業に係る入札は州務長官（Secretary of State）の公式ウェブサイトを通じて実施
- 私有林の森林施業に係る申請制度は無い（OR州やWA州のような申請システムの運用なし）

➤ 原材料情報（証明書）には次の書類が該当

州有林

- ① 木材販売契約書
(Forest Products Sale Contract)
*MFCが同州自治体の代理で契約

私有林

- ② 森林所有者と伐採事業者の間に交わされる
契約書

➤ 森林面積：780万ha

森林所有者別の面積割合

	連邦林	州有林	私有林
面積割合	9%	3%	89%

(USFS, Forest Inventory and Analysis 2022)

Mississippi Forestry Commission (ミシシッピ林業委員会)

- ❑ 州内の林業行政を担う機関（Agency）。Mississippi Code 49-19-1に基づく。
- ❑ 州法に基づき10名の委員が任命され、州の森林保護・管理を担う。うち1名はミシシッピ州立大学の林学部長。
- ❑ 主な役割は、森林火災の予防・消化、病虫害・外来種対策、森林再生に係る支援

➡ 各原材料情報（証明書）の詳細は次スライドから

州有林：米国 ミシシッピ州（原材料情報：証明書）

概要	- 州有林における売買契約について定めた書類。 - Mississippi Code Title 29 (§ 29-3-45) に基づき、州有林の木材を入札で売却する際に締結される契約。 - 一般入札（最低3週間）に基づき、入札が実施される。落札者とMFCとの間で同契約書が締結される。
発行者	州有林の所有主体（School District、Municipality、County等）
被発行者	入札の落札者
発行方法	一般入札の落札後に締結する。州法で発行期限に係る規定はないが、約10～30日以内に締結。
樹種、伐採国の情報	樹種○、伐採国○
その他	- MFCが森林を所有する公的機関と管理協定を結び、伐採計画、選定、販売管理を実施。 - MFCは森林管理・販売事務を委託される管理機関。

Prepared by:	Mississippi Forestry Commission	Return To:	落札者情報
Name:	3139 Highway 468 West	Name:	
Address:	Pearl, MS 39208	Address:	
Town-Zip:	601-702-0354	Town-Zip:	
Phone:		Phone:	

林産物販売契約

FOREST PRODUCTS SALE CONTRACT

伐採地情報

This contract made and entered into on this day by and between the _____, party of the first part, hereinafter called the Seller and _____, party of the second part, hereinafter called the Buyer, WITNESSETH:

Article I. For and in consideration of the sum of \$_____ per ton for pine pulpwood, \$_____ per ton for pine chip-n-saw, \$_____ per ton for pine sawtimber, \$_____ per ton for hardwood pulpwood and \$_____ per ton for hardwood sawtimber the Seller hereby agrees to sell and the Buyer agrees to buy all forest products designated for removal by the Seller on **±185 total acres** in _____ Mississippi.

立木に関する情報

This tract is 185 total acres and includes a 20-acre final harvest stand that is a 32-years-old, a 76-acre 2nd thinning stand that is 22-years-old, and an 89-acre 1st thinning stand that is 17-years-old. All three will be sold under the same contract on a pay-as-cut per-ton basis. These stands were cruised after the drought occurred and only green living trees were tallied.

Payment will be made on a weekly basis. Payment must be received by 5:00 p.m. on Monday on a weekly basis for forest products removed the previous week or at completion of harvesting, whichever comes first. Payment may be delayed for the first week of harvesting. Payment will be made for the actual volume cut from the tract. Buyer will furnish seller a copy of each Load Ticket as proof of purchase and the previous week's original Daily Load Report sheets. Payment for Timber harvested during the previous week shall then be computed based upon the Actual Volume (in Tons) and the applicable price per ton, failure to comply will result in the forfeiture of the performance bond.

1

私有林：ミシシッピ州 伐採に係る契約書

概要	私有林における森林所有者と伐採事業者との間で交わす木材伐採同意書（契約書）
発行者/非発行者	森林所有者と伐採事業者の間で交わされる
樹種、伐採国の情報	樹種○、伐採国○
その他	- 施業を行う際、州政府による伐採申請の事前許可制度は設けられていない。 - 土地所有者は登録林業士（Registered Forester）等の専門家に依頼し、森林管理計画を立て、伐採業者と契約を結び伐採。 - MFCは私有林の売買そのものには関与しないが、森林管理の助言や技術支援を提供。 - 伐採後の後処理（例：野焼き）には州の許可が必要。FMCを通じて申請する。 - MFCは伐採後の造林の費用の一部を支援 - ミシシッピ州立大学は、森林管理計画の重要性や作成方法等を含む実務的な情報提供を行う。

ミシシッピ州立大学が提供する、私有林所有者と木材伐採事業者との契約書サンプル

サンプルには、契約期間、面積、樹種、伐採地、価格、伐採する立木等の契約合意事項が記載される



Sample Pine Thinning Contract

This sample pine thinning contract is intended only as a guide for forest landowners to ensure that pertinent provisions are addressed in their pine thinning contracts. [Example information is in brackets.] We strongly encourage landowners to obtain the legal advice of an attorney when preparing all legal contracts.

STATE OF MISSISSIPPI
COUNTY(IES) OF [Oktibbeha]

TIMBER CUTTING AGREEMENT

WHEREAS, [John Smith] (hereinafter referred to as "PURCHASER") and [Jane Doe] (hereinafter referred to as "SELLER") have reached an agreement whereby PURCHASER shall purchase from SELLER certain timber, and whereas all parties desire to reduce their agreements to writing.

IT IS THEREFORE AGREED AS FOLLOWS, TO WIT:

- The relationship between the PURCHASER and SELLER is contractual only. No partnership or joint venture is entered into by the parties hereto and the PURCHASER is an independent contractor.
- SELLER is the legal owner of said timber and warrants the title to the timber hereby conveyed against the lawful claims of all third parties.
- PURCHASER shall cut and haul the following described timber located on the following described property owned by SELLER. Thinning of [50] acres, more or less, of pine trees in [Oktibbeha] County(ies), Mississippi, located in [Sect. 12, T. 17 N., R. 12 E.], as designated on the attached map.
- The timber purchase contract shall begin on the [9th] day of [August] in the year of [2025] and end on the [9th] day of [December] in the year [2027].
- The total consideration and purchase price of timber cut hereunder shall be based upon the weight of timber cut and delivered at the rate of \$15.00 per ton for pulpwood trees, \$15.50 per ton for chip-n-saw trees, and \$17.00 per ton for sawtimber trees. Payment shall be made weekly to SELLER for timber cut and removed the preceding week. The weight of the timber cut and removed will be determined by scales at the place of delivery. PURCHASER shall furnish SELLER [weekly] settlement records and scale tickets. The weight as shown on the settlement records and payments therefore shall be binding upon SELLER unless contested within thirty (30) days following receipt of any settlement records and payments.
- PURCHASER shall hold SELLER harmless from any damage caused by them or their employees or agents to persons or property arising from his/her operations on said lands. PURCHASER will have liability insurance in force of not less than \$1,000,000 and provide proof of said liability insurance.
- PURCHASER may use employees to accomplish the timber harvest. No one participating in the timber harvest is an employee of the SELLER. When required by law, PURCHASER will have workman's compensation insurance on his/her employees while harvesting the timber. SELLER shall not be responsible for any injuries to any employees of PURCHASER.

ree to the following:
designed in whole or in part by either party without written consent of the other party.
timber in accordance with THINNING TECHNIQUE # [3] as described as follows:
RD ROW THIN
implished by removing every third row. Twenty-five percent of trees on the remaining
removal row will be cut. Trees cut from remaining rows will be slower growth, smaller,
An average of [50] square feet of basal area and/or [143] trees per acre will be retained (not
RD ROW THIN
implished by removing every fourth row. Thirty-three percent of trees on the remaining
removal row will be cut. Trees cut from remaining rows will be slower growth, smaller,
An average of [50] square feet of basal area and/or [143] trees per acre will be left (not cut)
TH ROW THIN
implished by removing every fifth row. Forty percent of trees on the remaining four rows
row will be cut. Trees cut from remaining rows will be slower growth, smaller, malformed,
of [50] square feet of basal area and/or [143] trees per acre will be left (not cut) after
RP THINNING
implished by removing a strip of trees about 20 feet wide along plantation contours to
pass without damaging trees on each side. A 40-foot-wide leave or uncut strip shall be left
percent of trees in the 40-foot leave strip will be cut. Trees cut from remaining strips will
formed, or diseased trees. An average of [50] square feet of basal area and/or [143] trees
fter thinning. See Table 1.

Target BA: 50 sq ft per acre	Target BA: 60 sq ft per acre	Target BA: 70 sq ft per acre
367	440	513
255	306	357
187	225	262
143	172	201
113	136	158
92	110	128
76	91	106
64	76	89
54	65	76
47	56	65

arked with [blue] colored paint. Trees marked with [blue] colored
arvest operation.
arked with [blue] colored paint. Trees not marked with [blue]
ng the harvest operation.
d. SELLER retains the right to stop harvest operations due to wet
given to PURCHASER for days the harvest is suspended.
stand from damage. SELLER retains the right to stop harvest
curing, or residual stand does not meet basal area and trees per
pon by the SELLER and PURCHASER prior to
the commencement and suspension of harvest operations.
ce with Mississippi's Best Management Practices.
R and PURCHASER or his/her agent will examine all roads and
leave all roads and ditches in as good as condition as when he/
pletion of harvest. If PURCHASER has not accomplished this
esary work to return roads and ditches to original condition and
decision shall rest with an arbitration board of three registered
ract and a third to be selected by the other two members of the
[S], 20(25).
[John Smith]
PURCHASER
[Jane Doe]
SELLER
WITNESS

米国 連邦林の立木販売

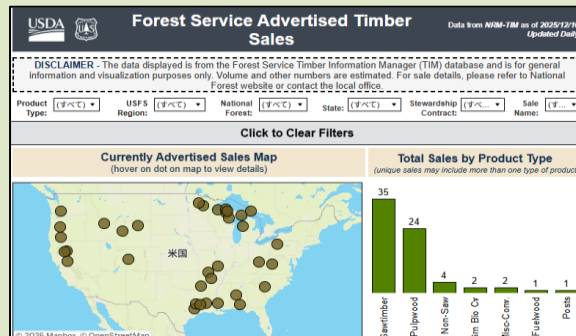
➤ 連邦林における商用の立木販売は次の2機関が実施する

農務省 米国森林局 (US Forest Service: USFS)



- 国有の森林及び草原の管理・保全を担う
- 木材生産、水源涵養、生物多様性保全、レクリエーション等の管理
- 森林火災の予防・消化
- 森林・林業に関する研究

木材入札のウェブページ

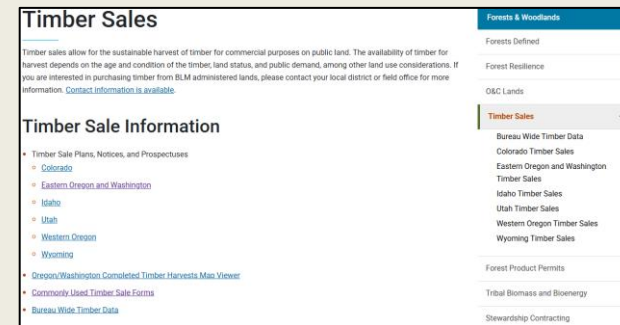


内務省 土地管理局 (Bureau of Land Management: BLM)



- 公有地の管理
- 森林に限らず、砂漠・草原・高山地帯など多様な土地を対象とした資源開発と保全を担う
- 森林は広大な土地を管理する上で、土地利用形態の一つという位置付け

木材入札のウェブページ



➤ 原材料情報(証明書)には次の書類が該当
木材販売契約書(Timber Sale Contract)

➡ 原材料情報(証明書)の詳細は次スライド

組織	USFS	BLM
概要	- 連邦林における立木の売買条件を定める売買契約書 - 契約書は契約本体に加え、入札時に提示される公告、木材販売に係る条件及び施業図で構成される。 - 必要に応じて、路網整備計画・仕様書が別添される。	
発行者	USFS	BLM
被発行者	落札事業者（「その他」に記載される支払いやリスク等諸条件に対応しうる事業者）	
発行方法	USFSもしくはBLMと落札事業者双方の署名をもって契約が成立。	
樹種、伐採国の情報	樹種○ 伐採国○	
その他	連邦林由来の未加工材は米国外への輸出が原則禁止	
	- 対象エリア内で立木を伐採・測定後に支払い。 - 森林管理計画に基づき施業の一環として伐採～販売が実施される。 - 売却益は地方自治体、再造林、残材処理等に振り分けられる。	- 伐採前に支払う必要がある（Lump Sum方式）。 - 部分払も可能。部分払額の割合と想定される材積量から、支払額に応じたの伐採許容量を算出。 - 立木販売は、財産売却 - 売却益は連邦政府の収入となり、一部は地方政府（州）に配分される。

USFS方式の契約書

U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE FOREST SERVICE		Name of Purchaser 購入者署名	
TIMBER SALE CONTRACT (Applicable to Sales to be Scaled after Felling)			
National Forest Huron Munster	Ranger District Mio	Region Michigan	Contract Number
Sale Name Buck Salvage	Highways 	Asset Code 製材日	FERTILIZATION CODE 製材年々日
The parties to this contract are the United States of America, acting through the Forest Service, United States Department of Agriculture, hereinafter called Forest Service, and _____ hereinafter called Purchaser.			
Forest Service hereby advertised a sale at which either (1) Purchaser, whose required bid deposit is now held by Forest Service as an initial deposit, was the successful bidder, or (2) no bids were received and Purchaser having subsequently offered at least the minimum advertised price and made an entry deposit in the same amount as the bid deposit specified in the sale advertisement, and the parties hereto decided to record their agreement, now therefore.			
Unless provided otherwise hereon, Forest Service agrees to sell and permit Purchaser to cut and remove Included Timber and Purchase Timber and Purchase Timber to purchase, cut, and remove Included Timber.			
This contract consists of three Divisions: A - Specific Conditions, B - Standard Provisions, and C - Special Provisions, together with Sale Area Map, Plans, and specifications for developments (if any), and such attachments as may be provided for in Division C. Specific Conditions are numbered and apply to the Part I, Section, Subsection, or Item of the Standard Provisions, as indicated hereunder. Other conditions of this contract are stated in Division C - Special Provisions.			
IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have made this contract as of the award date.			
Two Witnesses: 1/ 購入者が購入しない場合にも署名する者との署名。 (Name) (Address) (Name) (Address)		By USFS 契約担当者名 (Contracting Officer) USFS 契約担当者署名欄 (Title) 購入者名 (Purchaser) 2/ 購入者代表名 購入者代表者署名欄 購入者代表者の個人住所 (Business Address)	
I, _____, certify that I am the _____			
Signature of the corporation named as Purchaser herein, that who signed this contract on behalf of Purchaser, was then _____ of the corporation, that was personally duly signed for and in behalf of the corporation by authority of its governing body, and is within the scope of its corporate powers.			
			CORPORATE SEAL #

BLM方式の契約書

Form WPD-004 (April 2025)	Save Print Clear	No. WYP000-TS-2025-0001 TITLE STATE TS	
UNITED STATES DEPARTMENT OF THE INTERIOR BUREAU OF LAND MANAGEMENT CONTRACT FOR THE SALE OF TIMBER AND OTHER WOOD PRODUCTS - SCALE			
THIS CONTRACT is made and entered into on _____ day of _____, 20____, authority of the Act of August 28, 1937, 50 Stat. 974, as amended, 43 U.S.C. 2001-2006a, relating to the reversioned Oregon and 10 Railroad and recovered Cook Bay Wagon Road grants, or under the Act of July 31, 1947, (61 Stat. 681), as amended, (50 U.S.C. 660-690), relating to other lands under the jurisdiction of the Bureau of Land Management (BLM), and the regulations in set B in 43 CFR 600.5-6100, between the UNITED STATES OF AMERICA, hereinafter called the Government, acting through the BLM, <u> (購入者名) </u> of <u> (購入者住所) </u> hereinafter called the Purchaser.			
WITNESSETH, That the parties hereto do mutually agree as follows:			
Sec. A. Wood Products Sold. – The Government hereby sells to the Purchaser and the Purchaser hereby buys from the Government, as the terms and conditions of this contract, all wood products included in Exhibit A, which is attached hereto and made a part hereof except that wood products reserved to the Government hereunder, all of which are described in the area designated by the Government comprising certain area as shown on map marked Exhibit A, which is attached hereto and made a part hereof, and situated in the County of _____ State of _____, <u> (地名) </u>, and described as follows:			
TOWNSHIP	RANGE	SECTION	SUBDIVISION(S) and MERIDIAN
			All PD land demarcated in Exhibit A Map
			All PD land demarcated in Exhibit A Map
			(記入用) 別添A (備考欄) ににおいて 区画表示されたすべての公有地

カナダ アルバータ州：伐採や木材の販売に関する制度情報

➤ 行政機関：Alberta Forestry and Parks

➤ 森林施業や木材販売に関する情報

- 州有林の森林管理協定（Forest Management Agreement, FMA）を伐採事業者と締結。
- FMAエリア内の伐採は年間伐採許容量（Annual Allowable Cut: AAC）*を基に実施。
- 私有林の伐採申請は不要
- 連邦林は国立公園や軍用地、先住民保留地。一般的に伐採禁止（一部先住民による伐採を許可）

➤ 原材料情報（証明書）には次の書類が該当

州有林

① 森林管理協定
（Forest Management Agreement）

州有林

② 伐採割当（Timber Quotas）

➡ 各原材料情報（証明書）の詳細は次スライドから

➤ 森林面積：40万ha

森林所有者別の面積割合

	連邦林	州有林	私有林	その他
面積割合	24%	56%	15%	4%

* その他：自治体の所有林、先住民コミュニティの所有林を含む
(Government of Alberta, 2024)

*AAC

科学的評価に基づき、一定期間に伐採可能な最大木材量を定める制度。州政府が森林管理計画や生態系保全、社会・経済要因を考慮して設定し、過剰伐採を防止する役割を持つ

州有林：森林管理協定（Forest Management Agreement）

概要	- Forest Act Part 3 (ss.16-25) に基づく、州政府と木材関連企業が締結する20年更新の長期伐採・森林管理協定。 - 伐採量だけでなく、道路建設、再造林、生態系保全など包括的な森林管理義務を負う。 - 対象区域は広く、企業は毎年年間操業計画を提出する義務がある。
発行者	Alberta Ministry of Forestry and Parks
被発行者	木材関連企業
発行方法	州政府（Alberta Ministry of Forestry and Parks）と企業の二者間契約として締結。
樹種、伐採国の情報	樹種○、伐採国○
その他	- 森林管理に係る協定。森林管理の一環として伐採が認められている。 - 伐採だけでなく森林経営（再造林・道路工程・生態モニタリング等）の義務を含む。

GOVERNMENT OF THE PROVINCE OF ALBERTA

FORESTS ACT
FOREST MANAGEMENT AGREEMENT

森林管理協定
MEMORANDUM OF AGREEMENT

協定ID

BETWEEN:

HER MAJESTY THE QUEEN in right of the Province of Alberta, as represented by the Minister of Agriculture and Forestry, (hereinafter referred to as "the Minister"),

OF THE FIRST PART

企業名 and

_____, a body corporate, extra-provincially registered under the laws of Alberta, with a business office located near the _____ (hereinafter referred to as "the Company"),

対象地 OF THE SECOND PART

WHEREAS the Company owns and operates a major oriented strand board facility located near the _____ and

WHEREAS the Minister, recognizing the Company's needs for a forest management agreement to warrant the continued operation of its facility, desires to provide for a yield of timber consistent with sustainable forest management principles and practices; and

WHEREAS the Minister desires to provide for the fullest possible economic utilization of forest stands, and employment in local communities; and to ensure a perpetual supply of benefits and products while maintaining a forest environment of high quality;

NOW THEREFORE THIS AGREEMENT WITNESSETH that in consideration of the premises, terms, conditions, covenants, stipulations, agreements and provisions herein contained, the Minister and the Company hereby agree as follows:

1

*FMAは州政府のWebページにて全て公開

州有林：伐採割当（Timber Quotas）

概要	- Forest Act（Part 4, ss.26-42）及び木材管理規定に基づく。企業に針葉樹/広葉樹の年間伐採割当量（AAC）を付与する制度。 - 割当量に基づき 収穫計画 や 年間施業計画 を提出し、伐採と再造林を実施す - FMAより範囲は狭いが、安定供給を担う主要制度のひとつ。
発行者	Alberta Ministry of Forestry and Parks
被発行者	木材関連企業
発行方法	長期安定供給を目的とする割当。伐採前に Annual Operating Plan (AOP) の提出後に有効。
樹種、伐採国の情報	樹種○、伐採国○
その他	- FMAとエリアが重複する事例あり。その場合AACはFMAに基づく - 伐採後に再植林の義務

Alberta

針葉樹木材割当

ID

Certificate No. CTQXXXXXXX

CONIFEROUS TIMBER QUOTA CERTIFICATE

PURSUANT TO the Forests Act, and the regulations passed thereunder, I, the Minister of Agriculture, Forestry and Rural Economic Development ("the Minister"), do hereby grant to:

X

権利保持者

("the Certificate Holder")

this Coniferous Timber Quota Certificate ("the Certificate"), which entitles the Certificate Holder to a percentage (converted from time to time to the appropriate units of measure) of the net annual allowable cut (AAC) of coniferous timber in Forest Management Unit (FMU) X ("the FMU") on the following terms and conditions:

TERMS AND CONDITIONS

- The Certificate Holder is entitled to harvest coniferous timber subject to the terms and conditions of successive timber licences, this Certificate, the provisions of the Forests Act and any Act passed in substitution thereof and any regulations passed thereunder, as amended from time to time.

(1) Provided the Certificate Holder is not and has not been in default or breach of the Forests Act or the Regulations either during the term or at the expiration of this Certificate and in the Minister's opinion there is adequate timber available in the FMU to justify renewal, the Certificate Holder is entitled to have this Certificate renewed, subject to any modifications or conditions the Minister considers necessary.
- The Certificate Holder shall have the right under the authority of this Certificate to harvest coniferous timber in periodic cuts adjusted to the AAC stated herein on areas licensed to the Certificate Holder.
- Neither this Certificate nor any timber license issued to the Certificate Holder shall be construed to contain any implied warranty or condition as to the quantity, quality or fitness for a particular purpose of the allowable cut authorized by this Certificate.
- The AAC to which the Certificate Holder is entitled pursuant to this Certificate will be comprised of the coniferous volume in the approved AAC calculation for the FMU as determined by the director under the authority of section 14(2) of the Forests Act. The approved AAC will be sequenced in stands according to the approved spatial harvest sequence unless otherwise approved, in writing, by the Minister.
- The authorized production for this Certificate is as described in the attached Schedule "A".

1 of 4

注：針葉樹対象の割当（Coniferous Timber Quota）と紅葉樹対象の割当（Deciduous Timber Quota）が存在。
表示は針葉樹伐採割当。

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州

：伐採や木材の販売に関する制度情報

- 行政機関：Ministry of Forests (MoF)
- 森林面積：約95百万ha
- 森林施業や木材販売に関する情報
 - 州有林：各種Timber Tenureを基に管理
 - 州有林：伐採量はAAC（Allowable Annual Cut）を基に実施
 - 私有林：伐採許可は不要。ただし、伐採した材を搬出する際には、民間木材マーク（Private Timber Mark）の申請が必要（州が把握・登録している私有林から出てきた材であることを識別）。

➤ 原材料情報（証明書）には次の書類が該当

州有林 ① 伐採許可（Cutting Permit）

州有林 ② 木材販売ライセンス（Timber Sale License）

- 森林面積：40万ha
森林所有者別の面積割合

	連邦林	州有林	私有林
面積割合	1%	94%	5%

(BC Ministry of Forests, 2023)

Timber Tenure

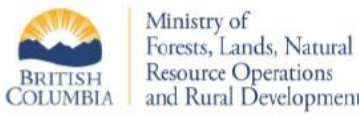
州有林は各種Timber Tenureによって管理される。以下は主要なTenureである。各Tenureは伐採行為そのものを許可しているのではなく、伐採する権利のみを有していることに留意が必要である。伐採行為を行うには伐採許可をMoFに申請する必要がある。

- Forest Licence
- Tree Farm Licence
- Woodlot Licence
- Timber Licence（新規発給なし） 等

➡ 各原材料情報（証明書）の詳細は次スライドから

州有林：伐採許可（森林ライセンスの例） （Cutting Permit for Forestry Licence）

概要	- Forest Act s.12に基づくagreement (Cutting Permit)。 - Forest Licenceで付与された伐採権(AAC/伐採量枠)を、定められたエリアで実行可能にする「伐採の直接許可」。 - 伐採区画・期間・条件(環境配慮、道路、保全等)が許可条件として付される。
発行者	Ministry of Forests
被発行者	Forest Licenceの権利保有者
発行方法	申請後必要に応じて先住民協議を実施し、通常45日以内に許可が通知される。
樹種、伐採国の情報	樹種:x、国:○
その他	- Cutting PermitはForest Act s.12 agreementとして発給され、定められた地域でAACを基に伐採する権限が付与。 - 伐採後はTimber Scaling制度で計測・報告され、stumpage等の請求対象となる。



FOREST LICENCE [REDACTED]
CUTTING PERMIT [REDACTED]

ライセンス発行者

PURSUANT TO Forest Licence [REDACTED] (the "Licence"), this Cutting Permit is issued to:

ライセンス受取人

[REDACTED]

(the "Licensee")

1.00 PERMIT AREA AND TERM

1.01 Subject to the Licence and the forestry legislation, the Licensee is authorized to harvest the Crown timber from the areas of land shown on the attached Exhibit "A" map(s) ("harvest area").

1.02 The term of this Cutting Permit is four years, beginning on [REDACTED].

1.03 The Licensee must make application for extension of this Cutting Permit to the District Manager at least 45 days before the expiry of the Cutting Permit and in a form acceptable to the District Manager.

2.00 OTHER CONDITIONS AND REQUIREMENTS

2.01 The Licensee must comply with the conditions and requirements set out in Schedule "A" to this Cutting Permit.

州有林：木材販売ライセンス（Timber Sale Contract）及び （参考）販売スケジュール（Sales Schedule）

概要	- Forest Act s.20, s.22及びBC Timber Sale Regulation(B.C. Reg.381/2008)に基づき、BC Timber Sales(BCTS)が州有林の木材(Crown timber)を市場に供給するために付与する伐採権の契約。 - 入札・競売で落札した事業者が伐採し、材はスケールされstumpage等の課金対象となる。TSLの制度運用はBC Timber Sales Regulation等に基づく。
発行者	British Columbia Ministry of Forests
被発行者	落札・承認された事業者
発行方法	落札後にMoFと落札者との間で契約が交わされる。
樹種、伐採国の情報	樹種：△(販売スケジュールに伐採エリアの樹種情報あり)、国：○
その他	- TSLは『立木を伐採する権利』の販売。 - 入札スケジュールには、森林認証の有無と種類(SFI)、樹種構成(Pine, Spruce等の立木割合)が公開される。

Timber Sale Licence

BRITISH COLUMBIA

木材販売ライセンス

ライセンスID

TIMBER SALE LICENCE

BETWEEN: THE TIMBER SALES MANAGER, on behalf of HIS MAJESTY THE KING IN RIGHT OF THE PROVINCE OF BRITISH COLUMBIA, (the "Timber Sales Manager")

AND: 落札事業者

WHEREAS:

(A) On September 16, 2018, the Minister approved a forest stewardship plan identifying the areas authorized to be harvested under this Licence, except for areas exempted from the requirement for a forest stewardship plan;

(B) The Crown timber authorized to be harvested under this Licence is certified pursuant to Sustainable Forestry Initiative (SFI) forest certification, registration # PRJ-SFI-FM-057, and the Timber Sales Manager has subscribed to specific objectives in planning the Licence as set out in the BC Timber Sales Provincial SFI Sustainable Forest Management Plan;

(C) Applications for this Licence were invited by advertising in the prescribed manner under SECTION 20 OF THE FOREST ACT;

(D) Applications were restricted to BC timber sales enterprises;

(E) The Licensee is registered as a BC timber sales enterprise in the appropriate category;

(F) The Licensee has offered, among other things, to pay stumpage under Part 7 of the Forest Act and a bonus bid of \$[AMOUNT] per m³ in respect of timber authorized to be harvested under this Licence;

(G) The Licensee's application was approved by the Timber Sales Manager under SECTION 20 OF THE FOREST ACT; and

(H) The parties have entered into this Licence as required under SECTION 20 OF THE FOREST ACT.

Revision: July 9, 2025 v3.1.0 Page 1 of 22

木材販売ライセンス

(参考)
販売スケジュール



BCTC
BC Timber Sales

SALES SCHEDULE

Chinook

For: January 01, 2026 to December 31, 2026

BCTC Website:

Timber Sale History:

米国・カナダ共通 その他関連資料

➤ 証明書にはならないが、DDの参考になる関連資料例

和名	英名	樹種	伐採地
集積場/運搬チケット	Yard/Load Ticket	▲	✕
梱包リスト	Packing list	○	✕
保険証書	Insurance	✕	✕
船荷証券	Bill of Lading (B/L) / Sea Waybill	✕	✕
電子輸出情報	Electric export Information (EEI)	✕	✕
植物検疫証明書	Phytosanitary Certification	○	○
植物輸出/再輸出(CITES)	Export/Re-Export of Plants (CITES)	○	○

➤ 上記以外にも、DDの参考情報として、製材品ないしはそのパッケージに刻印ないし印字された情報がある。例えば、認証の主張、グレードスタンプ（樹種情報）等。

森林認証（SFI）の主張

Fiber Sourcing認証

企業が調達する材の合法性を含むリスク管理の仕組みを有することを示す認証



アルバータ森林保全協会のグレードスタンプ

樹種:S-P-F
Spruce:トウヒ、
Pine:マツ、
Fir:モミ





米国連邦政府による木材関連法令情報

➤ 米国レイシー法 フェーズ7 発行

- 申請義務対象外であった植物・木材製品が新たに対象に追加
- 対象範囲が従来の主要木材製品から、より細分化された製品群に拡大

□ 木材製品（細分化）

- ・ 木製フレーム（HTS 4414）
- ・ 木製取手・工具柄・刃物柄（HTS 4417）
- ・ 木製台座付き履物（HTS 6403.51／6405）
- ・ マッチ（天然木軸）（HTS 3605.00）
- ・ 木製雑貨類（HTS 4421）

□ 植物性・代替素材製品

- ・ 竹（HTS 1401.10）
- ・ ラタン（HTS 1401.20）
- ・ コルク製品（HTS 4503・4504）

➤ 「米国木材生産の即時拡大に関する大統領令」の発令（2025/3/1）

- 2025年3月1日発令
- 国内の木材生産量を増加させることは、国家・経済安全保障上重要との認識
- 関係省庁（USFS・BLM）に対し、対応指示

□ USFS：2億ドルの予算を表明

- ・ 木材生産加速
- ・ 森林健全性向上・山火事リスク低減
- ・ 地域経済強化、輸入依存低減

□ BLM: One Big Beautiful Bill Act (H.R.1)

- ・ 木材販売量を拡大し、年間2,000万ボードフィート増
- ・ 長期の木材契約を優先し、追加の伐採を促進

米国・カナダにおける森林認証に係る取組

米国

- 森林認証としてSFI、ATFS*、FSCが広く普及
- SFI及びATFSはPEFCと相互認証
- 連邦林では2005年以降、森林認証取得を追及しない（not seek certification）が継続

州	特徴
オレゴン	・ 州全体の森林（州・民）のうち39%が認証（SFI、ATFS、FSC）
ワシントン	・ 州全体の森林（州・民）で74%が認証（SFI、ATFS、FSC） ・ 州有林はSFIのFM認証を100%取得 ・ 私有林は企業が必要に応じて取得（例：ウェアハウザーの社有林はSFIないしはFSCで100%認証）
ミシシッピ	・ 州全体の森林（州・民）で20%が認証（SFI、ATFS、FSC） ・ 私有林：ATFSが主な認証

カナダ

- 森林認証としてSFI、FSCが広く普及
- SFI及びCSA**はPEFCと相互認証
- 各Tenure（BC州）やFMA（AB州）の取得企業が認証を取得

州	特徴
ブリ ティッ シュ・コ ロンビア （BC）	・ Tenure holder が、自らの管理単位でSFI/FSC等のFM認証を取得 ・ 州政府の木材販売機関 BC Timber Sales（BCTS）は、政府がSFI FM認証を保有 ・ 森林の「管理責任を負う主体」が証明書ホルダーとなる構造
アルバー タ（AB）	・ 州政府は土地所有者・制度運用者 ・ FMA保有企業が森林管理責任を負い、SFI/FSC等のFM認証を取得

*ATFS: American Tree Farm System（米国の家族林・小規模私有林を対象としたFM認証）

**CSA: Canadian Standard Association（カナダの州有林を対象としたFM及びCoC認証）

持続可能性に資するプラスαの取組み

■ 政府における取組み

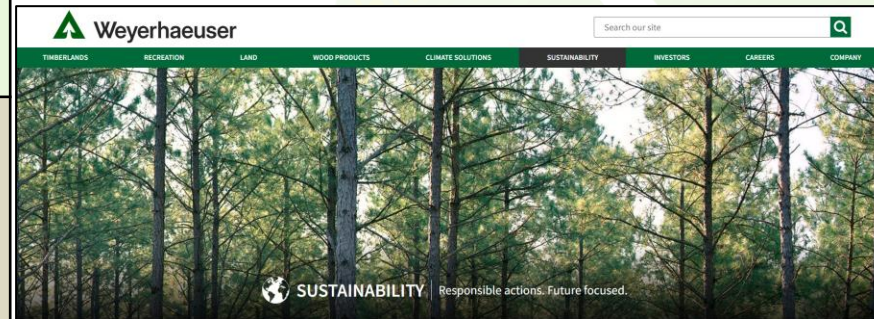
各州政府において様々な取り組みを実施

- 水域/魚類/動植物に配慮した政策
(例: OR州の生態系保全の規則強化を目的とした森林施業法の改訂)
- ポートランド国際空港 (オレゴン及びワシントン州の地域材を活用、全ての調達材は森林まで追跡可)
- AB州の森林管理協定は森林管理のための協定。
「伐採」は管理の一環という位置付け

■ 企業における取組み

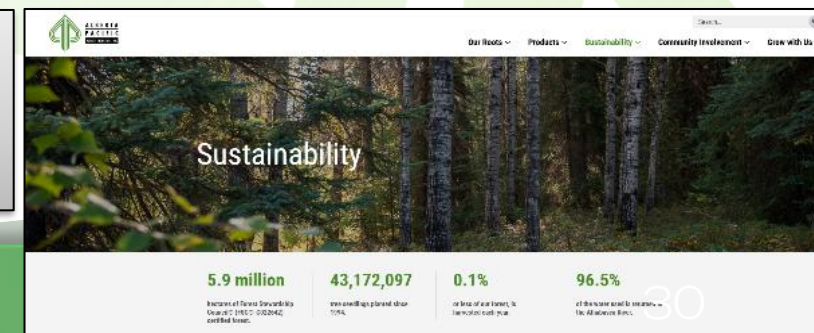
- 気候変動への配慮 (エネルギー効率の向上)
- 先住民への配慮 (雇用含む)
- 水域や野生動物への配慮
- 木材伐採量の配慮 (持続可能な量) と再植林
(例: ウェアハウザーの年間伐採量は社有林の2%)

ポートランド国際空港



企業の取組み 1
(ウェアハウザー)

企業の取組み 2
(アルバータ・パシフィック・フォレストインダストリー)





EUDR*に対する取組み

■ 政府

【米国】

- ・ワシントン／オレゴン共に今後対応が必要になってくるとの回答（←現状は未対応）

【カナダ】

- ・アルバータでは基本的にEUDRに対する対応は企業レベルという認識

■ 民間

【米国】

- ・ウェアハウザー：①伐採箇所の位置情報の提供を2025年9月5日(金) から運用開始、②伐採後の農地転用もしくは森林劣化を伴う可能性のある場合、契約しない方針

【カナダ】

- ・Al-Pac社／Tolko社／West Fraser社：①伐採箇所の位置情報を取得、②Crown Land (州有林)では伐採後に再植林が義務

*2025年12月4日 EUDRの「再々延期」（1年延期）を合意

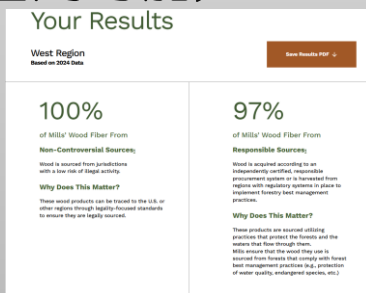
参考：木材合法性のDDに活用可能なツール

➤ DDに活用できるシステムを林業関連団体が提供開始

EUDR対応

American Wood Sourcing Tool

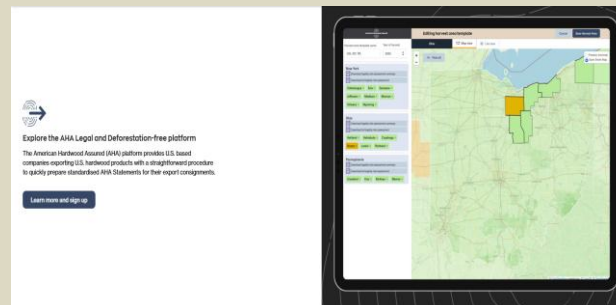
- 「非合法伐採の比率」や「責任ある調達の比率」の統計データを地域別に示す
- 調達地域や製材所の概要情報を迅速に確認できる参照ツール
- 利用登録は不要（日本の事業者も活用可能）



米国木材協会

American Hardwood Assured

- 木材を出荷単位で追跡
- 森林破壊リスク評価と州レベルの合法性リスク評価を組合せ、輸出業者が森林破壊無しの説明責任を支援
- 利用者は米国企業に限定
- 想定する主利用者は輸出業者

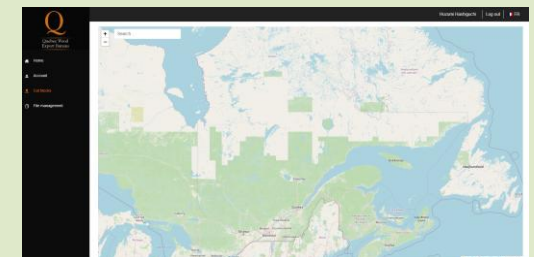


米国広葉樹協会

EUDR対応

Wood Traceability Platform

- 木材及び木材製品のサプライチェーン全体のトレーサビリティを支援するプラットフォーム
- 利用には登録必要
- 想定する主利用者は森林から木材を受け入れる業者（例加工業者）



ケベック木材輸出振興会 32

補足資料

対象州の選定基準(第1回委員会資料から抜粋)

》 米国

対日貿易輸出額の上位3州

- ✓ ワシントン州
- ✓ オレゴン州
- ✓ ミシシッピー州

＊過年度の調査実績
令和2年及び4年
・ミシシッピー州は初調査

No.	州	2020～2024年 対日輸出総額(US\$)	総額に占める割合(%)
1	Washington	1,586,490,082	43
2	Oregon	906,166,707	25
3	Mississippi	196,747,867	5
4	North Carolina	163,953,683	4
5	Kentucky	98,551,650	3
6	Florida	93,228,636	3
7	California	74,660,922	2
8	Georgia	54,103,677	1
9	Virginia	47,544,308	1
10	Wisconsin	46,737,256	1



》 カナダ

対日貿易輸出額の上位2州

- ✓ ブリティッシュ・コロンビア州
- ✓ アルバータ州

＊過年度の調査実績
令和4年
・アルバータ州は初調査

No.	州	2020～2024年 対日輸出総額 (Canada \$)	総額に占める割合 (%)
1	British Columbia	4,819,350,720	88
2	Alberta	583,060,285	11
3	Quebec	63,293,214	1
4	Ontario	29,416,654	1
5	Manitoba	709,475	0
6	New Brunswick	575,903	0
7	Nova Scotia	23,187	0
8	Yukon Territory	-	-
9	Northwest Territories	-	-
10	Nunavut	-	-
11	Newfoundland and Labrador	-	-
12	Prince Edward Island	-	-
13	Saskatchewan	-	-



改正クリーンウッド法の施行状況に係るアンケート調査 (追加調査)



2026年2月18日

一般社団法人全国木材組合連合会



目 次

1	CW法登録事業者（第2種）、GL認定事業者へのアンケート調査概要	・・・P3
1-2	アンケート調査結果（ <u>第2種登録事業者向け</u> ）	・・・P4～10
1-3-1	アンケート調査結果（ <u>第1種GL認定事業者向け</u> ）	・・・P11～12
1-3-2	アンケート調査結果（ <u>第2種GL認定事業者向け</u> ）	・・・P13～P14
1-3-3	アンケート調査結果（ <u>第1種・2種GL認定事業者共通</u> ）	・・・P15～P16
2	各都道府県森連へのアンケート調査概要	・・・P17
2-1	各都道府県森連へのアンケート調査結果	・・・P18～19
3	中央団体へのアンケート調査概要及び結果	・・・P20～23

1 CW法登録事業者（第2種）、GL認定事業者へのアンケート調査概要

- （1）CW法の登録木材関連事業者（第2種）及び都道府県木連等が主催する研修を受講したGL認定事業者（第1種、第2種）に対し、改正クリーンウッド法の施行後9か月経過した時点の施行状況等についてアンケート調査を実施（調査時点は令和8年1月5日、有効回答数は登録木材関連事業者：207、GL認定事業者：217）

（2）アンケートの項目は、原材料情報の収集状況、合法性確認木材の入出荷状況、改正CW法施行後における情報伝達状況等の変化、合法性確認木材等を増やすための取組など

改正クリーンウッド法の施行状況等に係るアンケート調査項目

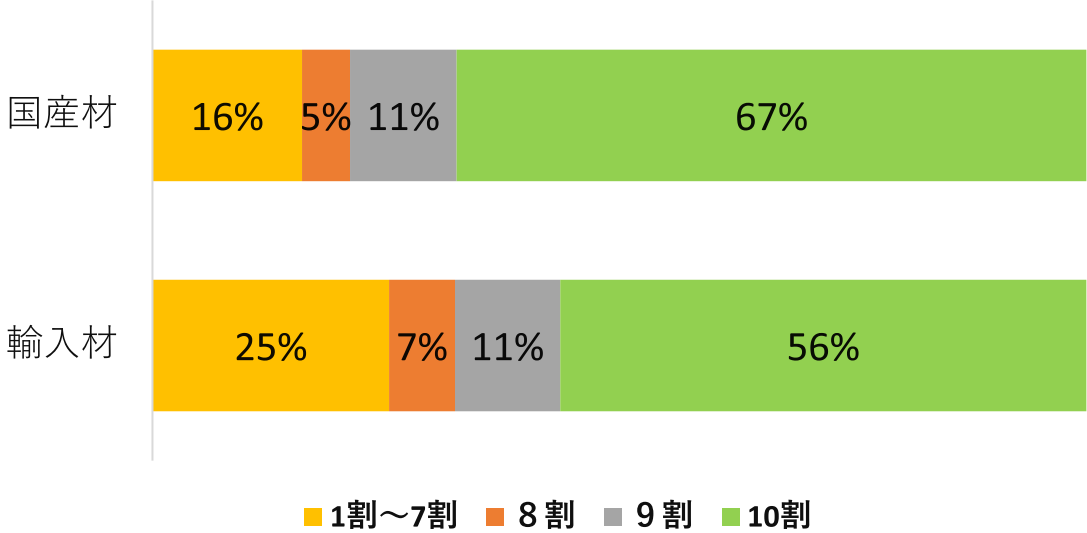
登録木材関連事業者（第 2 種）向け		GL認定事業者（研修受講者）向け	
入荷時 （1 0 月）	合法性確認木材の割合	第 1 種事業者	原材料情報の収集状況
	改正CW法施行後における合法性確認木材の情報伝達状況の変化		合法性確認木材と確認した木材の割合
	改正CW法施行後における合法性確認木材の情報提供リクエスト		出荷に占める合法性確認木材の割合
出荷時 （1 0 月）	合法性確認木材の割合		第 2 種事業者への情報伝達状況
	改正CW法施行後における合法性確認木材の情報伝達状況の変化	第 2 種事業者	改正CW法施行後における合法性確認木材の情報伝達状況の変化
	改正CW法施行後における合法性確認木材の情報提供の求め		改正CW法施行後における合法性確認木材の情報提供の求め
合法性確認木材等を増やすための自社の取組			合法性確認木材等を増やすための自社の取組
合法性確認木材等を増やすための林野庁や木材関連事業者等の取組		CW法の研修を通じて理解を深めたい点について（自由記載）	
登録木材関連事業者の維持・拡大のための課題や対策について（自由記載）		合法性確認木材の普及のために必要と考えることについて（自由記載）	

1-2 アンケート調査結果（第2種登録事業者向け・その1）

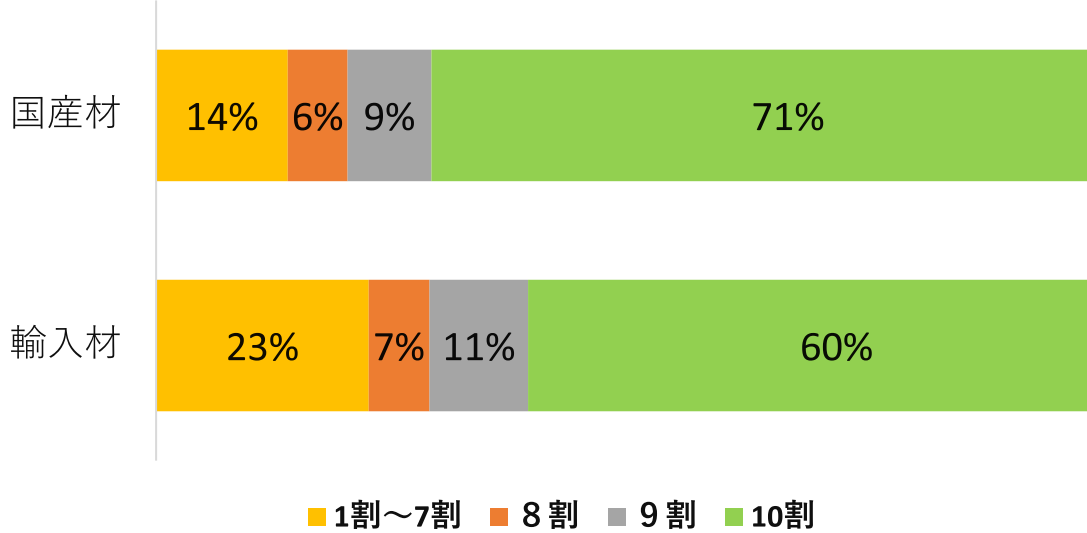
- （1）2種事業者向けであるため、1種事業者→2種事業者、2種事業者→2種事業者どちらの取引形態も含まれているが、入荷時における合法性確認木材が10割を占める事業者は、国産材で67%、輸入材で56%。

（2）合法性確認木材のみを出荷している事業者の割合は、国産材で71%、輸入材で60%。

入荷時における合法性確認木材の割合
(事業者比率：%)



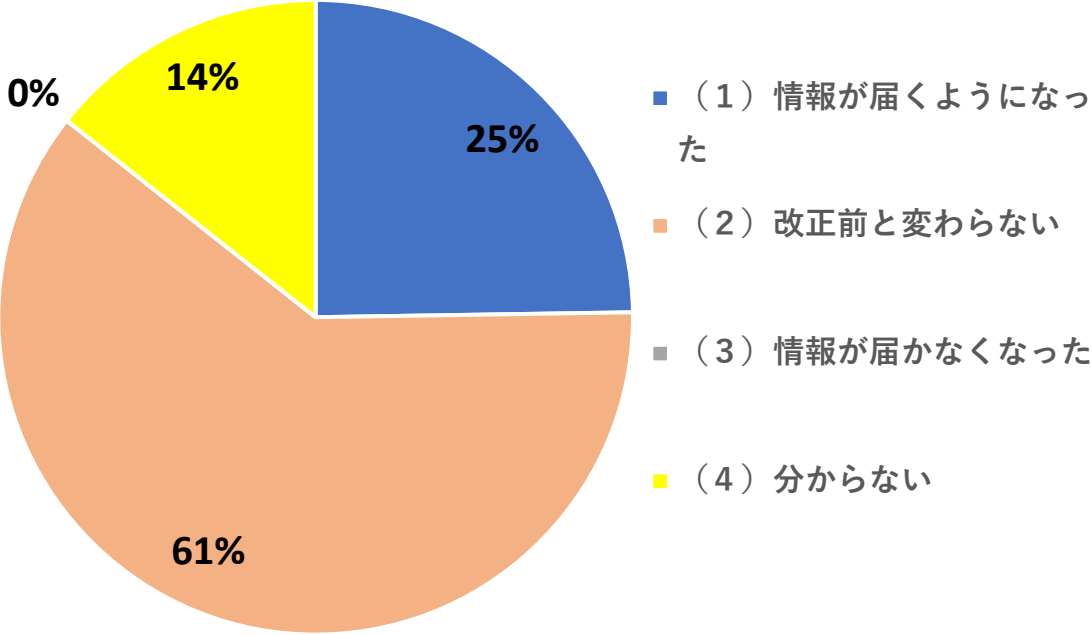
出荷時における合法性確認木材の割合
(事業者比率：%)



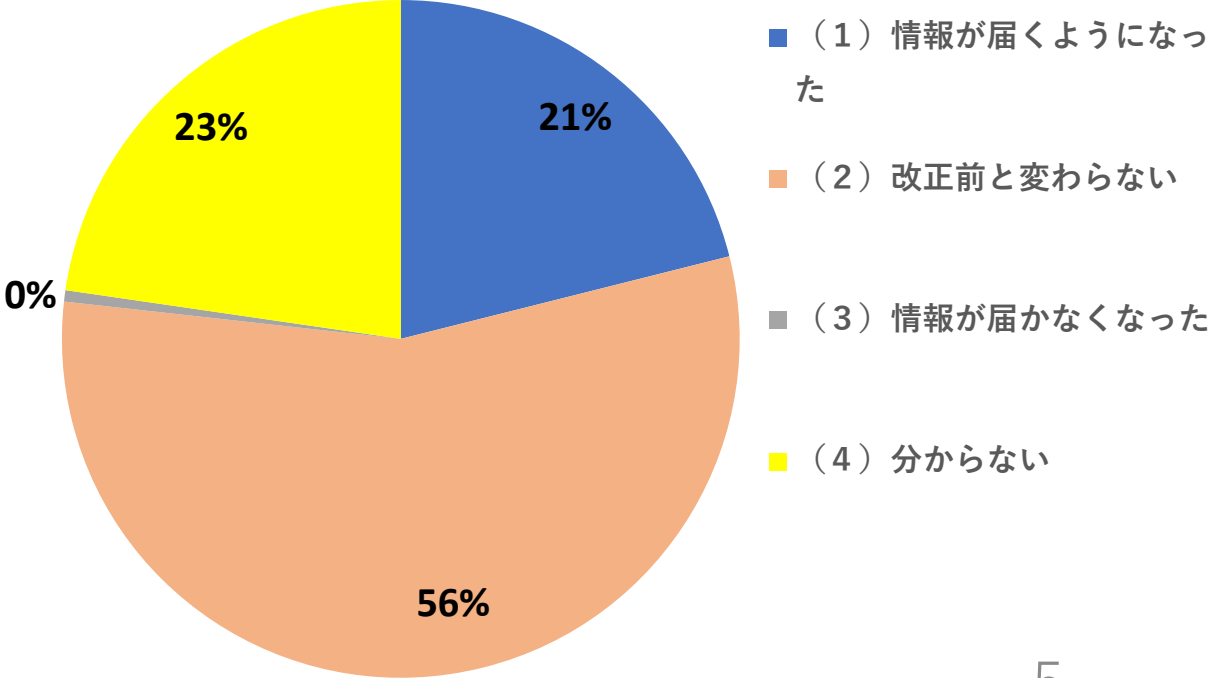
1-2 アンケート調査結果（第2種登録事業者向け・その2）

改正CW法施行後において、「入荷時の情報伝達の状況は変わらない」とする事業者が半数以上を占めるものの、「情報が届くようになった」とする事業者が国産材で25%、輸入材で21%に上り、情報伝達状況の改善が認められる。

入荷時における改正cw法施行による情報伝達状況の変化
(事業者比率：%) (国産材)



入荷時における改正cw法施行による情報伝達状況の変化
(事業者比率：%) (輸入材)

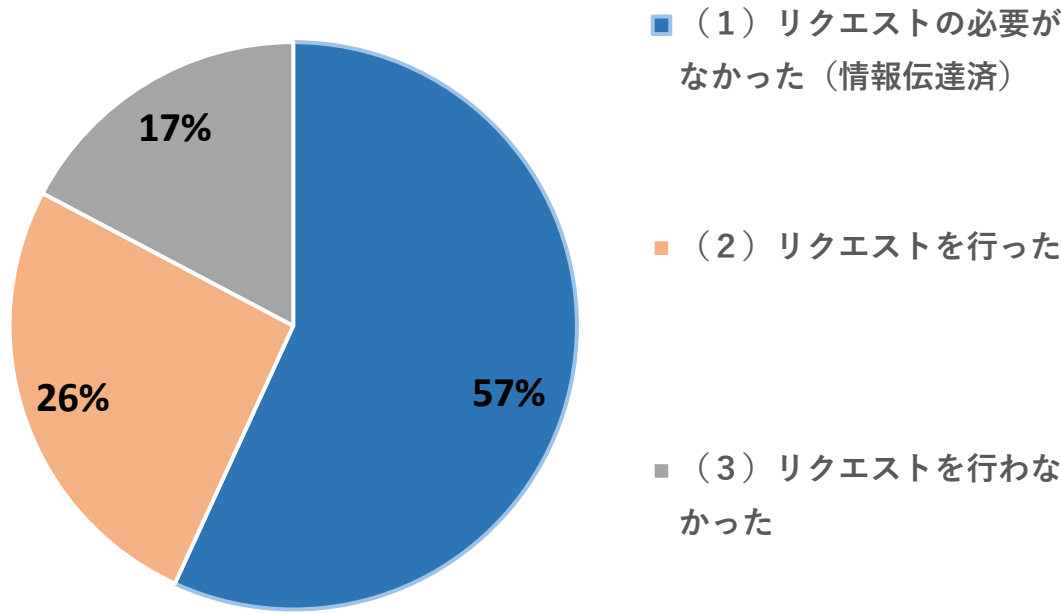


1-2 アンケート調査結果（第2種登録事業者向け・その3）

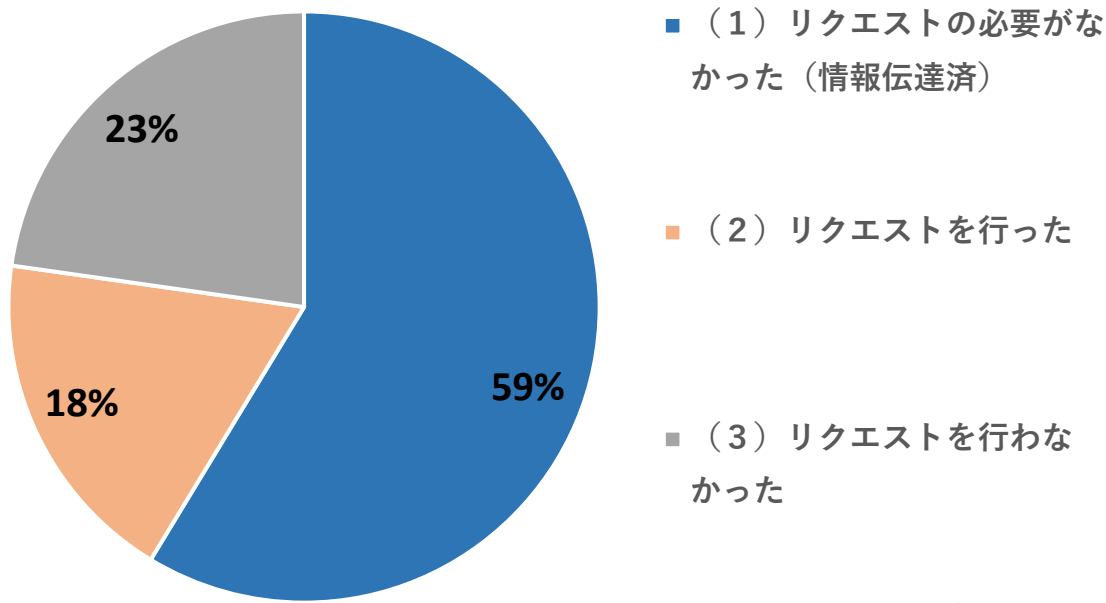
- (1) 入荷時に合法性確認木材の伝達がなかった場合リクエストを行ったか否かについては、国産材、輸入材共に「これまで情報伝達がなされており必要がなかった」が6割を占めている。

(2) 一方、「リクエストを行った」が国産材で26%、輸入材で19%と、川下からの情報の要求が一定程度行われていることが認められる。

入荷時の合法性確認木材の情報伝達がなかった場合のリクエストの割合（事業者比率：％）（国産材）



入荷時の合法性確認木材の情報伝達がなかった場合のリクエストの割合（事業者比率：％）（輸入材）

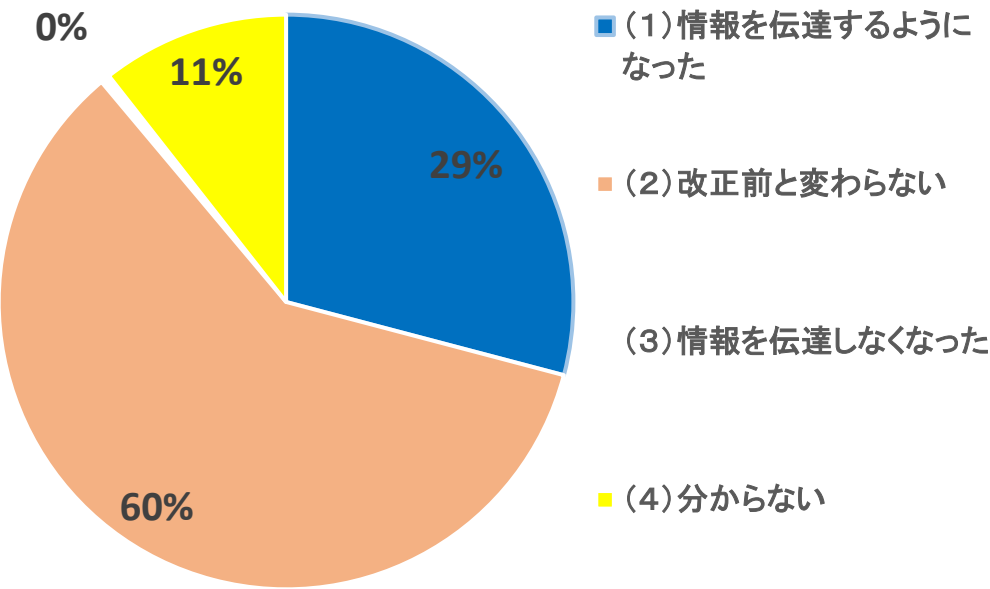


1-2 アンケート調査結果（第2種登録事業者向け・その4）

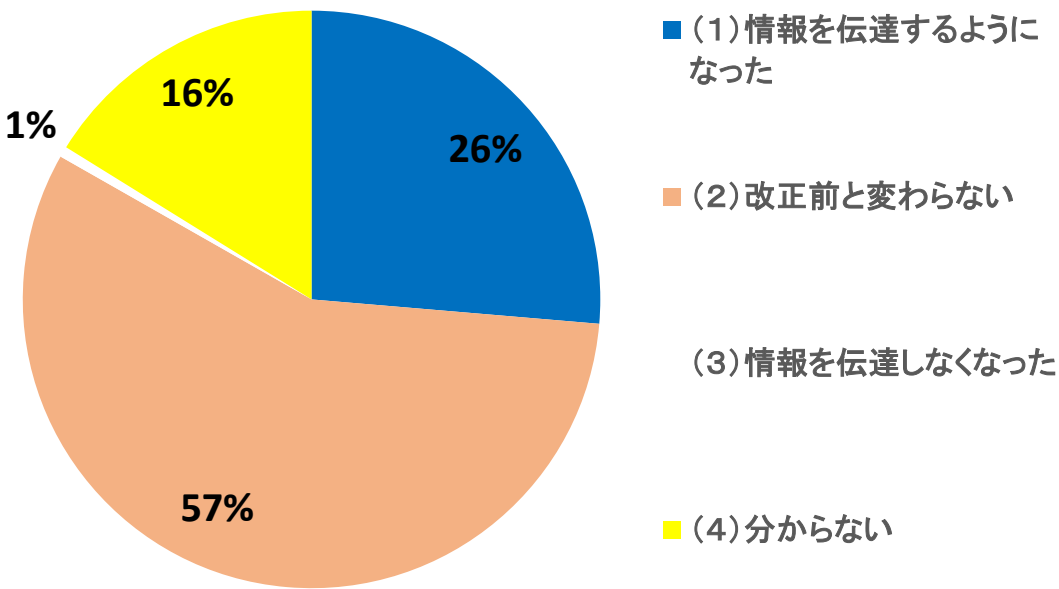
- （1）出荷時における改正クリーンウッド法に基づく情報伝達状況の変化については、国産材、輸入材共に「改正前と変わらない」が約6割を占めている。

（2）一方、「情報を伝達するようになった」が国産材で29%、輸入材で26%となっており、入荷時と同様に情報伝達状況の向上が認められる。

出荷時における改正CW法施行による情報伝達状況の変化
の割合(事業者比率:%)
(国産材)



出荷時における改正CW法施行による情報伝達状況の変化
の割合(事業者比率:%)
(輸入材)

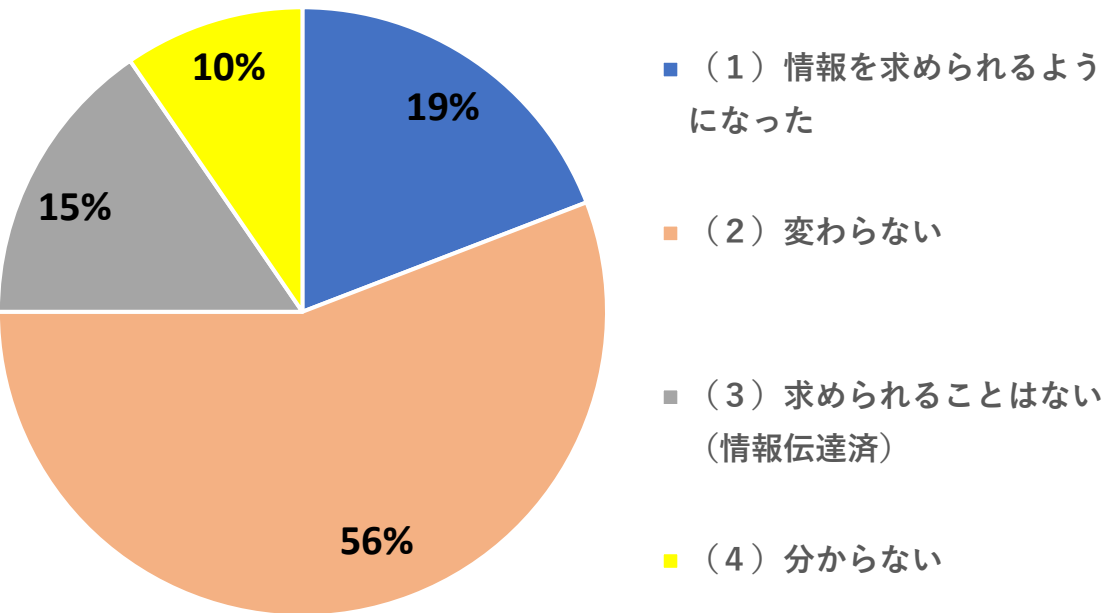


1-2 アンケート調査結果（第2種登録事業者向け・その5）

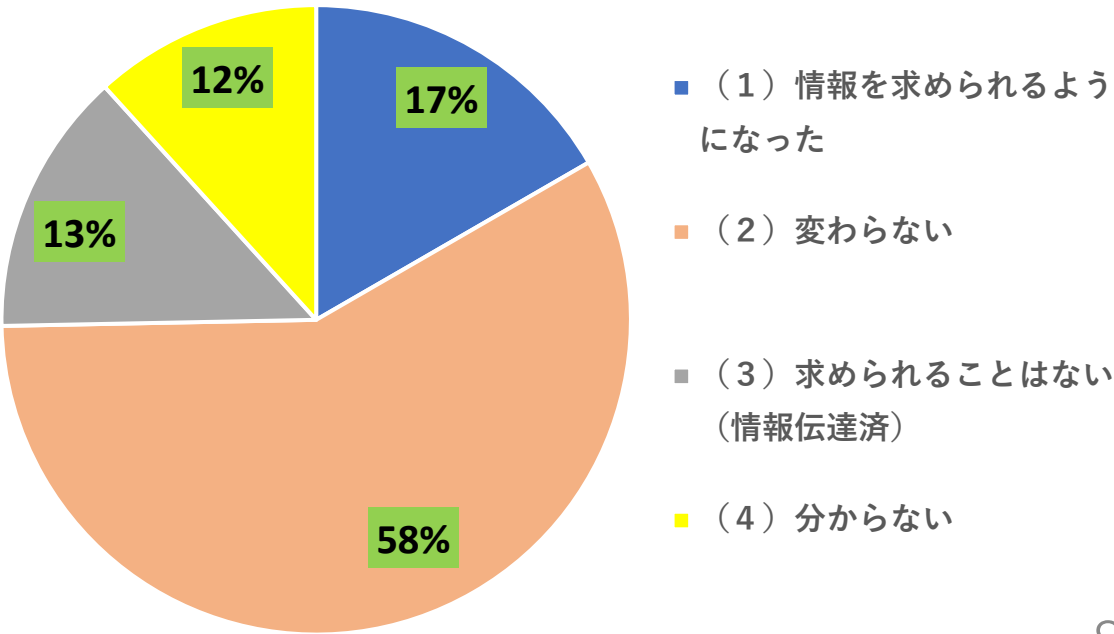
- （1）出荷時に販売先から合法性確認木材であるか否かの情報が求められるようになったかについては、国産材、輸入材共に「これまで情報伝達を行っており求められることはない」が約6割を占めている。

（2）一方、「求められるようになった」が国産材で19%、輸入材で17%と合法性確認木材の情報提供要求の高まりが認められ、入荷時のリクエストとも同様の傾向がある。

出荷時の改正cw法施行後の合法性確認木材の情報伝達の
求めの割合（事業者比率：%）
（国産材）

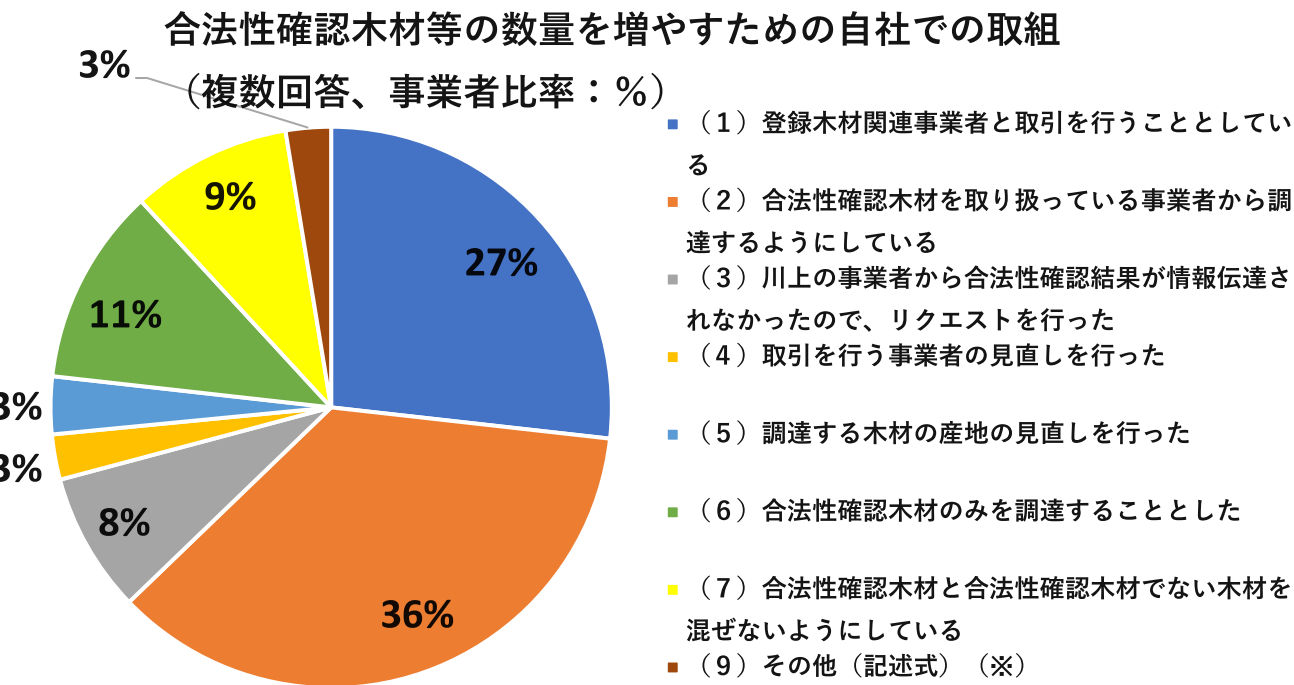


出荷時の改正cw法施行後の合法性確認木材の情報伝達の
求めの割合（事業者比率：%）
（輸入材）

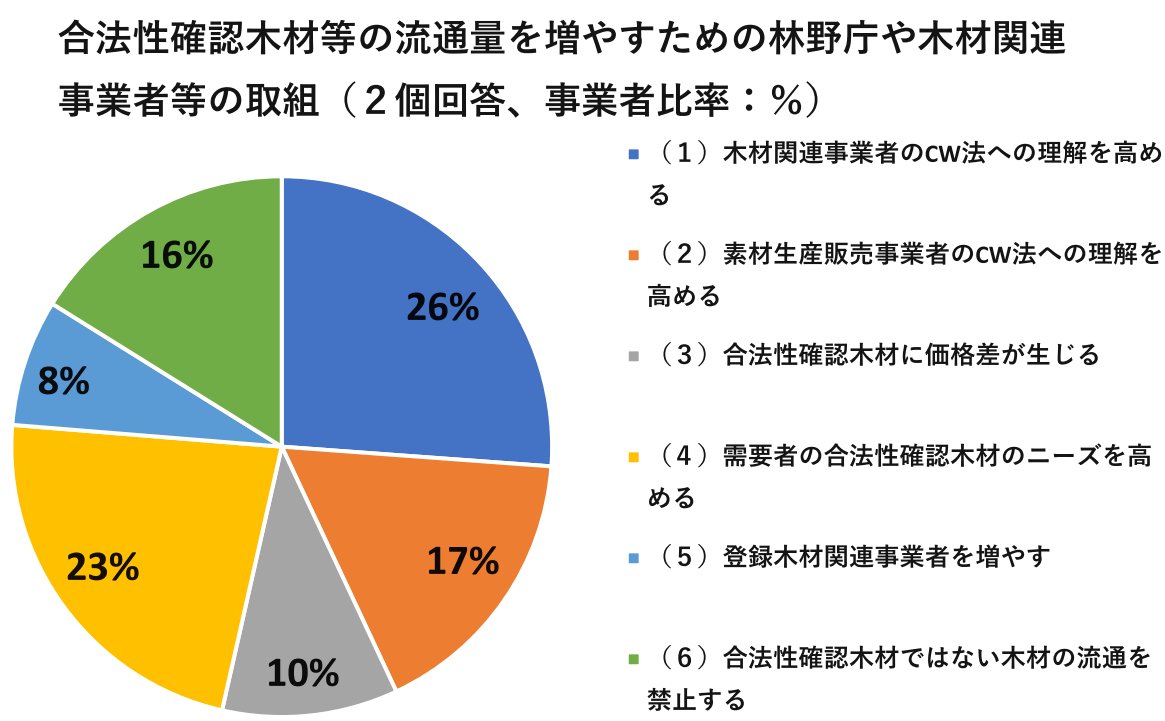


1-2 アンケート調査結果（第2種登録事業者向け・その6）

- (1) 合法性確認木材の数量を増やすための自社での取組については、「合法性確認木材を取り扱っている事業者から調達するようにしている」が最も多く、次に「登録木材関連事業者と取引を行うこととしている」となっている。
- (2) 合法性確認木材等の流通量を増やすために有効と考えられる取組については、「木材関連事業者のCW法への理解を高める」が最も多く、次に「需要者の合法性確認木材のニーズを高める」、その次に「素材生産販売事業者のCW法への理解を高める」ことが重要との回答が続く。



※その他（記述式）
・合法性が確認できない木材は購入していない
・森林認証材の優先的取り扱い
・資源循環の観点から、合法性確認木材の必要性を周知徹底す



※両グラフについては、選択肢の全チェック数を100%として、その中でチェックがあった選択数を%表示

1-2 アンケート調査結果（第2種登録事業者向け・その7）

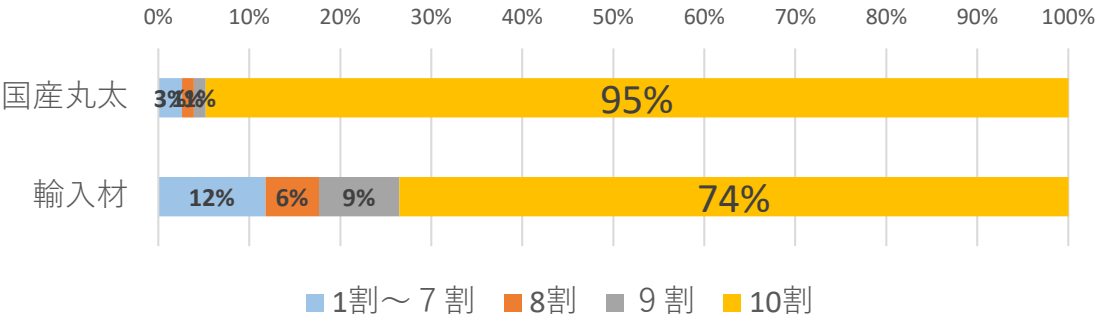
登録木材関連事業者の維持・拡大のための課題や対策、その他の意見を記述式（自由記載）で求めたところ、主な意見は以下の通り。

登録木材関連事業者の維持・拡大のための課題や対策について（自由記載）	回答数	その他の意見（自由記載）	回答数
メリット・インセンティブの強化（16）		制度の簡素化、改訂（7）	
・登録制度のメリットについての周知	8	・合法伐採木材に関する各種制度・法律などが複雑化している。簡素化・明解化が必要	2
・登録事業者のメリット（公共調達での優遇、施主向けの金利優遇・税減免等）を強化し、登録インセンティブを図る	6	・林野庁GLに基づく合法木材証明制度とCW法に基づく合法性確認木材の証明制度の明確な違いがわからない	1
・建築・設計事務所等の団体に対し、図書・仕様書の中に「合法性確認木材利用」や「確認方法」等を明記するよう促す	2	・CW法に一本化するか、GLの伝達文もCW法で認めてもらうことができないか検討をお願いする	1
事務の簡素化・負担の軽減（14）		・合法性の判断は森林所有者又は素材生産事業者が行うべきであり、以降の川下事業者は情報伝達をするだけで十分	1
・書類の電子化・標準化など手続き負担の軽減が不可欠	4	・FSC同様に端材などの副産物をリサイクル材の扱いとし、木材資源のカスケード利用を進めるべき	1
・登録料や更新料を無償にするなど中小企業への負担を減らす。	4	・伐採位置情報がデジタル管理できるようになってほしい	1
・合法確認作業のデジタル化、GIS化、リモセン化などの効率化により事務の軽減が必要	3	周知、相談体制（3）	
・小規模事業者向けに分別管理できる施設整備等の助成を強化し、公平な環境で競争ができるようにすべき	3	・合法木材利用の意義を広く周知し、行政、業界、消費者が協力して制度を支えることが重要	1
普及・啓発、勉強会（8）		・合法木材や森林認証材は環境に配慮しており林業従事者の待遇改善に資するといった付加価値を広くPRしてほしい	1
・引き続きCWナビや林野庁主導の啓蒙（動画、資料配信）等が必要	2	・問い合わせや相談への対応が丁寧で助かっている。今後も事業者が気軽に相談できる体制を維持してほしい	1
・定期的な啓蒙活動（事業者訪問）や木材団体を通じたポスターの提供、消費者向けの広報等が有効	2	その他（2）	
・制度や手続きに関する情報提供をわかりやすく行う	2	・林野庁の補助金以外ではCWの証明が必要な条件を見たことがない。国としての足並みがそろっていないので普及はしないのではないかな。一方で、広く課すと木材の利用が忌避される恐れもあり、進め方のバランスが	1
・CW法の勉強会を継続して実施する	1	・納入時に合法木材証明書、産地証明書が添付されていると助かる	1
・必要書類や要件に関する説明の充実や相談体制の強化	1		
その他（4）			
・合法性が確認できない木材の流通を全面禁止にし、罰則制度を設けるべ	2		
・登録を義務付けるべき	1		
・CWシステムを登録事業者同士が利用しやすいようにしてほしい（IDの共有など）	1		

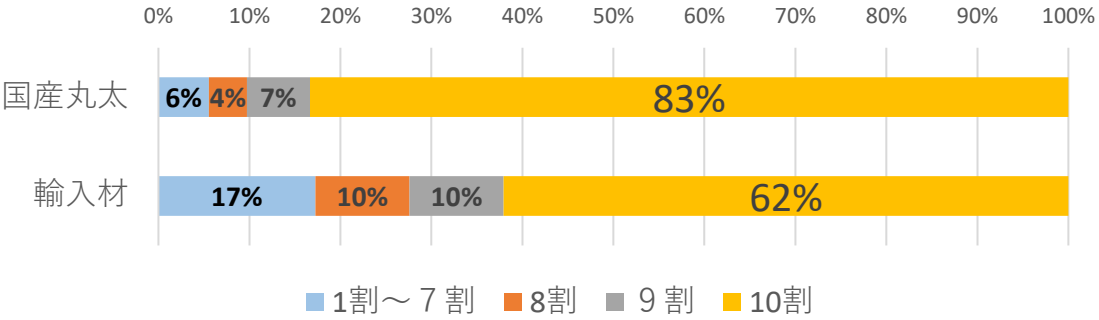
1-3-1 アンケート調査結果（第1種GL認定事業者向け・その1）

- （1）原材料情報が100%収集できた事業者は、樹種：国産丸太95%、輸入材74%、伐採地域：国産丸太96%、輸入材71%、証明書：国産丸太83%、輸入材62%で、3種類とも国産丸太が輸入材の割合より高く、3種類のうち樹種、伐採地域に比べて証明書が国産材、輸入材とも収集率が少し低い。
- （2）原材料情報が収集できなかった場合の理由として、庭木など伐造届の発行対象森林外からの伐採木やダム工事等からの支障木、中国・アフリカからの輸入材などが挙げられている。

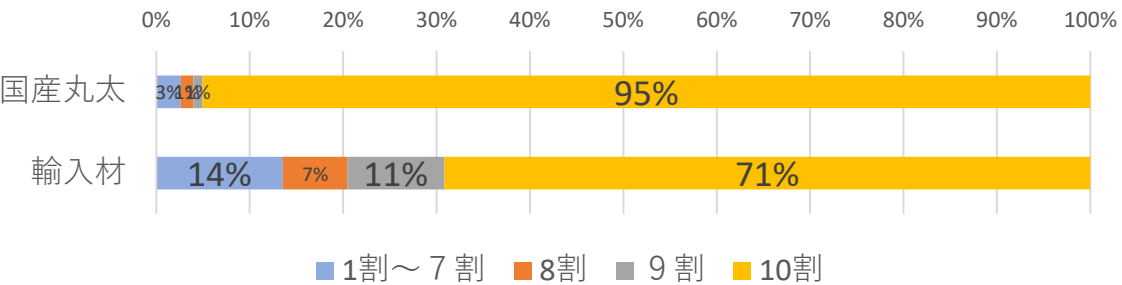
原材料情報の収集割合（樹種、事業者比率：%）



原材料情報の収集割合（証明書、事業者比率：%）



原材料情報の収集割合（伐採地域、事業者比率：%）

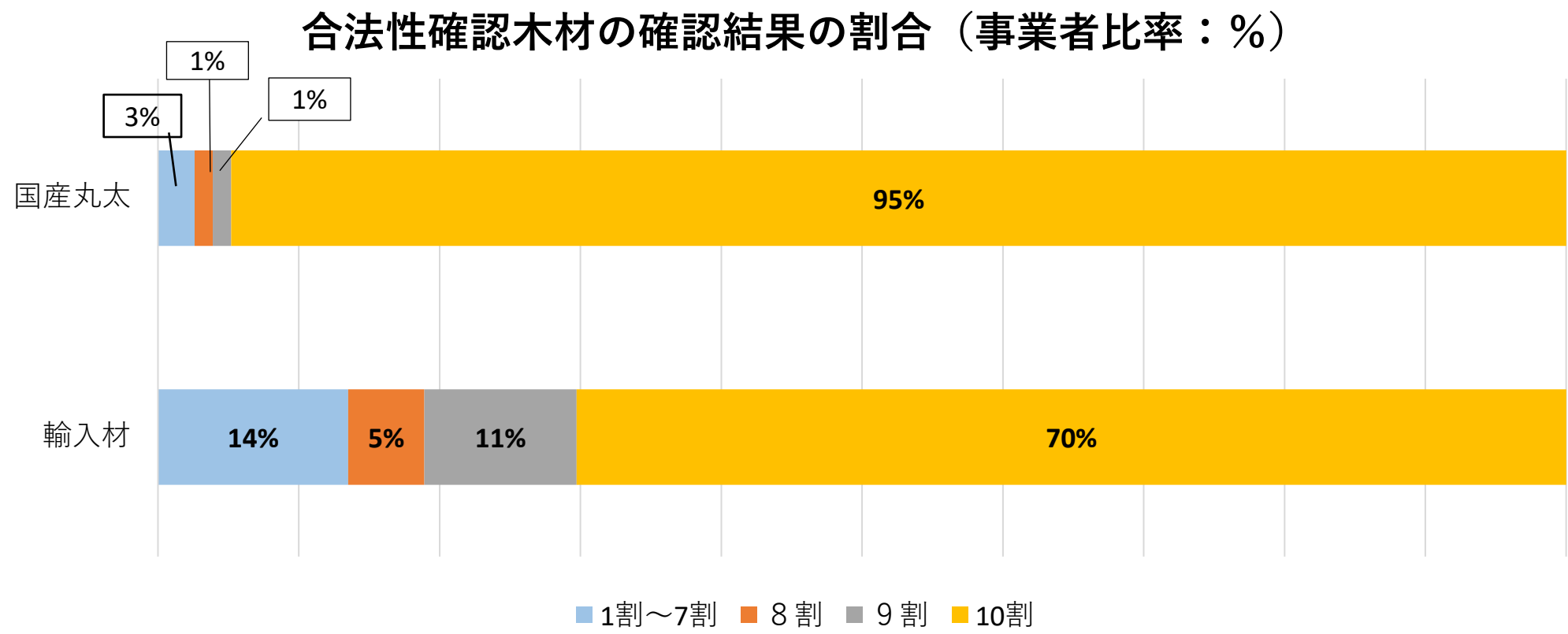


○ 原材料情報が収集できなかった場合の理由（自由記載）

- ・庭木など証明できない場合がある
- ・地域森林計画対象森林ではなかった
- ・道路、宅地、工場用地、ダムなどの工事支障木は自社で伐採している
- ・薪用の丸太であったため証明書がなかった
- ・中国材については証明書を取得するのは難しい
- ・アフリカ材などは原産地証明書以外に出ない

1-3-1 アンケート調査結果（第1種GL認定事業者向け・その2）

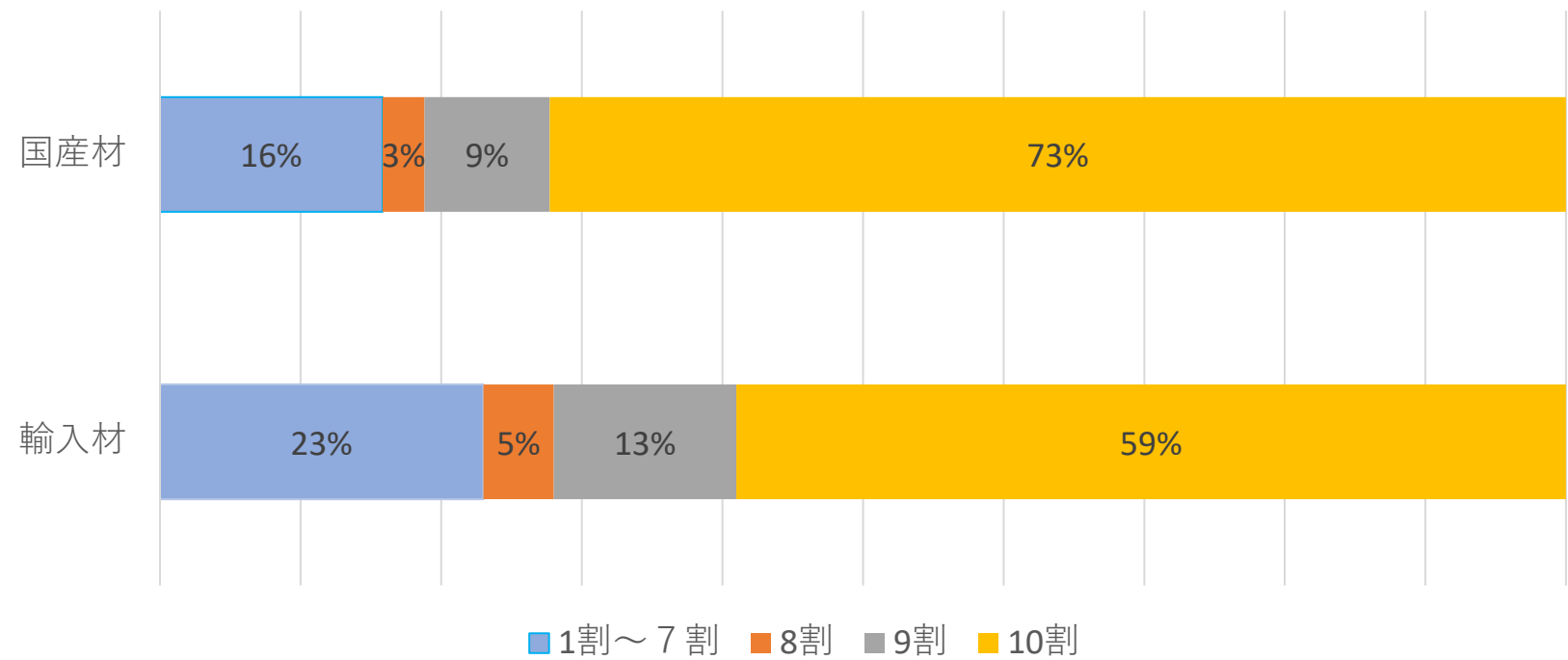
原材料情報収集の結果、100%が合法性確認木材と確認した事業者は、国産丸太で95% 輸入材で70%と国産丸太の方が輸入材より高い。



1-3-2 アンケート調査結果（第2種GL認定事業者向け・その1）

- GL認定事業者（第2種）において、入荷時の合法性確認木材が10割は、国産材73%、9割が8%、8割が3%、1～7割が16%と続く。
- 輸入材については、10割が59%、9割が13%、8割が5%、1～7割が23%と続く。

入荷時の合法性確認木材の割合（事業者比率：%）

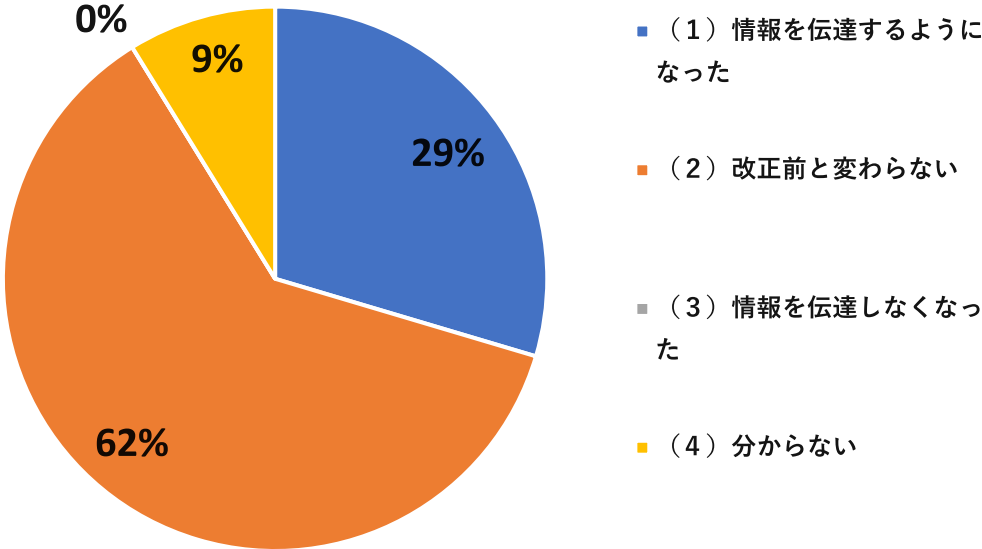


1-3-3 アンケート調査結果（第2種GL認定事業者向け・その2）

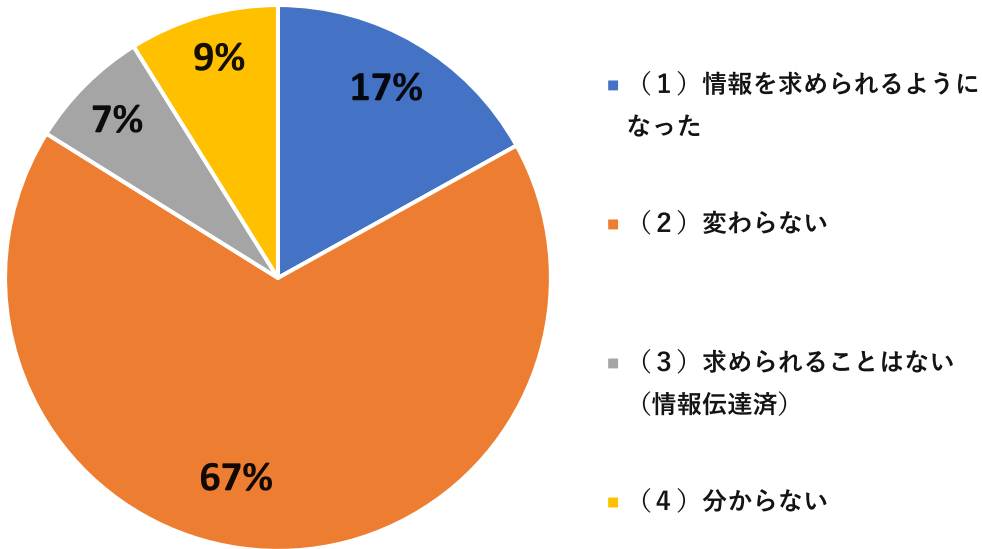
- （1）出荷時における情報伝達状況の変化については、「改正前と変わらない」が62%を占めている一方、「情報を伝達するようになった」が30%となっており、情報伝達状況の向上が認められる。

（2）出荷時に販売先から合法性確認木材であるか否かの情報が求められるようになったかについては、「変わらない」が67%を占めている一方、「情報を求められるようになった」が17%と情報提供の求めが多くなっている傾向が認められる。

改正cw法施行による情報伝達状況の変化
(事業者比率：%)



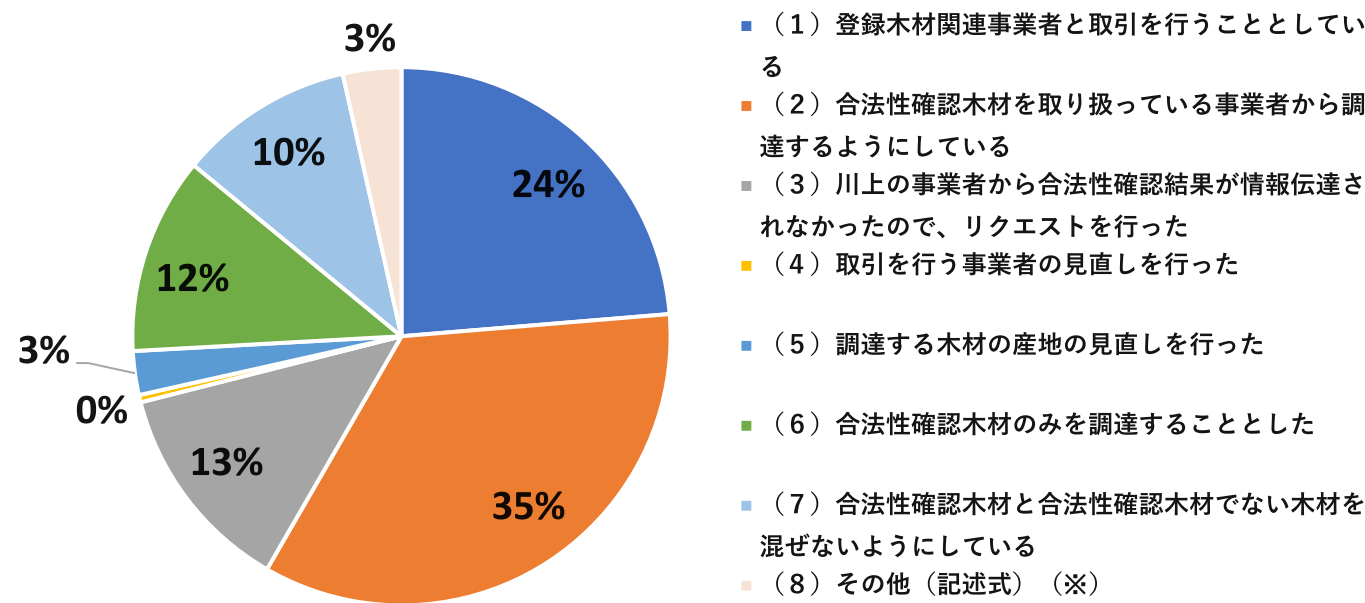
改正cw法施行後の合法性確認木材の情報伝達の求め
(事業者比率：%)



1-3-3 アンケート調査結果（第1種・2種GL認定事業者共通・その1）

合法性確認木材の数量を増やすための自社での取組については、「合法性確認木材を取り扱っている事業者から調達するようにしている」が最も多く、「登録木材関連事業者と取引を行うこととしている」、その次に、「川上事業者から合法性確認結果が情報伝達されなかったため、リクエストを行った」が続く。

合法性確認木材等の数量を増やすための自社での取組
(複数回答、事業者比率：%)



※その他（記述式）
・基本的に合法性確認木材を調達している
・国有林の素材入札で調達している
・ソーラー発電工事の際には、違法工事ではないか、伐採届が出ているかを確認している

注：選択肢の全チェック数を100%として、その中でチェックがあった選択数を%表示

1-3-2 アンケート調査結果（第1種・2種GL認定事業者共通・その2）

CW法の研修を通じて理解を深めたい点、合法性確認木材の普及のために必要と考えることについて記述式（自由記載）で求めたところ、主な意見は以下の通り

CW法の研修を通じてもっと理解を深めたい点について（自由記載）	回答数
・.CW法の背景、意義、注意点等を実務レベルで教えてほしい	2
・エンドユーザーにわかりやすく説明する方法を知りたい	2
・CW法と林野庁ガイドラインの整合について	2
・合法性確認木材を取り扱うことのメリット、扱わないことのデメリットを実例をあげて教えてほしい	1
・ユーチューブ動画を配信するなど理解しやすいセミナーにしてほしい （→ユーチューブ動画作成・合法ナビ掲載済）	1
・パレットと梱包材がなぜCW法対象外なのか知りたい	1
・輸入材についてリクエストして非合法であった場合の対応方法について知りたい。特に取扱い先が1社しかない場合には使わざるを得ない状況	1
・紛争地域、差別主義国等から木材を仕入れることの国としての考え方	1
・CWナビを通じて質問し回答をいただいているので助かっている	1

合法性確認木材の普及のために必要と考えることについて（自由記載）	回答数
制度の簡素化、改訂（10）	
・CW法と林野庁GLの制度統一化を図ってほしい	4
・林野庁GL制度は今後とも継続してもらいたい	3
・輸入事業者にのみこの法令を適用すべき	1
・国産材（許可制度等）と輸入材（流通規制）は別々のスキームで行うべき	1
・日本における違法伐採の定義を明らかにすべき	1
普及啓発、支援（6）	
・付加価値化、差別化への推進サポートやメリットの提示	1
・市場での必要性のPR	1
・ユーザー、特に大企業やハウズビルダー等への働きかけが必要	1
・最終需要者からの要求や、発注者の認知度の向上が必要	1
・CWシステムをもっと周知して情報伝達がスムーズにいくようにすべき	1
・川上（伐採事業者等）に制度の浸透を図るべき	1
負担の軽減（3）	
・事業者の負担が極力少なくなるような運用の導入	2
・登録事業者になるのにコストがかかりすぎる	1
その他（5）	
・希少輸入材に関しては、通関での取り締まり厳格化、アナウンスが必須	1
・輸入事業者への監査体制等を厳しくしトレーサビリティの充実を図る	1
・アンフェアな取引は持続可能ではないことを自覚するような世の中にすべき	1
・第2種事業者の努力義務の位置づけが微妙。登録事業者だけが意気込んでも空回りしている気がする	1
・CW情報を要求したところ、ある森林組合からは事務手数料を請求される	1

2 各都道府県森連へのアンケート調査概要

- (1) 全森連を通じて各都道府県の森林組合連合会等に対し、改正クリーンウッド法の施行後8箇月経過した時点の現状についてアンケート調査を実施（調査時点は12月上旬・回答数は16）
- (2) アンケートの項目は、「合法性確認木材の流通状況」「改正法の制度の周知状況」「クリーンウッドシステムの普及状況」「需要者側からの要望や注文の状況」「制度に関する問合せ状況」「その他要望」等について自由記述方式で実施

改正クリーンウッド法の施行状況に係るアンケート調査（項目）

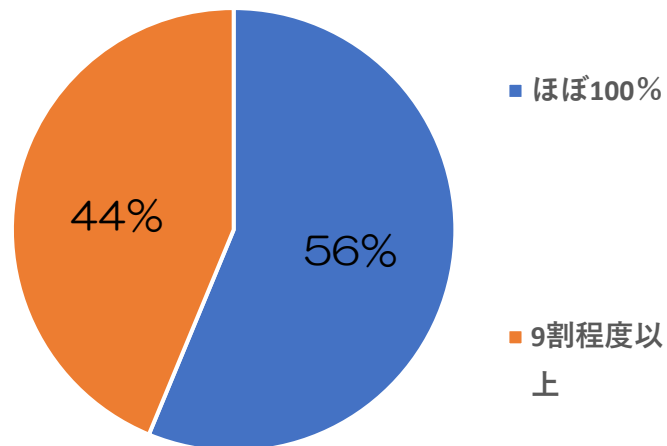
問
1-1 クリーンウッド法に基づく合法性確認木材は円滑に流通（確認）を始めていますか。
1-2 クリーンウッド法に基づく合法性が確認された流通量は概ね何割くらいの感触ですか。
1-3 素材生産業者、原木市場、製材工場、プレカット工場等業種別で制度への対応で違いがありますか。
1-4 合法木材の認定事業者とその他の事業者で違いがありますか。
1-5 以上を踏まえ、今後の改正法の普及のために何が必要と考えますか。
2-1 クリーウッドシステムについて登録の状況や導入の事例を聞いていますか。
2-2 クリーンウッドシステムの評価を聞いていますか。
2-3 クリーンウッドシステムに対して機能や運用に関して要望がありますか。

問
3-1 クリーンウッド法に基づく合法性確認木材の需要者からの要望や注文を聞いていますか。
3-2 林野庁ガイドラインに基づく団体認定制度に関する問い合わせがありますか。 （是非を含め）
3-3 上記以外で、会員はじめ事業者からの問い合わせは、どのような内容が多いですか。
3-4 林野庁ガイドラインに基づく認定制度の証明連鎖とクリーンウッド法の情報伝達を併せて行う方法の周知・普及は進んでいますか。
4-1 林野庁への要望はありますか。
4-2 全木連/全森連への要望はありますか。
4-3 その他意見があれば記載してください。

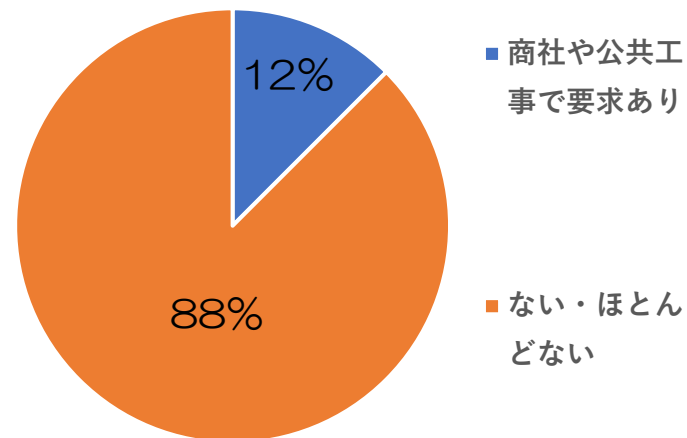
2-1 各都道府県森連へのアンケート調査結果（その1）

- (1) 各都道府県の森林組合連合会はその事業活動を通じて、林業・木材産業の上流側で大きな役割を果たしており、回答のあった連合会では合法伐採木材の流通が「ほぼ100%」「9割程度以上」となっており、合法性確認木材の流通が着実に行われていると認識。
- (2) 一方で、需要者からの要望や注文は「ない・ほとんどない」が約9割を占めるが、各県森連は第一種事業者の立場が多いため、合法性確認木材か否かの情報伝達はなされているものと認識。その上で、今回の「ない、ほとんどない」という回答がどのような背景でなされたかは今後の検討の余地あり。

問1-2：クリーンウッド法に基づく合法性が確認された木材の流通量は概ね何割くらいの感触ですか

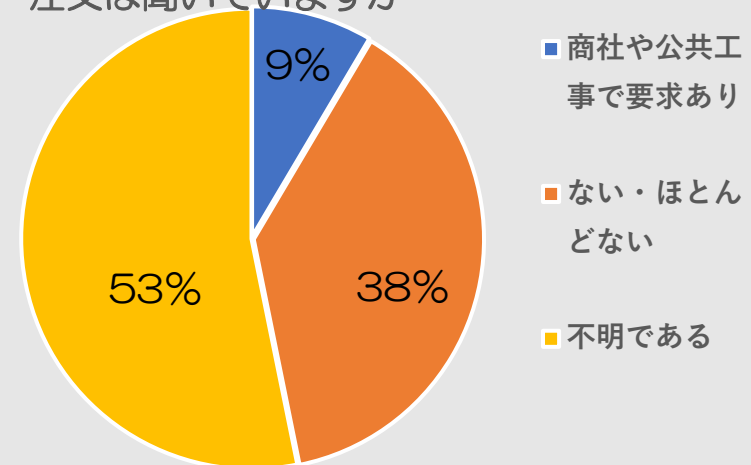


問3-1：クリーンウッド法に基づく合法性確認木材の需要者からの要望や注文を聞いていますか



参考：各都道府県木連等からの回答

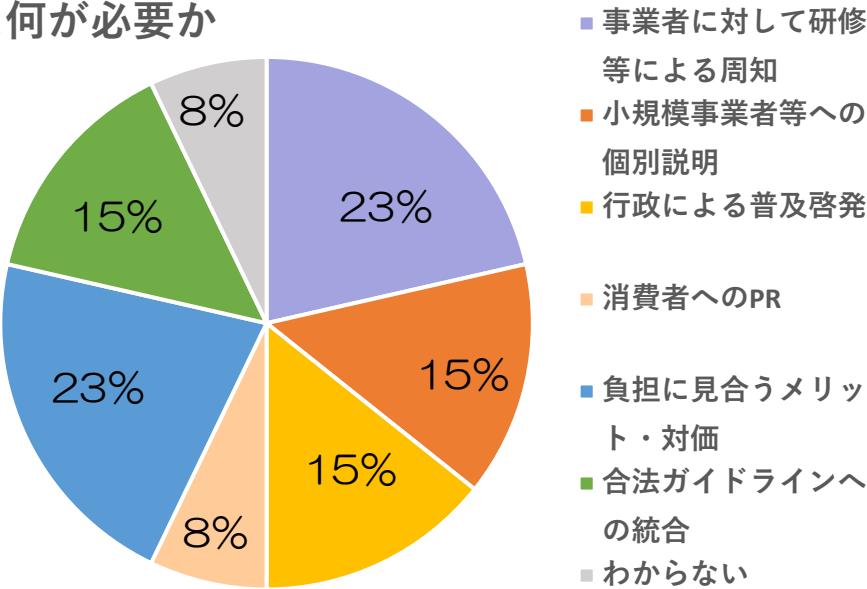
問3-1：クリーンウッド法に基づく合法性確認木材の需要者からの要望や注文は聞いていますか



2-1 各都道府県森連へのアンケート調査結果（その2）

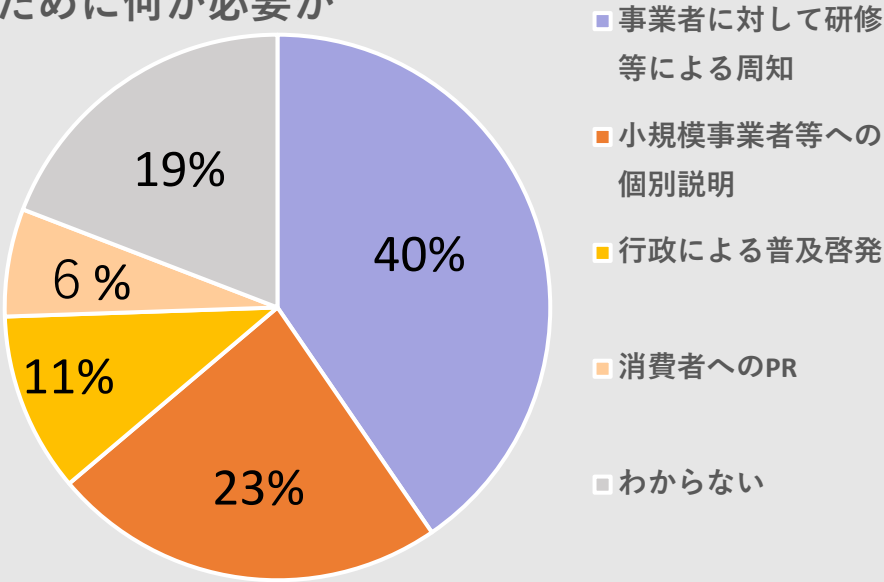
こうした中、「今後の改正法の普及のために何が必要か」の問に対しては、各都道府県木連等からの回答と比較して、多様な認識が示されており、「負担に見合うメリット・対価が必要」や「合法木材ガイドラインとの統合」等が見られる。

問1-5：今後の改正クリーンウッド法の普及のために何が必要か



参考：各都道府県木連等からの回答

問1-5：今後の改正クリーンウッド法の普及のために何が必要か



3 中央団体へのアンケート調査

（調査概要）

- 改正CW法で義務対象となった素材生産販売事業者、第1種木材関連事業者が比較的多く加入している全国素材生産業協同組合連合会、全国森林組合連合会、全国木材組合連合会に対し、改正CW法の施行後8箇月経過した時点の現状について記述式でアンケート調査を実施（調査時点は12月上旬）。
- 調査項目は都道府県木連と同様。

（結果の概要）

- CW法に基づく合法性確認木材はおおむね混乱なく流通しており、原材料情報の提供についても求めに応じて提供されている。
- 合法性確認木材の流通量については、全森連では取扱量のほぼ全量と考えている一方、地域によって差があるとの意見もあるなど、確認が必要。
- 原木市場など第1種木材関連事業者や林野庁GL認定事業者では制度への理解が進んでいる一方、小規模な素材生産事業者などでは理解が不十分なケースがある。
- CWシステムについての登録・導入状況については大手事業者など一部を除いてあまり進んでいないとしており、他のシステムとの互換性の構築や利便性を高めるためにはさらなる周知が必要。
- 一部の商社や公共工事等において合法性確認木材の要望はあるものの、一般的には消費者を含む需要者からのニーズはほとんどなく、さらなる普及啓発が必要。
- CW法と林野庁GLとの制度の違い、両者の情報伝達を行うことの意義等については、ある程度理解は進みつつあるものの、今後さらに研修等を通じて理解を促していくことが必要。

令和7年度専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供（林野庁委託事業） 第3回専門委員会

補助事業による改正クリーンウッド法の普及・啓発の実施状況 （報告）



2026（令和8）年2月18日
（一社）全国木材組合連合会

全木連では、令和7年度林野庁補助事業で
「事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発」事業を実施中

事業の目的と概要

1 目的

素材生産販売事業者による情報提供及び第1種木材関連事業者が行う合法性確認等についての能力を向上させ、第2種事業者の努力義務の内容を周知するとともに、消費者等への普及啓発を通して、合法伐採木材の流通及び利用を促進する。

2 実施内容

- (1) 合法性確認等のための研修の実施
- (2) 指導者養成説明会及び講座の開催
- (3) 検討委員会の開催
- (4) 全国レベルの協議会（意見交換会）の開催
- (5) イベント出展等の普及啓発

3 実施結果概要（実施中のため予定を含む）

（１）合法性確認等のための研修の実施

①主な研修内容

- ・改正CW法の概要（改正点を中心に）
- ・第1種事業者、素材生産販売事業者の義務内容
- ・登録について、情報提供サイト（CWナビ）の紹介
- ・合法木材ガイドライン（GL）の概要とCW法の関係
- ・GLに基づく合法木材供給体制を活用したCW法の遵守・普及

②実施状況（受講者数は、現在までに実施報告のあったものを集計）

全国団体7つ（17ヵ所）、都道府県木連26木連（37ヵ所）で実施
研修受講者数：全国団体476人、県木連1,455人 合計1,931人

（２）指導者養成説明会及び講座の開催

①概要

業界団体等において事業者の合法性確認を指導・支援する人材を養成し、業界団体・行政関係者等に制度を周知することを目的として実施

②実施状況

- ・大都市での開催：10月に名古屋、大阪で開催（講師は林野庁担当者、Web併用）
- ・生産地での開催：11月に福島県、12月に長野県（4か所）で開催（講師は全木連）
- ・説明動画（基礎編、実務編）を作成し、福島県、長野県での説明会で使用

※動画、説明資料は「合法木材ナビ」Webサイトに掲載

3 実施結果概要（つづき）

③結果概要

1) 参加者数：名古屋193人、大阪154人（いずれもWeb参加者を含む）
福島20人、長野80人（長野は4会場の合計）

2) 参加者からの質問、意見、反応等

<名古屋、大阪>

- ・登録のメリットにある「補助事業の優遇措置」にはどのようなものがあるか
- ・合法性の確認の要件は？
- ・具体的な合法性確認の方法を知りたい
- ・住宅会社が消費者に合法性を伝達する場合、様々な部材があり困難

<福島、長野>（実施後アンケートの回答より）

- ・合法であることの証明を常に流通経路に流すことは、面倒な作業
- ・合法木材とCW法の関係が、いまひとつわからない
- ・今回のような研修会の開催は、あらためてCW法を理解するうえで重要
- ・今回参加されなかった方々への普及を進めてほしい
- ・CW法は、促進法であることから関連業者や団体等の意識に委ねられる。そのため、義務違反に対する罰則規定はあるものの、非常に緩い法律と考える
- ・CW法の普及啓発説明会と同時に合法木材に係る各種手続きについて説明がほしい

3 実施結果概要（つづき）

（3）検討委員会の開催

研修及び指導者養成説明会の実施方針、内容の検討を行った（年度内3回開催）

（4）全国レベルの協議会（意見交換会）の開催

会議名：合法伐採木材利用促進全国協議会 開催時期：12月

参加者：全国レベルの認定団体、NGO、関係研究機関、関係省庁等

内容：「クリーンウッド法の普及について」をテーマに参加者からの情報提供、意見交換

（5）イベント出展等の普及啓発

①全国レベルの普及啓発（全木連）

- ・展示会（Japan Home & Building Show、モクコレ2026）に出展しCW法をPR
- ・Webサイト（合法木材ナビ）での情報提供

②都道府県レベルの普及啓発（都道府県木連）

- ・地方で開催されるイベント、新聞広告等でPR
- ・協議会（意見交換会）を開催し普及啓発について検討
- ・16都道府県木連で実施

令和7年度 第3回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2026（令和8）年2月18日（水）15:00～17:00
2. 開催場所 TKP 東京駅カンファレンスセンター 11D
3. 参加者 池田委員、岡本委員、岩永委員、相馬委員、立花委員、原田委員、森田委員、山ノ下委員
4. 議事内容 以下のとおり

はじめに、林野庁木材利用課齋藤監査官より挨拶があり、事務局より出席者紹介などが行われた後に、立花委員に座長をお願いして議事に入った。

議事① 生産国における情報調査（以下、「生産国調査」）の結果概要について
（日本森林技術協会（以下、「日林協」）より米国、カナダの調査結果について説明）
【質疑応答】

（立花座長）まず、確認したいが、米国のオレゴン州のFERNs、ワシントン州のFPARSについて、すべての森林施業が対象ということでしょうか。

（日林協）私有林のすべての施業が対象になっている。

（立花座長）どなたか、ご質問等がありますか。

（池田委員）関連してお聞きするが、それぞれの届出制度は、州政府が運営しているのか。州政府の体制は充実していると考えてよいのか。

（日林協）市町村とかでなく、すべて州政府が対応している。また、現地確認も行っていると聞いており、体制も整備されているものと考えている。

（池田委員）インターネットを活用しているので市町村等に負担をかけずにできるということか。

（日林協）然り。オレゴン州は申請書の提出から承認までシステム経由となっており、ワシントン州は紙ベースで申請書を提出している。ただし、ワシントン州も4月からインターネット上で申請から支払いまで完了するfpOnlineというシステムを導入予定と聞いているが、現状は紙での申請をPDFにしてシステムにアップするやり方になっている。

（森田委員）オレゴン州、ワシントン州の制度は、1箇所当たりのまとまりはどのようになっているのか。説明のあったポリゴンについて、まとめて申請するようなこともできるのか。

（日林協）ポリゴンは施業申請ごとに作成されることになっている。また、施業地が離れている場合は、別の申請になると聞いている。

（山ノ下委員）今回の調査により、米国やカナダから輸入を行っている事業者は、困難が残るのか、

それとも問題なくできるのか。

(日林協) 例えば、森林認証が取得されているのであれば、インボイスに森林認証の主張を付すケースを確認している。森林認証がない場合は、オレゴン州、ワシントン州では、施業申請のID番号から事業者が検索できるので、施業申請書を入手できる可能性が高いものと思われる。

(池田委員) ミシシッピ州やアルバータ州では、申請手続きが不要のようだが、どのようにして合法性を確認できるのか。

(日林協) 確認して後日回答する。

(池田委員) オレゴン州とかワシントン州では、州政府の体制や職員数などはわかるか。

(日林協) 後日確認して報告する。

(立花座長) 日本の伐採造林届からシステム化してはどうかといろいろな委員会でお話ししているが、なかなか難しいようだ。両州の制度をもう少し研究してみる必要があると感じた。それでは、次にうつる。

議事② 施行状況に係るアンケート調査について（追加調査）

(全国木材組合連合会（以下「全木連」）より説明)

【質疑応答】

(立花座長) 委員の皆様からご意見ご質問お願いできればと思います。

(岩永委員) 第2種の登録木材関連事業の回答で、合法性確認木材の流通量を増やすための取組として、価格等のメリットや需要者のニーズ等があること、自分たち以外（新たな登録事業者）の事業者が（義務化により）取り組むこと等が掲げられており、重要なところと思った。また、各都道府県森連へのアンケートの結果については、従来からの県産材認証制度や林野庁ガイドラインをクリーンウッド法に適応させることが良い結果に結びついているように感じた。

(全木連) ご指摘のとおりと感じている。特に需要者側からの要求があること、従来からの林野庁ガイドラインに基づいた12000社のネットワークを活用することが有効だと認識している。

(原田委員) 都道府県森連の回答は、上流側の第1種木材関連事業者の立場が多いため、合法性確認の伝達がなされているのはその通りと思うが、需要者からの要求やリクエストも少ない中で、「改正前と変わらない」という回答は、要求がきていないから伝達していないとも読み取れるように思ったがいかがか。

(全木連) 数年前から全木連の研修でも公共調達かどうにかかわらず「合法木材」の伝達することを説明・推奨してきていており、基本的には従来から行っていることが「変わらない」という理解をしている。

(原田委員) 「変わらない」の解釈は二通りあるということだと思うので、根拠等を示していただくとありがたい。

(岩永委員) その点に関しては、入荷時、出荷時の合法性確認木材の割合とのクロスチェックをされてはいいかと思う。

(森田委員) スライド 9 の合法性確認木材等の数量を増やすための取組の集計で、回答の種類を割合で円グラフにするのではなく、回答毎に回答した事業者のシェアを示していただけるとありがたい。例えば、そもそも分別管理は基本中の基本だと認識しているが、分別管理を行うという回答が 9%になっており、それが多いのか少ないのかわからないということになる。二点目は、登録木材関連事業者に関して、現時点では 800 社程度になっている。林野庁ガイドラインの認定事業体は、3 年くらいで 1 万社を超えたが、誰にどのようなメリットがあるのか、もっと明確にしていく必要があるのではないか。三点目は、国産材の丸太と輸入材の木材製品等では合法性確認の難しさが異なるので、そういった前提をわかるようにして欲しいと思う。

(立花座長) 森田委員からのご指摘は、報告書の取りまとめにあたって、一番目と三番目については、報告書をまとめる段階で生かしていただきたい。

(林野庁) 登録木材関連事業者の登録数については、第 1 種木材関連事業者の合法性確認が義務化され位置付けが変わった中ではあるが、世の中に差別化されるよう林野庁として普及して参りたいと考えている。また、分別管理に関しては、クリーンウッド法では過大な負担を強いることができないために求めている。このためにコストをかけてでも分別管理を行うという回答は、頑張っている事業者と評価できるものと考えている。

(山ノ下委員) インセンティブが必要という回答があるが、CW 法は義務化されたので、インセンティブがないならやらないということ自体が問題であるということについて、理解を得ていくことが必要だと思う。やった人損ということにならないように、説明会等でも明確に伝えた方がよい。

(立花座長) 他に発言はありますか。

(相馬委員) 山ノ下委員と共通するが「ニーズを増やす」「禁止する」などの回答は、頑張った人が馬鹿をみるといったワーニングととれる。クリーンウッド法で決まっているので、のきちんとやってもらわないと困りますという周知が必要だと思う。また、「非合法」のときの対応方法が知りたいという回答があるが、この点でも周知をしていくことが必要だと思う。さらに、クリーンウッド法の情報を求めたら手数料を要求されたという回答もあるが、こうした回答があることを踏まえて、きちんと説明していくことが重要だと感じた。

(岡本委員) 海外調査について、中国についてはどのように考えているのか。

(林野庁) 前のお二人のご意見に対して、合法性の価値をしっかりと伝えていくことが重要だと思う。また、調査国に関しては、ニーズや実施可能性等を踏まえて、ご意見等を聞きながら検討して参りたいと考えている。

議事③ 補助事業による改正クリーンウッド法の普及・啓発の実施状況について

(全木連より説明)

【質疑応答】

(立花座長) ありがとうございました。全体を通してでもかまいませんので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いできればと思います。

よろしいでしょうか。

無いようですので、これまでと致します。いただいた意見やご提案を生かして、事務局で整理をお願いします。

最後に、全木連からの閉会の挨拶により会議を終了した。

以上